

研究報告書

2007. 3

平成 18 年度 特別研究報告書

次世代型まちづくりのための住民参加システムのあり方に関する研究

日本福祉大学福祉経営学部
国際福祉開発マネジメント学科
助教授 吉村 輝彦

財団法人 名古屋都市センター

目次

概要

第一章	研究の背景と目的	1
1-1	研究の背景と目的	1
1-2	研究の枠組みと方法	2
第二章	まちづくり再訪：次世代型まちづくりの方向性の検討	3
2-1	まちづくりが目指してきたこと／目指すべきこと	3
2-2	次世代型まちづくりの目指すべき方向性	6
第三章	地区まちづくりの取り組みの実態とその課題	11
3-1	名古屋の「都市計画」「まちづくり」に見る取り組み傾向	11
3-2	名古屋における萌芽的取り組みに見る政策的含意（その可能性と課題）	32
3-3	他地域の取り組み事例からの示唆	52
第四章	地区まちづくり推進に向けた住民参加システムのあり方	68
4-1	地区まちづくりの展開に向けたプロセスモデルの検討	68
4-2	地区まちづくりを育む支援的政策環境のデザイン	74
4-3	地区まちづくりの推進環境のあり方の検討	78
4-4	具体的取り組み方策の提案	85
第五章	結論と課題	101
5-1	まとめ	101
5-2	今後の課題	102
	主要参考文献	103
	謝辞	108

概要

第一章 研究の背景と目的

1-1 研究の背景と目的

近年、市民主体のまちづくりや協働のまちづくりをはじめとして、「まちづくり」という名称をつけた様々な取り組みや事業が各地で行われている。その点で、「まちづくり」の必要性和重要性は、多くの関係者の間で共有されてきているように見える。

新しい公共を育む次世代型まちづくりでは、自分たちで意思決定を行い、自分たちで実行できるシステムを作っていくことが重要である。また、今後のまちづくりにおいて期待されることは、こうした参加、連携や協働の場を通して、様々な情報を共有し、議論を行い、意思決定を行い、まちづくりの成果を生み出していくこと、そして、新たな活動を創発していくことである。さらに、こうした場を介在して、個人や組織の関心をもとに様々な知恵や活動が紡ぎ出されていくこと、そして、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）や地域空間のマネジメント能力の強化が期待される。

しかしながら、こうした文脈において、今後、どのようなまちづくりを目指していくべきか、そして、その目標の実現に向かって、どのようなガバナンスの仕組みや支援的政策環境のあり方を構想していったらいいか、そして、どのように住民参加の仕組みをデザインしていくべきかについては、まだまだ模索している段階にある。そこで、本研究では、次世代のまちづくりの方向性と、その実現に向けた支援的政策環境の方向性やそのあり方を検討する。

1-2 研究の枠組みと方法

本研究では、次世代に向けたまちづくりのあり方を検討した上で、名古屋市における「都市計画」「まちづくり」の取り組み傾向、その中でも、萌芽的な取り組みから示唆されることを整理する。さらに、他の地域の取り組みをも参考にし、その上で、名古屋市における次世代型まちづくりに向けた住民参加システムのあり方について検討を行う。

本研究を進めるにあたっては、まちづくりフィールドにおける参与観察も含めた参加型調査、名古屋市事例の現地視察を含めた調査、先進的事例を含む他の地域の取組みのレビュー、そして、現場に関わる専門家や人々との意見交換を実施した。

第二章 まちづくり再訪：次世代型まちづくりの方向性の検討

2-1 まちづくりが目指してきたこと／目指すべきこと

もともと、用語「まちづくり」は、対「(近代)都市計画」の文脈の中で、生成されてきた。

こうした身近な生活空間や暮らしやすい地域環境づくりを目指す「まちづくり」には、明らかに、伝統的な「都市計画」とは異なる明確な考え方／思想が込められている。従来の「都市計画」の特徴である行政主導やインフラ整備等ハード指向から、市民主体で、地域資源や社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を活かしながら、まちの魅力・活力・福祉力を向上させ、個人の想いをカタチにし、地域空間をマネジメントしていくような活動指向へと転換してきている。ここでは、ハードウェア、ソフトウェア、ハートウェアを組み合わせた重層的で多彩な活動が期待されている。また、様々なまちづくりフィールドの中で、個人や組織の関心をもとに様々な知恵や活動が紡ぎ出されていくと同時に、社会関係資本や地域空間のマネジメント能力の強化も期待されている。さらに、こうしたまちづくりでは、自分たちで意思決定を行い、自分たちで実行できるシステムを作っていくことが重要となっており、その意味で、まちづくりの主体やマネジメントの仕組みが転換しつつあるばかりではなく、新しい公共を創り出す活動として、「まちづくり」は考えていくべきものである。

2-2 次世代型まちづくりの目指すべき方向性

（1）次世代型まちづくりの方向性

まちづくりとは、市民が日常生活を通して安全で、安心して、心地よく暮らしていくことができる地域社会（コミュニティ）づくりとそれを支える住みやすい生活環境や空間を維持・形成していく持続的な営みのことである。つまり、一人ひとりの市民が持続的にまちづくりに参加し、日々の生活の営みや生計活動を通して地道に漸進的に住まいや町並みが維持、形成、更新されていく。そうしたプロセスを通して、地域社会（コミュニティ）が育まれ、時間をかけながら、まちがカタチづくられていく。それゆえ、人々の生活スケールである地区レベルのまちづくりをいかに進めていくかが、今後のまちづくりにおいて重要になる。

そして、次世代型まちづくりには、

- 1）まちの魅力・活力・福祉力を維持・形成していく地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントをしていくこと
- 2）まちへの想い・愛着を育むこと、関心・想いを活動へと結びつけること、地域課題を創造的に解決していくこと（個人から共同行動へ）、地域（福祉）力を再生・向上・創造させていくこと、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を向上させていくこと、人と人とのつながりや絆、信頼社会を再構築し、また、関係性を変容させ、地域社会（コミュニティ）を再生、あるいは、新しいカタチを探求し、生み出していくこと
- 3）多様な主体の多元的で重層的な連携やネットワーキングによって成立する「（コミュニティ）ガバナンス」を実現していくことが求められる。

（２）次世代型まちづくりに必要な基盤

従来の「都市計画」から発想を転換し、地区レベルでのまちづくりを進めていくために不可欠な基盤は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）、創発的ネットワーキング、プラットフォーム、まちづくりアリーナである。そして、こうした概念に基づく仕組みと地域空間のマネジメントや創造的な空間形成をいかに結びつけていくかが大きな課題になる。

第三章 地区まちづくりの取り組みの実態とその課題

３－１ 名古屋の「都市計画」「まちづくり」に見る取り組み傾向

名古屋と言えば、土地区画整理事業、市街地再開発事業や 100 メートル道路といったインフラ整備のイメージが強い。確かに、行政主導でハード主体の「都市計画」としての側面が強いのは事実であるが、一方で、「都市計画」の枠組みの中でも、ソフトな取り組みもある。ここでは、地区総合整備、地区計画・建築協定、都市景観、特色ある区づくり事業、名古屋都市センターの取り組み、町並み保存をとりあげ、名古屋市住宅都市局を中心とした「都市計画」「まちづくり」の取り組みを見ていく。

行政主体の問題解決型アプローチである地区総合整備は、ハード主体の都市計画が中心で、その事業の中から市民を育てることが主眼であった。この地区総合整備のアプローチにおける住民参加については、事業主体が行政であることもあって、住民の受け身の姿勢が指摘されている。その点で、地区総合整備の枠組みやアプローチは、地区レベルのまちづくりを進めていく上では、様々な課題がある。

良好な住環境を保全していくための住民発意による地区計画や建築協定が十分に活用されていない。そのこともあって、名古屋市内では、高層マンション建設に伴う紛争が近年になって多発している。一方で、こうした高層マンション建設に伴う反対運動や紛争の教訓が、必ずしも十分に生かされていない。地区まちづくりの重要性は指摘されているが、まちづくり条例すら制定されておらず、効果的な地区まちづくり支援は行われていない。まさに、市民主体のまちづくりアプローチをどのように進めていくかが問われている。

区役所を中心とした「特色ある区づくり事業」や「パートナーシップのまちづくり研修」は、内容的に見れば、区役所という地域のまちづくりの窓口を拠点として、ソフトな視点から見たまちづくりの展開を図ろうとしていた。しかしながら、ソフト事業が中心となった結果、必ずしもハード整備を伴わないために、創造的な空間マネジメントに向けては大きな課題が残ったと言える。一方で、ソフトな取り組みが行われている一方で、現に空間変容も生じていた。

名古屋市教育委員会は、地域の伝統や個性を大切にしたい魅力あるまちの創造を目指して、歴史的な町並み保存事業を行っている。町並み保存要綱に基づき、４つの町並み保存地区が指定され

ている。しかし、町並み保存地区の仕組みは、高層マンション建設等空間変容に対しては、それを押しとどめる力がないのが実情である。

名古屋都市センターは、地区レベルで市民主体のまちづくりアプローチを進めていくために、「まちづくり活動助成」という活動支援と「まちづくりびと講座」という人材育成を行っているが、今後は、地区まちづくりの推進のための戦略やまちづくり活動に対する支援者として何をなすべきかを考えた上で、支援プログラムを検討する必要がある。

3-2 名古屋における萌芽的取り組みに見る政策的含意（その可能性と課題）

近年は、名古屋でも、市民主体のまちづくりへのシフトに向けた様々な萌芽が見られるようになってきた。城山・覚王山地区の取り組み、文化のみちエリアの取り組み、有松地区の取り組み、築地地区の取り組み、瑞穂うるおいまちづくり会の取組みを見ていくと、以下にあるような共通点を見出すことができる。

- 1) 地域内に、地域資源（歴史・文化・自然、歴史的建造物等）が存在し、コモンズになりうるものがある。
- 2) 地域への想いやこだわりを持った人（地権者、地域内と地域外）がいる。
- 3) 地域資源や社会資源をつなぐ場があり、市民の主体性を育み、また、そこで様々な人材の発掘や育成が図られている。
- 4) 地域資源や社会資源を活かした多彩な活動を展開している。
- 5) まちづくりの視点を持とうとしている。
- 6) 人と人とのつながりが存在し、また、想いや関心に応じて作られる組織や団体の重層的なネットワークが構築されている。
- 7) 組織や団体が、開放性を持っており、絶えず新しい風を送り込もうとしている。
- 8) 様々な関心と専門性を持った人の関わりがある。
- 9) 連携やネットワーキングを可能とするファシリテーション・マインドを持った行政や専門家等が存在している。
- 10) 行政主導で始まった事業が、まちづくり・地域づくりを進める活動へと展開している。行政発意であっても、市民主体へと転換させることも可能である。
- 11) 地域の社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の向上に貢献している。

一方で、ここで示した事例には明らかな課題もある。その地区のまちづくりにおいて共有できるビジョンが必ずしも明確ではないこと、そして、地域空間の保全・修復・創造というマネジメントを行うまでにはなかなかたどり着けないことである。

このように、特色ある区づくり事業は、まちづくりの発意やきっかけづくりとして意義もある。また、ハード指向の地区総合整備から市民主体のまちづくりへの展開もある。しかしながら、現

実に進む空間変容を見る限りにおいて、地域空間マネジメントへといかに結びつけていくか、そして、それをどのように支援していくかが課題である。

3-3 他地域の取り組み事例からの示唆

地域空間マネジメントに関しては、神戸市や世田谷区の実践が先駆的であるが、近年、地区まちづくりを推進するための「まちづくり条例」は、多くの自治体において、必要不可欠なプラットフォームとして整備されてきている。横浜市地域まちづくり推進条例、豊中市まちづくり条例、福井市、八王子市、宝塚市、小田原市、練馬区等の地区まちづくりに関わる取り組みを見ていくと、名古屋における今後の地域空間マネジメントに関して示唆を与える。

第四章 地区まちづくり推進に向けた住民参加システムのあり方

4-1 地区まちづくりの展開に向けたプロセスモデルの検討

名古屋市における萌芽的な取り組み、そして、他の地域の事例を参考に、地区まちづくりの展開のプロセスのあり方を検討する。各地で制定されている地区まちづくりを対象とした条例等では、地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントだけではなく、開発行為（事業）のマネジメントやコントロールや環境アセスメントの手続き、建築紛争の斡旋や調停手続きを扱う場合もある。統合型のまちづくり条例も検討する必要があるが、ここでは、主に、市民主体あるいは協働による地区まちづくりを想定して、あり方を検討する。

大きく分けて地区まちづくりが目指すべき方向は、（１）魅力・活力・福祉力を向上させる地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントを目指すまちづくり（地域空間マネジメント指向型まちづくり）と（２）地域（福祉）力の再生・向上・創造、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の向上、地域コミュニティの再構築を目指すまちづくり（社会関係資本指向型まちづくり）である。

「地域空間マネジメント指向型まちづくり」においては、まちづくりの発意から組織化を経て、地区レベルでのビジョン（構想、将来像、目標空間像等）、プラン、ルールづくり（まちづくり協定、地区計画・建築協定等）、そして、実現していくための活動づくりや事業化が目指される。これらの仕組みや実質的な内容を、都市マスタープラン（区別構想、地域別構想、地区レベル）やまちづくり条例によって位置づけることによって、根拠を持たせる。

「社会関係資本指向型まちづくり」においては、名古屋における萌芽的な取り組みを積極的に活かしていくことが重要である。これらの経験を他の地域や地区での活動に活かしていくとともに、こうしたプロセスや支援の仕組みをまちづくり条例等で制度化することが重要になる。

同時に、この二つのアプローチは、相互に密接に関係している。前者が、ハードウェア指向の取り組みであるのに対し、後者は、よりソフトウェアやハートウェアを指向した取り組みである。し

かし、地域資源や地域空間の存在とそれに対する人々の想いが、新しい関係を生み出し、その相互作用こそがまちづくりの核心になっており、両者のアプローチを相互浸透させ、有機的に結びつけていくことを意識的に取り組んでいく必要がある。

4-2 地区まちづくりを育む支援的政策環境のデザイン

まちづくり活動の発意は、市民自体の関心から自発的に取り組まれることもあれば、行政が行う事業ベースの取り組みから自立的な取り組みへと展開・変容していく場合もある。発意が、様々な活動を創発し、それが持続的なまちづくりへとつながっていくかどうかは、そこでの様々なデザインにかかっている。また、ソフトな活動が、地域空間の創造的なマネジメントといった活動へと展開するのも容易ではない。まちづくりの発意を促すことだけではなく、具体的な活動へと結びつけ、さらに、持続的なものへと発展させていく方策やハード（空間）とソフトが有機的に結びついていくための方策等、地区レベルのまちづくりを進めていく支援的政策環境のあり方を具体的に検討する必要がある。

4-3 地区まちづくりの推進環境のあり方の検討

地区まちづくりを進めるためには、推進環境が重要になる。ここでは、（１）行政組織のあり方、（２）住民・市民組織の再編成、（３）主体の育成とその連携・協働、の観点から現状を捉え、あるべきカタチを検討した。

4-4 具体的取り組み方策の提案

ここでは、地域空間マネジメントも射程に入れたパイロット的に取り組み可能な方策を提案する。次世代型まちづくりを展開していくためには、その地域への誇りや想いを誘う地域資源や空間が存在している今こそ、はじめの一步を踏み出し、あるいは、現在行われている活動をさらに豊かにしていくことが求められる。そこで、（１）まちづくりアリーナという場を通したキックオフ、（２）地区将来像・目標空間像の検討、（３）気づきやきっかけのデザインと対話型手法に基づくまちづくりの推進、（４）ターゲットを明確にした人材育成プログラムのデザインについて、具体例を踏まえて検討を行った。

第五章 結論と課題

5-1 まとめ

本研究では、次世代のまちづくりの方向性と、その実現に向けた支援的政策環境の方向性やそのあり方を検討してきた。

名古屋は、行政主導でハード主体の「都市計画」としての側面が強いが、近年は、市民主体の

まちづくりへのシフトに向けた様々な萌芽が見られるようになってきた。そうした取組みからは今後のまちづくりに向けて考慮すべき環境や条件が挙げられた。ただし、こうした萌芽的な取組みにおいても、地域空間マネジメントに関してはまだまだ課題が多い。

今後のまちづくりの方向性としては、魅力・活力・福祉力を向上させる地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントを目指すまちづくり（地域空間マネジメント指向型まちづくり）や社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の向上、地域（福祉）力の再生・向上・創造、地域コミュニティの再構築を目指すまちづくり（社会関係資本指向型まちづくり）が考えられるが、これを推進するためには、明確な戦略のもとで、地区まちづくりを育む支援的政策環境をデザインし、また、地区まちづくりの推進のための環境づくりをし、その上で、具体的な取り組みを積極的に行うことが重要である。

5-2 今後の課題

今回は、名古屋における萌芽的な取組みや他の地域の事例を踏まえて、住民参加システムのあり方を検討したが、今後は、さらに実践的な取組みの中から、その実現可能性を検討するとともに、積極的に政策提言を行っていきたい。

第一章 研究の背景と目的

1-1 研究の背景と目的

近年、市民主体のまちづくりや協働のまちづくりをはじめとして、「まちづくり」という名称をつけた様々な取り組みや事業が各地で行われている。その点で、「まちづくり」の必要性和重要性は、行政や専門家、市民、NPO 等多くの関係者の間で共有されてきているように見える。現に、まちづくりへの参加や協働は、まちのビジョンづくり、ルールづくり、個別の町並みデザイン、地区内の様々な空間を利活用するイベントの企画実施、地域資源の発見・発掘、拠点施設の管理運営、日常的な維持管理活動等の場面で行われている。

しかしながら、実際には、単なるイベントに留まるケース、あるいは、持続的なまちづくりへの取り組みへと結びついていないケースも多く見られる。また、形式的な参加や協働であったり、市民活動を支える仕組みが不十分であったり、テーマ型組織や NPO/NGO といった新しいタイプの組織と伝統的な地縁組織である町内会・自治会がうまく連携していない等、地域に根ざし、次世代が地域を誇れるようなまちづくりへと展開していくためには、参加の方法、協働の仕方、組織の連携等において多くの課題がある。

また、一方で、なんでも「まちづくり」化的な流れもあり、そこでの「まちづくり」がいったい何を目指しているのかが曖昧になってきている。用語「まちづくり」をこのように使っていいのか、改めて考えていくべきではないだろうか。

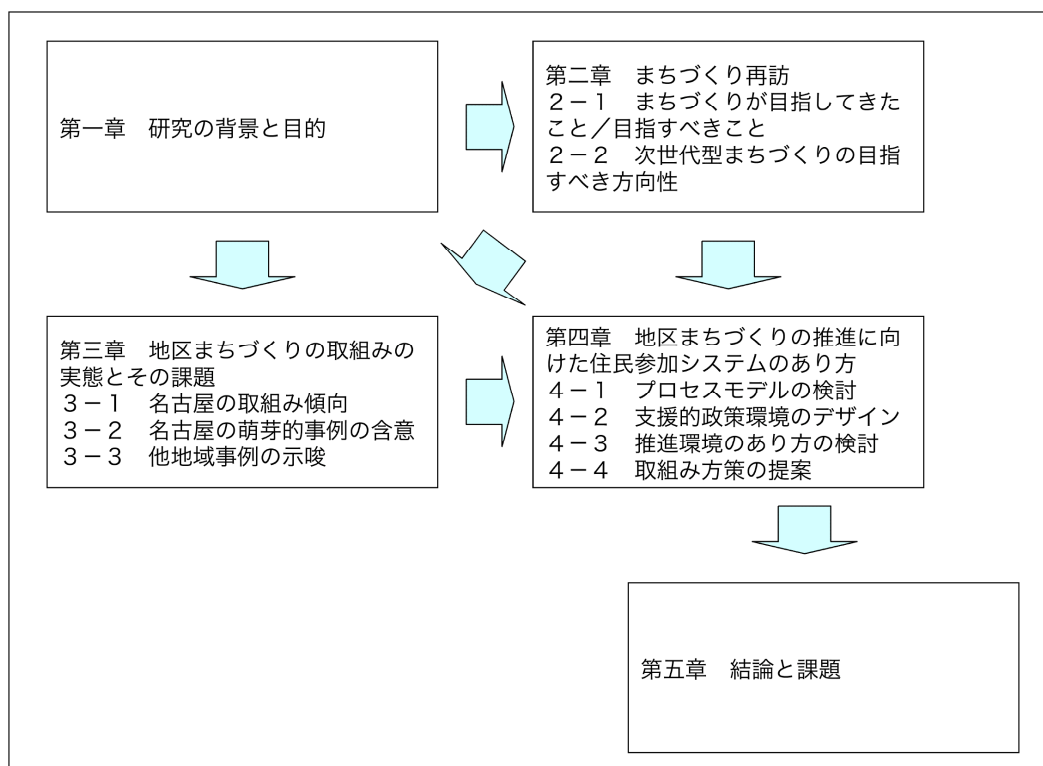
国の社会資本整備審議会次世代参加型まちづくり方策小委員会も指摘しているように、新しい公共を育む次世代型まちづくりでは、自分たちで意思決定を行い、自分たちで実行できるシステムを作っていくことが重要である。これは、行政中心の「統治（ガバメント）」から多様な主体の多元的な連携やネットワーキングによって成立する「共治（ガバナンス）」への展開と捉えられる。また、今後のまちづくりにおいて期待されることは、こうした参加、連携や協働の場を通して、様々な情報を共有し、議論を行い、意思決定を行い、まちづくりの成果を生み出していくこと、そして、新たな活動を創発していくことである。さらに、こうした場を介在して、個人や組織の関心をもとに様々な知恵や活動が紡ぎ出されていくこと、そして、社会関係資本／社会関係（ソーシャル・キャピタル）や地域空間のマネジメント能力の強化が期待される。

しかしながら、こうした文脈において、今後、どのようなまちづくりを目指していくべきか、そして、その目標の実現に向かって、どのようなガバナンスの仕組みや支援的政策環境（enabling policy environment）のあり方を構想していったらいいか、そして、どのように住民参加の仕組みをデザインしていくべきかについては、まだまだ模索している段階にある。そこで、本研究では、次世代のまちづくりの方向性と、その実現に向けた支援的政策環境の方向性やそのあり方を検討する。

1-2 研究の枠組みと方法

本研究では、次世代に向けたまちづくりのあり方を検討した上で、名古屋市における「都市計画」「まちづくり」の取り組み傾向、その中でも、萌芽的な取り組みから示唆されることを整理する。さらに、他の地域の取り組みをも参考にし、その上で、名古屋市における次世代型まちづくりに向けた住民参加システムのあり方について検討を行う。

本研究を進めるにあたっては、まちづくりフィールドにおける参与観察も含めた参加型調査、名古屋市事例の現地視察を含めた調査、先進的事例を含む他の地域の取り組みのレビュー、そして、現場に関わる専門家や人々との意見交換を実施した。



図：本研究の構成

第二章 まちづくり再訪：次世代型まちづくりの方向性の検討

2-1 まちづくりが目指してきたこと／目指すべきこと

（１）「まちづくり」のアプローチ

もともと、用語「まちづくり」は、対「（近代）都市計画」の文脈の中で、生成されてきた。行政主導でハード整備事業中心の「都市計画」への反発、抵抗、反省、あるいは、自立的なコミュニティづくりの中から、より生活圏や地域社会に注目し、ボトムアップでプロセスを重視した市民主体の生活空間や地域環境づくりとしての「まちづくり」の概念が育まれてきた。1960年代からの公害問題や大規模開発に対する反対・抵抗運動、生活水準の改善に向けた要求運動、1970年代からの住環境整備や行政計画への参加、1990年代からの協働の推進といったように、時代や社会情勢の変化とともに、まちづくりは多様な展開を示してきている。

こうした身近な生活空間や暮らしやすい地域環境づくりを目指す「まちづくり」には、明らかに、伝統的な「都市計画」とは異なる明確な考え方／思想が込められている。以下の表は、「都市計画」と対比した「まちづくり」アプローチの特徴を示したものである。

表：「都市計画」と「まちづくり」のアプローチの相違

	都市計画	まちづくり (Machi-Zukuri)
ビジョン	成長する都市 (growth)	持続可能な都市 (sustainability & resilience)
公共性概念	国家の絶対的な公共性	市民の集合体としての地域の相対的な公共性
計画観	合理主義的計画観	多元的価値観
計画論／進め方	絶対性／直線性／客観性／専門性／確実性 固定的な青写真や長期的な目標（マスタープラン）に基づく事業実施 ／ブループリント・アプローチ	相対性／循環性／主観性／合意性／不確実性 共有された目標像に向けて漸進主義に基づくプログラム（活動・事業）実施 ／プロセス・エンパワーメント・アプローチ
プロセス	トップダウン	ボトムアップ
主体	国家、都道府県	地方自治体（市町村）、NPO/NGO、市民組織、市民
制度	国レベルの法律	自治体レベルの（まちづくり）条例
内容	広域都市基盤整備、ニュータウン開発、大規模開発、都市再開発、土地区画整理 物的計画（ハードウェア）	既存市街地の住環境整備、修復型整備、地区（まちづくり）計画 物的計画（ハードウェア）＋ソフトウェア＋ハートウェア
市民参加	形式的市民参加、パブリック・インボルブメント（PI）、パブリック・コメント、相談	対話・協議、多様な主体の協働（パートナーシップ、コラボレーション）
住民や市民の活動タイプ	陳情請願型、異議申し立て、反対運動	自主的／自発的／自助的／自立的／自律的、市民発意（提案）、主体的な学習と行動
基盤	インフラストラクチャ	社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）、地域力、市民力、人とのつながり、支え合い、想い・愛着・誇り
概念を支えるキーワード	中央集権、垂直、縦割り、効率性、利便性	地方主権（分権）、自治、水平、公正、合意、（情報）公開、透明性、応答義務／説明責任（アカウンタビリティ）

このように、「まちづくり」概念は、そこに独自の考え方を内包しており、このことは明確に

意識しておく必要がある。近年は、こうした日本の「まちづくり」アプローチの意義が国外においても理解されるようになり、台湾では「社区营造 (She-Qu-Ying-Zao)」として、また、韓国では「マウル・マンドウルギ (Maul-Mandulgi)」として「まちづくり (Machi-Zukuri)」概念が普及してきている。

しかし、日本においては、現実には、何でもまちづくり化していると同時に、行政等が事業の堅苦しいイメージを払拭させよう、ソフト化させようと「まちづくり」という言葉が濫用され、言葉が本来持つ考え方やその輝きが失われてきたのも事実であろう。

その結果、「まち育て／まちそだて」という言葉も意識的に使われるようになってきた。この「まち育て」という概念は、グラッツの著書『都市再生』における「都市の養育 (Urban Husbandry)」に触発され、延藤安弘が提唱した。まち育ては、市民・行政・企業の協働により、環境（人工・自然・歴史・文化・産業・制度・情報等）の質を持続的に育み、それにかかわる人間の意識・行動も育まれていくプロセスである。グラッツは、「プロジェクト・プランニング (Project Planning)」と「都市の養育」という二つの計画概念を対比している。「プロジェクト・プランニング」は、地域の諸資源を軽視し、破壊していく空虚な空間を生み出すとし、一方で、「都市の養育」は、市民・ユーザーの積み重ねられた諸経験やコミュニティの叡智を大いに活用することによって、地域の価値ある資源を再編・強化していく有機的なサステイナブルなコミュニティづくりであるとしている。

(2) まちづくりの定義とその目標

「まちづくり」の定義は、人によって様々であるが、必ずしも、全てがまちづくりという言葉が生成されてきた経緯を理解したものではない。まちづくりの思想的な意味合いを踏まえたものとしては、例えば、「特定の地域社会が主体となり、行政と専門家、各種の中間セクター、民間セクターが連携して進める、ソフトとハードが一体となった居住環境の向上を目指す活動の総体（佐藤滋編「まちづくりの科学」）」、あるいは、「地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携・協力して、身近な居住環境を漸進的に改善し、まちの活力と魅力を高め、生活の質の向上を実現するための一連の持続的な活動（日本建築学会編「まちづくりの方法」）」が挙げられる。

まさに、従来の「都市計画」の特徴である行政主導やインフラ整備等ハード指向から、市民主体で、地域資源や社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を活かしながら、まちの魅力・活力・福祉力を向上させ、個人の想いをカタチにし、地域空間をマネジメントしていくような活動指向へと転換してきていることが示されている。ここでは、ハードウェア、ソフトウェア、ハートウ

エアを組み合わせた重層的で多彩な活動が期待されている。また、様々なまちづくりフィールドの中で、個人や組織の関心をもとに様々な知恵や活動が紡ぎ出されていくと同時に、社会関係資本や地域空間のマネジメント能力の強化も期待されている。さらに、こうしたまちづくりでは、自分たちで意思決定を行い、自分たちで実行できるシステムを作っていくことが重要となっており、その意味で、まちづくりの主体やマネジメントの仕組みが転換しつつあるばかりではなく、新しい公共を創り出す活動として、「まちづくり」は考えていくべきものである。

現実の取り組みを見ていくと、以下のようないくつかのパターンが見受けられる。

- 1) インフラ整備に力点を置くハード主体の「都市計画」を広くした意味合いでの「まちづくり」
- 2) ハードな整備も含めた住環境整備による「まちづくり」
- 3) 市民主体の地域空間マネジメントを射程に入れた住環境保全、町並み保全による「まちづくり」
- 4) 点である歴史的建造物の保存・活用から線・面的活動へと展開する「まちづくり」
- 5) 新しいカタチのコミュニティの再構築、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の向上を目指した、持続的なコミュニティづくりとしての「まちづくり」
- 6) まちなか活性化、商店街振興、コミュニティ・ビジネスの促進、空き店舗活用等地域振興を目指した「まちづくり」（まちおこし）
- 7) 必ずしも地域空間イメージを伴わない一過性の体験型のイベント中心の「まちづくり」

いずれにしろ、まちの中に地域資源が存在し、歴史的建造物や場の空間的魅力やその喪失への危機感が活動を誘発しており、地域資源や地域環境と人々の想いの相互作用の中にまちづくりはある。

こうした文脈において、まちづくりの目指すべき目標はどのように設定されるのであろうか。例えば、基本目標としては、1) 地域の諸活動の中心核となる「まち場」の再生、2) 誰もが安心して住み続けられる持続可能な地域社会、3) 歩いて日常生活をおくれる歩行圏中心のまちづくり、4) 町並み・景観の整備と歴史・文化・芸術の場の創造と再生、5) 多様な生活像が共存し多文化が共生する地域社会、6) 資源を浪費しないコンパクトなまちの構成、7) 自然、生態系と共存するまちの仕組みの再生、8) 人を暖かく迎え入れ、多様な交流の機会を持つまちづくり、9) コミュニティ・ビジネス等による循環型地域経済、10) 共治を基盤とする地域社会システムの構築、が挙げられている（佐藤滋編「まちづくりの方法」）が、単なるハードなインフラやハコモノ整備というよりも、生活空間やまちを中心に、その魅力・活力・福祉力を向上させていくこと、そして、そのために不可欠なマネジメント能力を強化し、ガバナンスの仕組みを構築していくことが目指されていることを理解しておく必要がある。

2-2 次世代型まちづくりの目指すべき方向性

(1) 次世代型まちづくりの方向性

まちづくりとは、市民が日常生活を通して安全で、安心して、心地よく暮らしていくことができる地域社会（コミュニティ）づくりとそれを支える住みやすい生活環境や空間を維持・形成していく持続的な営みのことである。つまり、一人ひとりの市民が持続的にまちづくりに参加し、日々の生活の営みや生計活動を通して地道に漸進的に住まいや町並みが維持、形成、更新されていく。そうしたプロセスを通して、地域社会（コミュニティ）が育まれ、時間をかけながら、まちがカタチづくられていく。それゆえ、人々の生活スケールである地区レベルのまちづくりをいかに進めていくかが、今後のまちづくりにおいて重要になる。

そして、次世代型まちづくりには、

- 1) まちの魅力・活力・福祉力を維持・形成していく地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントをしていくこと
- 2) まちへの想い・愛着を育むこと、関心・想いを活動へと結びつけること、地域課題を創造的に解決していくこと（個人から共同行動へ）、地域（福祉）力を再生・向上・創造させていくこと、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を向上させていくこと、人と人とのつながりや絆、信頼社会を再構築し、また、関係性を変容させ、地域社会（コミュニティ）を再生、あるいは、新しいカタチを探求し、生み出していくこと
- 3) 多様な主体の多元的で重層的な連携やネットワーキングによって成立する「(コミュニティ)ガバナンス」を実現していくこと

が求められる。地域における豊かな社会関係資本が、地域の魅力・活力・福祉力づくりの基盤になること、そして、単なる旧来の社会システムや伝統的な関係への回帰ではなく、新しいカタチを探求していることは留意する必要がある。

一方で、まちづくりというと、「参加」や「協働」することが強調されるが、参加型であることは重要だが、そこで期待されていることは、様々な人々の参加によって出される意見が計画や事業に反映することだけではない。また、事業実施や管理運営における担い手の確保のためだけでもない。まちへの想いや当事者意識（オーナーシップ）を醸成し、まちへの意識を変化させること、そして、市民の主体性を育み、活動を創発させ、あるいは、まちの中における人々の関係を変容させ、新しいガバナンスの仕組みを構築していくことが重要なのである。

その意味で、参加は、「手段」ではあるが、時には、「目的」としても考えていくことが必要になる。「手段」の文脈で「参加」を考えると、市民参加をうまく行なえば、多くの人的資源を動員して事業を円滑に実施させ、その後の維持管理も安上がりになることが一つの成果になる。一方で、「目的」の文脈で「参加」を考えると、人々が自分の住まいや生活環境、コミュニティの

あり方について自分で判断し、決定していくこと、そして、参加や活動のプロセスが人々の自覚を促し、能力を高め、視野を拡大させることが一つの成果と理解することができる。その意味で、後者の目的で取組みを行うことも一定の意義がある。

（２）次世代型まちづくりに必要な基盤

従来の「都市計画」から発想を転換し、地区レベルでのまちづくりを進めていくために不可欠な基盤は何だろうか。以下では、それを検討する上で、重要な概念を整理する。

今後のまちづくりを考えるにあたっては、（a）社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）、（b）創発的ネットワーキング、（c）プラットフォーム、（d）まちづくりアリーナが、鍵を握る。

（a）社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）

まちづくりを進めていく上では、様々な問題・課題に対して自分たちなりに何とか立ち向かっていく力となる社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）あるいは地域力・地域社会力・市民力が重要となってくる。

社会関係資本は、信頼、規範、相互扶助、つながり等、そこで生活する人々の社会関係を強めるものである。社会関係資本の特徴としては、１）互惠・互酬的人間関係が社会や集団に共有されていること、２）埋め込まれた社会的関係・紐帯であること、３）生活の中にあって、想いと関心をベースに、歴史・文化に根ざしたものであること、が挙げられる。

また、社会関係資本は、人々の社会的なネットワークであり、その中で意識的に共有される規範、価値、信頼を含み、そこでの関係性を通じて人々の協力や共同行動を促進し、共通の目標と相互の利益を実現するために貢献するものである。つまり、地域社会に生まれ、人々の間の社会関係を規定するものであり、地域資源・風土（歴史・伝統・文化）・風景等とともにまちづくりの基盤になるものである。ただし、無意識的あるいは非選択的な（伝統的な）慣習や規範は、必ずしも社会関係資本として有効であると位置づけられるわけではなく、まさに、社会・地域のダイナミズムと相互作用の中で育まれるものである。

社会関係資本を豊かに育んでいるところほど自発的かつ自律的、そして、持続的な協調行動が地域レベルで円滑に進められる可能性がある。まさに、社会関係資本は、現に直面する様々な問題に対して自分たちなりに何とか立ち向かっていく力であり、しかも、地域の中で培っていくものであり、日常の小さいことの積み重ねのプロセスの結果である。つまり、社会関係資本は、瞬時に形成されるものではなく、継続してみんなで育んでいく努力から生まれてくる。それぞれの地域の中で、それぞれの地域が持つ資源や風土に根ざしながら、しかも、それぞれが置かれた条

件の中でまちづくりに対応し、社会関係資本を育んでいくプロセスを歩んでいくことが重要なのである。その意味で、単発的な参加の機会を作るだけではなく、継続的かつ持続的な参加を保証する取組みが求められる。

この社会関係資本は、機能面から結束型、橋渡し型、連携型に類型化することができる。

結束型社会関係資本は、社会・コミュニティ・集団の構成員の結束力を高め、組織内での協調行動を促すものである。ある目的の達成のためには、開発の担い手たる主体が個々に孤立的に行動するよりも内部的に結束し、一致団結して協調して目的に向かって活動することが重要である。つまり、結束型社会関係資本は、構成員間で情報の共有を促し、取引費用を低下させ、機会主義的行動を抑制させる等、協調行動のインセンティブを組織にもたらす。都市計画や開発事業の一環として建設したハードとしての都市施設、あるいは、ソフトとしての制度・社会システムが、持続的に活用あるいは維持管理されるためには、当事者意識（オーナーシップ）とその活用に際してのモラル、組織の凝集力が高まることが必要不可欠である。その意味からも結束型社会関係資本の形成と蓄積が重要である。ただし、強力な結束型社会関係資本の形成は、排他性を助長する可能性があり、その意味で、組織内の自由と多様性の尊重が求められる。

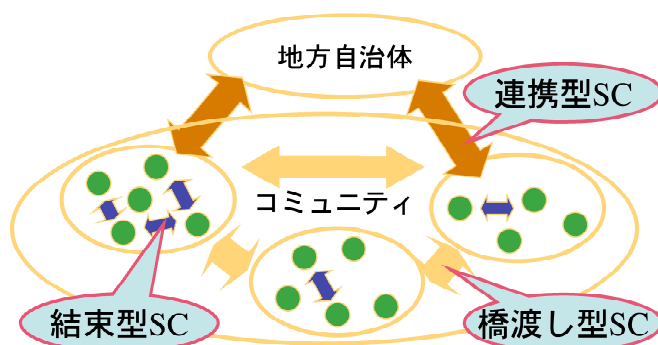
なお、結束型社会関係資本には、社会・コミュニティ・集団の構成員の関係が水平的なものと垂直的なものが考えられる。構成員の間で上下関係を形成する社会関係資本は、その力関係により構成員が上位下達的に、あるいは、排他的に振る舞う傾向をもたらし、水平的な関係を脅かし、社会全体の社会関係資本の形成を妨げる可能性がある。しかしながら、一方で、ある種のリーダーシップという形の垂直的關係も必要となる。中でも、ファシリテーション型リーダーシップは、今後重要になる。

また、外部との関係を構築するものに、橋渡し型社会関係資本や連携型社会関係資本がある。橋渡し型社会関係資本は、機能として同質的な社会・コミュニティ・集団間でのネットワークであり、連携型社会関係資本は、機能・役割が異なった（不均質な）社会・集団間でのネットワークであり、例えば、行政とコミュニティの関係、コミュニティと NPO/NGO の関係、コミュニティと市場との関係等が挙げられる。連携型社会関係資本は、外部の情報、機会へのアクセスを増加させ、社会・コミュニティ・集団の外部との関係を強化させる等のメリットをもたらす。ある組織が孤立した状態で活動するのではなく、関係する機関と良好な関係を構築し、協力し合っていくことである。行政とコミュニティの間で信頼関係が存在し、良好な関係が形成されれば、コミュニティは自分たちのニーズを行政に伝え、行政は効果的にコミュニティ活動を支援できるようになる。

橋渡し型社会関係資本や連携型社会関係資本は、外部との関係を強化し、外部の情報や機会へのアクセスを増大させるが、このことが、社会・コミュニティ・集団内部の結束力の強化にもつながるという意味で、両者は、相互補完的である。言い換えれば、他との経験の共有や交流を通

して、内部の社会関係資本を向上させることも可能である。ネットワーキングにより、刺激を与え合うことによって相互学習が可能になり、自分たちではできなかったことができるようになる。さらに、外部との関係性があることによって、社会やコミュニティ内部における関係が固定化し、権力の独占が起こることに対するチェック機能が働くことにもなる。一方で、コミュニティ内部での信頼関係があり、内部の結束があったとしても、外部との連携が欠けていれば、外部との衝突や紛争状態へと発展することも想定される。また、社会・コミュニティ・集団の構成員のネガティブな態度や行動が、外部のネットワーク全体にネガティブな影響を与える可能性もある。

行政とコミュニティの間の社会関係資本の形成を図るためには、行政とコミュニティをつなぐ制度や仕組み（法律、組織等）を構築すると同時に、その制度を機能させるための規範の醸成にも働きかけるとともに、コミュニティとしてのまとまり・結束力の醸成にも働きかけるように努める必要がある。制度等は比較的構築しやすいが、それを機能させるための規範等の形成は容易ではなく、時間がかかる。構造的な社会関係資本だけではなく、それを支える認知的社会関係資本の醸成に向けた働きかけを同時に行うことが重要である。制度や組織をつくっても、それを機能させる認知的社会関係資本が伴わないために、期待された成果が生まれない場合もある。



図：結束型・橋渡し型・連携型社会関係資本の関係

（b）（創発的）ネットワーキング

（創発的）ネットワーキングとは、他のグループ・団体・組織や地域の状況・情報・知恵の共有や、実際の交流を通して、様々な経験を共有し、交流し、新たな知恵・方向性を生み出すものである。他とつながり、携えるというネットワーキングを通して社会関係資本を豊かにし、新たな活動を生み出すきっかけを作っていくこと（創発）にもなる。

これに関連して、ビジネス・マネジメントの領域で、ベーカーは、「人と社会との関係性を構築していく能力」のことをソーシャル・キャピタルとし、ビジネスの成功には不可欠なものであるとしている。そして、ソーシャル・キャピタルを増加させるためには、「創発的ネットワーク

(entrepreneurial network)」を構築することが重要であると指摘している。

(c) 支援的政策環境としてのプラットフォーム

「まちづくり」を進めていくにあたっては、個々の主体が自立的かつ持続的な協働活動を行うための基盤となるプラットフォーム（政策環境、制度、ルール、組織、マネジメント（運営）システム等として表れるもの、加えて、情報・状況・経験交流の場あるいはコミュニケーションの場）の存在が重要になってくる。プラットフォームには、様々な主体や情報が集まり、そこで様々な創発やネットワークが生まれる。実際に、意欲的なまちづくり主体が存在したとしても、まちづくりのプラットフォームがなければ、「まちづくり」は生起されない可能性があるばかりか、個々のイニシアティブが活かされない可能性がある。

しかしながら、プラットフォームや仕組みだけが存在したとしても十分に機能するとは限らない。そのしくみの使い手・担い手の能力・潜在力や関心を引き出す手だてを考える必要がある。

(d) まちづくりアリーナという場

プラットフォームは様々な仕組みの組み合わせとして表されるが、その中では、「まちづくりアリーナ」の果たす役割が重要になってくる。まちづくりアリーナは、参加や協働の場面で、様々な情報や経験を共有し、議論を行い、意思決定を行い、それに基づいてまちづくりの成果を生み出していく場である。つまり、異なる背景や関心を持つ多様な主体がしなやかな相互作用をする対話や討議の場である。さらに、こうした場を介在して、個人や組織の関心をもとに様々な知恵や新たな活動が紡ぎ出され、創発していくこと、また、アリーナを通して、社会関係資本／社会関係や地域空間のマネジメント能力の強化が期待される。

「場」は、施設や建造物に関わる場、イベントの企画実施に関わる場、まちづくりやネットワークを進めていく組織に関わる場等が想定される。ただし、単に「場」を設置すれば十分というわけではない。そこに、コミュニケーション能力が豊かな人々が集まり、そうしたコミュニケーション能力が十分に発揮できることが大切である。そして、場が「アリーナ」として機能し、創造的な対話や討議が実現するためには、そのための状況づくり（雰囲気醸成や適切な場のデザイン等）が不可欠である。

こうした基盤をもとに、次世代型まちづくりを進める住民参加システムのあり方を検討し、また、実際に、まちづくりを進めていく必要がある。そして、こうした概念に基づく仕組みと地域空間のマネジメントや創造的な空間形成をいかに結びつけていくかが大きな課題になる。

第三章 地区まちづくりの取り組みの実態とその課題

3-1 名古屋の「都市計画」「まちづくり」に見る取り組み傾向

（１）住宅都市局を中心とした「都市計画」「まちづくり」の取り組み

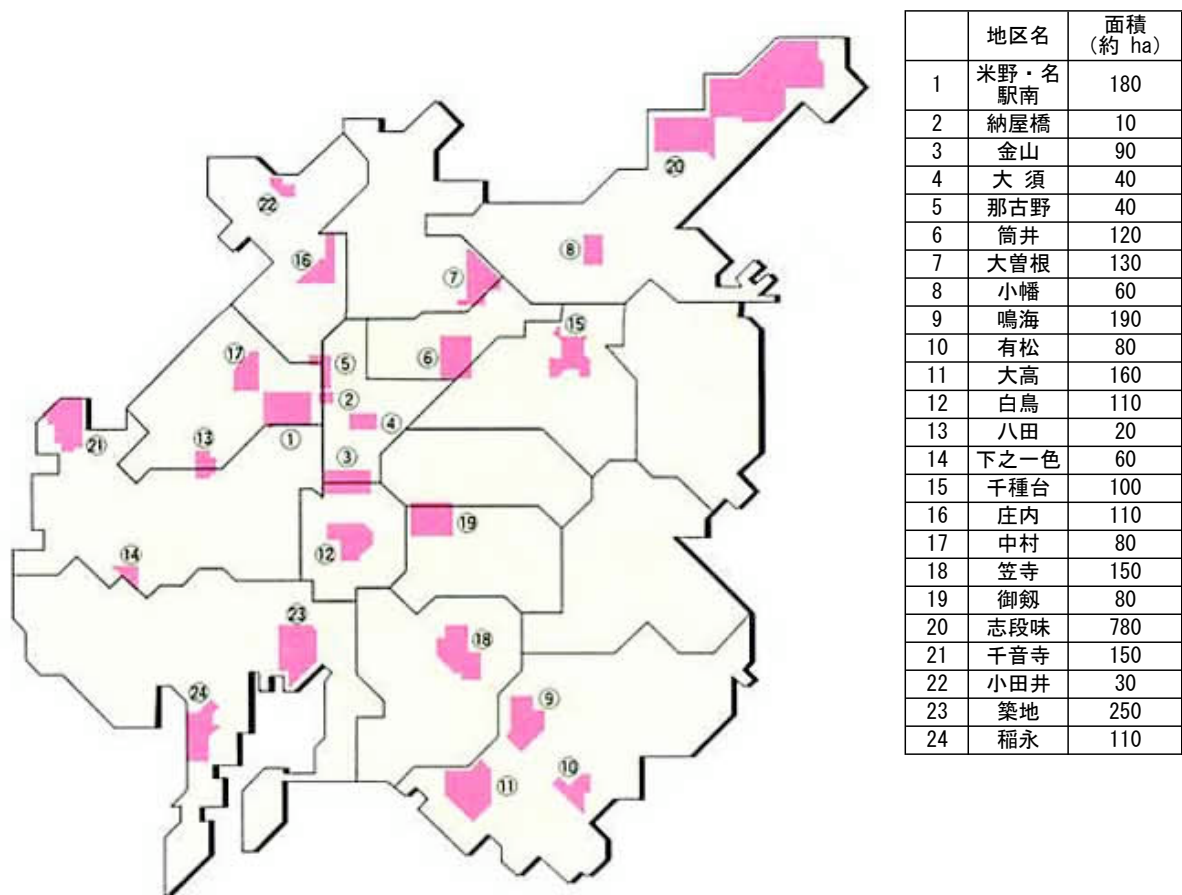
名古屋と言えば、土地区画整理事業、市街地再開発事業や 100 メートル道路といったインフラ整備のイメージが強い。確かに、名古屋の特徴は、行政主導でハード主体の「都市計画」としての側面が強いのは事実であるが、一方で、「都市計画」の枠組みの中でも、ソフトな取り組みもある。以下では、地区総合整備、地区計画・建築協定、都市景観と町並みを取りあげ、名古屋市住宅都市局を中心とした「都市計画」「まちづくり」の取り組みを見ていく。

（１－１）地区総合整備

名古屋はトッパダウンのハード主体の都市計画が特徴的であると言われる。その具体的な手法は、土地区画整理事業であり、都市再開発事業である。その中で、地区総合整備は、名古屋市基本計画（1980 年）において位置づけられた独自の取り組みであり、名古屋市内において公共施設の未整備地区や老朽化した木造密着地区等都市整備上の問題地区の整備を行うものである。名古屋市新基本計画（1988 年）では、21 世紀に向けた新たな都市づくりが可能な拠点地区等も加えた。現在、24 地区が位置づけられている。

地区総合整備は、都市基盤、拠点開発等輻輳する課題に対処していくことが必要な地区を対象として、各種都市計画手法を活用、公民連携により総合的な市街地整備を推進するものである。実際に、「公共施設の整備、居住環境の整備、都市機能の更新等、複合する整備課題を解決すべき地区において、地区特性に応じ、区画整理や再開発等の事業手法、地区計画等の誘導手法等を、総合的かつ一体的に展開し、地域住民との話し合いの中で豊かな『まちづくり』を進めるもの」とされている。その意味で、主として都市計画という枠組みの中で事業をベースにした取り組みである。対象となるのは、都市基盤の未整備、密集市街地等の課題を抱える既成市街地、都市構造の強化の視点から、総合的な施策が必要な地区が対象となっており、行政主導による問題解決型のアプローチをとっている。

ただし、そのプロセスにおいては、まちづくり協議会の結成・認定、まちづくり助成といったことが行われ、事業ベースのアプローチの中から市民の主体的な参加を促すことが意図されている。実際に、事業実施の中心は行政ではあるが、地区総合整備の推進にあたっては、行政は、地域住民と密接な関係を保ちつつ、住民が主体となってまちづくりに参加し発言し得る共通の場づくりを支援し、ともに話し合いながら、事業を進めていく努力がきわめて大切であるとの認識を示している。



図：地区総合整備の実施地区

この地区総合整備のアプローチにおける住民参加については、事業主体が行政であることもあって、住民の受け身の姿勢が指摘されている。例えば、筒井地区に関しては、「事業を計画し、実施に移すまでに何回となくアンケート調査や地元説明会が行われているが、住民の方から自らまちづくり運動を起こそうとする積極的な動きはない」と指摘されている。そして、「事業を進めていく過程で行政から住民へかなり活発に働きかけが行われ、またそれに対する住民の反応も決して悪くない。にもかかわらず、これ以上住民の主体的な参加が進まないのは、事業の内容なり進め方が行政から住民へという一方通行的な働きかけに限定されているからである。そこでは住民は常に受け身の立場にあり、イエスかノーかの判断しかない。・ ・ (中略) ・ ・ これまでの地区総合整備では名古屋市が事業主体になって進める事業が中心になってしまっていることが問題となってくる」と指摘されている（名古屋都市センター「名古屋市における地区総合整備に関する調査研究」）。その点で、地区総合整備の枠組みやアプローチは、地区レベルのまちづくりを進めていく上では、様々な課題がある。

（１－２）地区計画・建築協定

地区まちづくりを進める上で、また、良好な住環境や町並みを保全していく上で、地区計画・建築協定といったツール（制度）は、強力な武器になりうる。地区計画は、「地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地域住民の主導により道路、公園等地区の施設と建築物の用途、形態、敷地等に関する事項を定め、これに基づき開発行為や建築行為等を誘導・規制する制度」である。関係権利者の合意形成に基づき、ルールを都市計画において定める。一方、建築協定は、「住宅地としての環境や商店街としての利便を維持・増進するため、地域住民が自主的に建築物の敷地、用途、形態等に関する基準を協定する制度」であり、土地所有者等の合意により、ルール等について協定を締結し、市長が認可する。

名古屋市では、地区計画手続き条例（1984 年 12 月）並びに地区計画条例（1993 年 10 月）が制定されており、今まで、地区計画を 36 地区、旧住宅地高度利用地区計画を 6 地区、旧再開発地区計画を 2 地区指定している（合計 44 地区）（2007 年 1 月 20 日現在）。また、建築協定は 34 地区（2007 年 1 月 20 日現在）で締結されている。

これに関連して、名古屋新世紀計画 2010 第 3 次実施計画（案）（2006 年 12 月）では、現状と課題として、「まちづくりに対する市民意識の高まりとともに、まちづくりのルールを定める地区計画や建築協定等の制度を活用した、市民による地域のまちづくり活動が進められている。こうした中、市街地の現況や都市基盤の整備状況、都市計画法の改正等を踏まえ、土地利用を的確に誘導していくとともに、市民が行う創意工夫にあふれたまちづくり活動を支援する等、市民との協働によるまちづくりを進めていくことが課題になっている」との認識を示し、次期実施計画では、「身近なまちづくりへの関心をさらに高め、地区計画および建築協定の地区数が 90 地区以上」との数値目標を設定している。

現実には、名古屋市の地区計画は、用途地域見直しへの対応や区画整理事業等の面的整備との兼ね合いで検討されることが多く、「住民発意型の地区は、・・・（中略）・・・、極めてハードルが高いためか、極めて少ない」と指摘されており、しかも、実際に、建築協定から移行し、方針のみが定められた山中地区、パチンコ店出店反対を契機とした滝の水地区、相川南部地区の 3 地区が報告されているだけである（名古屋都市センター「住民主体による美しい生活環境づくりに関する研究」）。

山中地区（昭和区）は、名古屋市の東部丘陵地に位置しており、戸建住宅を中心とした良好な市街地を形成している地区である。しかし一方で、恵まれた地理的・交通条件等を背景にマンション建設が進み、住環境の変化を招いていた。マンション立地等による日照、通風等の居住環境の悪化を防止し、良好な住環境を保全するため、建物の高さや用途等をまちづくりのルールを、当初は、住民の自主的な建築協定として定めていた（1983 年）が、その後（1985 年 10 月 1 日）、

地区計画として都市計画で定めることにより、地区全体の環境保全を図っている事例である。

現に、良好な住環境を保全していくための住民発意による地区計画や建築協定が十分に活用されていないこともあって、名古屋市内では、高層マンション建設に伴う紛争が近年になって多発している。名古屋市には、中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（1999年12月、2001年3月改正）があるが、その斡旋・調停には限界がある。名古屋市の高度地区の拡充（素案）では、こうした紛争事例の緩和も期待されている。一方で、こうした高層マンション建設に伴う反対運動や紛争の教訓が、必ずしも十分に生かされていないように思われる。また、白壁地区における民間事業者のマンション建設にかかる裁判では、仮処分判断の段階で、「自主的な努力」による町並みの保存と維持が積極的に評価されたが、その後、判断が覆された。今日の社会が、暗黙の了解、紳士協定といった地域における信頼や規範をベースにしたものよりも、明確に法的にオーソライズされたものが重視されていることを踏まえると、事前予防としての地区計画や建築協定の積極的な運用やその支援を行うことが必要である。しかしながら、現実には、名古屋市都市計画マスタープラン（2001年9月）や高度地区の拡充（素案）（2007年1月）においても、地区まちづくりの重要性は指摘されているが、まちづくり条例すら制定されておらず、効果的な地区まちづくり支援は行われていないのが実情であり、考え方の転換が求められている。

（１－３）都市景観

名古屋市では、1984 年に、都市景観条例が制定・施行され、都市景観整備地区の指定、大規模建築物等の届出制度、都市景観重要建築物等の指定等、都市景観の創造と保全に関する様々な施策が実施されてきた。また、1987 年には、都市景観基本計画が策定された。都市景観基本計画では、重点的に優れた都市景観を創造・保全する必要がある 19 地区を重点的地区とし、その中から順次、都市景観整備地区として指定し、景観整備を図っていくことを定めている。その後、2004 年の景観法の制定を踏まえ、より実効性のあるものとするために、景観計画が検討されている。

【１】都市景観整備地区と都市景観協定

久屋大通地区、名古屋駅地区、築地地区、広小路・大津通地区、四谷・山手通地区及び今池地区の 6 地区が条例に基づく都市計画整備地区に指定されている。指定の際には、住民、商店街、企業、行政等からなる都市景観整備推進委員会を設置し、その意見や地区の特性を生かした都市景観整備計画及び都市景観形成基準を定め、市民と行政が一体となって景観形成が進められている。また、同じく条例に基づき都市景観協定が、錦三丁目地区、白川通地区、住吉通の 3 地区で締結された。

【２】都市景観市民団体

都市景観条例には、都市景観市民団体の認定と支援及び助成制度がある。実際に、都市景観市民団体（6 団体）が認定されている。

表：都市景観市民団体の概要

	名称	認定年月
1	久屋大通地区都市景観協議会	1985年2月
2	錦三丁目地区の都市景観を良くする会	1987年6月
3	山手・四谷通懇話会	1987年10月
4	築地ポートタウン21まちづくりの会	1987年11月
5	名古屋駅地区都市景観協議会	1988年3月
6	栄ウォーク街栄東景観整備協議会	1990年10月

【３】都市景観賞

都市景観賞は、個性豊かな、誇りと愛着のあるまちをめざして、名古屋のまちの優れた都市景

観を表彰する制度である。まちの景観づくりに貢献しているものを、市民に推薦・応募してもらい、選考委員会で審査の上、表彰を行っている。1984 年度から 2005 年度まで計 21 回実施し、これまでに 177 件を表彰している。2003 年度より隔年実施となり、2005 年度より、「まちづくり部門」を新たに設けた。

「まちづくり部門」は、地域の個性や魅力のある景観につながるまちづくりの活動やイベント等が対象で、地域の優れた景観の保全や創造のための取り組み、花や緑によるまちの緑化活動、まちの魅力や賑わいを創出するイベントや祭り等が想定されていた。選考基準としては、市民の創意工夫による活動により地域の個性や魅力を作り出している、多様な市民が参加する等、広く市民に親しまれている、都市の新しい魅力を創出し、心に残る風景を作り出している、継続的な取り組みが、まちづくりへの関心を高め、市民意識の向上につながっている、が挙げられている。

表：「まちづくり部門」受賞事例の概要

受賞	都市景観賞 やまのて音楽祭	都市景観賞 第16回堀川まつり・ 大まきわら船の復活	都市景観賞 旧防潮壁の修景活動 みなと・夢ロード	都市景観(奨励)賞 瑞穂うるおいまちづ くり会
活動 場所	千種区城山・覚王山 地区	熱田区宮の渡し公園	港区築地地区	瑞穂区区内一円
団体 名	やまのて音楽祭開催 委員会	特定非営利活動法人 堀川まちネット	夢塾21	瑞穂うるおいまちづ くり会
活動 の概 要	・「歴史のあるま ち」を舞台に、音楽 をきっかけに地区の 魅力を発信	・堀川・新堀川・中 川運河などの歴史と 河川文化を若い世代 に継承	・現在は役割を終え た防潮壁を、まちの 新たな魅力づくりの 場として活用	・まちの魅力の発 見・学習・発信を行 い、次世代に良好な 住環境や文化を継承
	・1年がかりで準備 を行い、毎年3月に 音楽祭を開催	・若者たちと約3ヶ 月をかけて製作し、 32年ぶりに堀川に大 まきわら船を復活	・地元の小学生に参 加を呼びかけ「子ど も達による絵」を作 成	・まち歩きで集めた 成果をもとに、会員 でイラストを描き、 手づくりMAPを作成
	・2003年から始ま り、「やまのて音楽 祭2005」では10会場 17公演を開催	・河川の浄化を願う 「堀川まつり」を若 い世代とともに実行	・住民、企業から集 めた「なつかしき築 港」の写真を展示 し、通りの愛称を募 集	・ワークショップ 「手づくりMAPで発 見 レトロな瑞穂区 の魅力」を開催
設立 時期	2002年9月	2005年3月	1996年8月	2003年6月

この受賞は、今後のまちづくり活動に向けた期待でもあり、その後の活動が注目されるが、一方で、町並みを活かしたまちづくりを支える仕組みを検討する必要がある。

【4】景観法への対応

2004 年 6 月に「景観法」が制定されたことから、これまで行われてきた都市景観に関する施策の実効性を高め、良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく「景観計画」の策定に向け検討を行っている。素案を作成し、2006 年 11 月に公表し、パブリック・コメントの手続きに入った。

(1-4) まとめ

名古屋には、まちづくりの発祥と言われる栄東地区の取り組みがあった。大都市既成市街地における経済・社会・物的環境の衰退化（インナーシティ問題）に対する再開発構想であり、都心居住を提起した。その中で、「参加」を強調していたが、そこでは、参加のスローガンがあっても、地域住民の合意に基づく実態的なボトムアップ型の計画論・運動論は見られなかった。どちらかといえば、民間大型プロジェクトだが、計画の中心に、市民組織を据え、目的を地域社会の活性化と発展に置き、参加を主張したことは、従来とは大きく異なるアプローチであること（白石他「現代のまちづくりと地域社会の変革」）は、記憶に留めておくべきである。

その後、名古屋市では、行政主体の問題解決型アプローチ（地区総合整備が典型）によるハード主体の都市計画が中心で、その事業の中から市民を育てることが主眼であった。しかし、必ずしもうまくいっているわけではない。

住民発意による地区計画や建築協定は十分に活用されておらず、また、地区まちづくりの重要性は指摘されているが、まちづくり条例すら制定されておらず、効果的な地区まちづくり支援は行われていない。まさに、市民主体のまちづくりアプローチをどのように進めていくかが問われている。

(2) 区役所を中心としたまちづくりの展開

名古屋市では、住宅都市局以外にも、「まちづくり」的な取組みが、市民経済局と区役所を中心に行われてきた。多くの場合、ハード整備に焦点があるわけではなく、地域社会（コミュニティ）づくりの重要性から、必ずしもハード整備を伴わない事業が行われている。その特徴的な取組みが「特色ある区づくり事業」である。

名古屋市の各区役所にまちづくり推進部が 2000 年度に設置された。これは、まちづくりを進めていくにあたって、行政において市民に身近な窓口として機能することが期待された組織である。この 16 の区役所がそれぞれ、区独自のまちづくりを区の魅力づくりとして示したものが「特色ある区づくり事業」である。市民にとって身近な窓口としての区役所が地域と関わりながら、地域住民の郷土意識と連帯感を高めるため、区の特色や知恵を生かした交流事業である。市民と行政のパートナーシップにより魅力と特色あるまちづくりを進める事業実施を行うとともに、地域における独自の課題等に取り組み、魅力と特色あふれるまちづくりを進めることを目的として、この事業は展開されている。実際に、地域の特性や課題に応じて、従来からある地域団体（町内会・自治会等）に加えて、ボランティア団体、NPO 等の市民活動団体や公募市民の参加を得る等様々な市民参加の手法を取り入れている。この事業は、市民経済局の管轄であり、区役所のまちづくり推進部が窓口となって実施している。事業実施にあたっては、勉強会の講師料や会場提供等のまちづくり支援を行ってきた。

こうした各区役所のまちづくり推進部を市民にとって身近なまちづくりの窓口として機能させ、従来の都市計画とは異なったアプローチが必要なまちづくりを展開していくためには、それ相応の知識・技術・市民との連携等が必要となる。そこで、当初は、名古屋市市民経済局地域振興課が、区役所のまちづくり推進部職員を対象に、パートナーシップのまちづくりに対する問題意識を高め、まちづくりの現場で実践できる人材を育成することを目的に、「パートナーシップのまちづくり研修」が実施されていた。各担当者自身が、地域が抱えているまちづくりの課題を浮き彫りにし、パートナーシップ型での具体的な対応の方法について学ぶようにしており、ワークショップ形式の導入、相互学習、先進事例の視察等から構成されていた。こうした研修を通して、市民とパートナーシップのまちづくりを推進していこうとしていた。しかしながら、数回行われただけで、現在では、こうした研修事業は行われていない。

実際に行われている具体的な事業内容は、各区の独自性に任されているが、(1) 区の特性や魅力資源を生かす区づくりに関する調査・研究及びその事業、(2) 区の課題等の調査・研究及びその解決を図る事業、(3) 地域の自主的なまちづくりを進めるための情報収集と提供等、が中心となっている。表は、その事業の概要を示したものである。

表：特色ある区づくり事業の概要（出典：市民経済局提供の資料を筆者が編集）

区名	事業名	事業の経過 (開始年度)	事業の目的・目標	主な活動例
千種区	アジサイタウン事業	継承（平12～）	区の花「アジサイ」の普及を通じた人的交流の拡大	アジサイ講習会、アジサイの写真募集、アジサイの写真の展示等
千種区	城山・覚王山地区魅力アップ事業	継承（平12～）	人材発掘、自主組織との連携、地域の魅力資源の発掘とPR	お月見コンサート、サイン・マップ研究、サマーセミナー参加（史跡散策）等
千種区	文教地域の学習環境づくり	継承（平13～）	文教地域の特性を生かした事業の推進、まちへの関心・興味の高揚	なごやかコンサート、千の種あかし隊、サマーセミナー参加（講義開催）、学校（学生）活動への協力等
千種区	ちくさ自然発見事業	継承（平15～）	自然の再発見、自然を通じた区民相互のふれあい	ちくさ自然発見隊開催（東山の森）、区民まつりブース出展、自然観察会（揚輝荘）等
東区	伝統芸能の紹介・継承事業	平12～	5軒の山車を活かした東区の魅力づくり・祭りを通じ地域のつながりや交流の促進	天王祭り、名古屋まつり、東区区民まつり
東区	ヤダ・リバーサイド・アメニティづくり	平13～	矢田川河川敷を区民のオアシスとすることにより交流の促進	川遊び&タヌキコンサート、ワイルドフラワーの種まき
東区	史跡・町並みネットワーク事業	平13～	文化のみの情報発信、町並みの保存	歩こう！文化のみち
北区	「魅力ある黒川」の再生	継承（平10～）	環境浄化をテーマとしたまちづくり	清掃イベント、川の観察会、イベントでの活動PR、他の河川団体との交流活動等
北区	さつまいもによる地域おこし	継承（平10～）	地域の特産品をテーマとしたまちづくり	栽培収穫体験、生涯学習施設での連続講座、いも菓子講習会、イベントでの活動PR等
北区	ふるさと北文化の振興	継承（平11～）	伝統工芸をテーマとしたまちづくり	市民利用施設での作品展示、生涯学習施設での体験講座、イベントでの活動PR
西区	『ものづくり文化の道』推進事業	継承（平12～）	魅力の向上及び形態化、普及促進、会員の連携及び推進組織の確立	推進協議会、ものづくりウォーク、ものづくり文化の館
西区	「健康の道」づくり推進事業	継承（平13～）	活用されるルートづくり、普及促進、組織づくり	定例会、世話人会、健康の道ウォーキング
西区	美濃路まちづくり	継承（平14～）	魅力の向上、2市（平成17年7月の合併前は4市町）連携強化による地域の活性化	2市連絡会議、美濃路語り部の会
西区	庄内のまちづくり	継承（平13～）	まちづくりプラン（7つの目標）に基づいて活動組織の定着化、組織の安定化と学区組織との協働の促進	笠取地震懇談会、歴史と自然勉強会、ジョイスポーツ、携帯広報板
西区	堀川とまちづくり	継承（平10～）	地域と学校との連携事業の推進、堀川案内人の育成	なごや環境大学、花植え等
中村区	おいしいふれあいひろば事業	継承（平12～）	どんぐりひろば等の活性化	ひろば（花壇）の管理、育成
中村区	中村まちづくりNPO委員会	平13～	住む人が住む喜びを感じるまち中村区の市民の手による実現	子育てわいわいひろば、商店活性化イベント、中村街自慢&魅力発見隊、ウォークラリー等
中村区	中村アクターズタウン事業	平12～	アクテナンの発信、地域住民による芸術文化活動の育み	アクテナン夏祭り
中村区	防災コミュニティプラン事業	継承（平13～）	地域ぐるみでの防災対策の促進	講演会
中区	堀川文化を後世に伝える事業	平13～	堀川文化の魅力発信による市民のふれあいの醸成と区の魅力づくり	中区堀川文化歩こう会、冊子刊行記念講座、堀川文化講座、冊子の製作
中区	外国人との共生と交流のまちづくり事業	平14～	外国人が多いという区の特性を生かしたまちづくり	フィリピン人住民に対する生活ルールの啓発、池田公園夏まつり・中区民まつりへの参加、清掃活動
中区	御園・花のまちづくり事業	平15～	草花の育成による地域コミュニティの活性化	町内の植え込みに草花の育成、草花育成研修、堀川ウォーターマジックフェスティバル参加
中区	都心のきらめき発見事業	平16～	地域住民と協働しての魅力ある都心のきらめきの発信	歩こう会・展示会の開催、聞き書き、マップの作成
昭和区	マップによる地域の魅力再発見事業	平11～	マップを通じた地域の魅力再発見と紹介	ガイドボランティア
昭和区	地域で花と緑を育てる事業	平12～	区民の手による花と緑に包まれた快適なまちづくり	花壇コンテスト、八事里山自然観察会、ゆめ緑道ごきそ花壇づくり
昭和区	高齢者や障害者にやさしいまちづくり事業	平14～	バリアフリーのまちづくりに関する区民意識の向上	車椅子体験会、疑似高齢者体験会
瑞穂区	サクラのまち瑞穂づくり	平12～	サクラをキーワードとしたまちづくり	写真展、自然観察会
瑞穂区	瑞穂ふれあいネットワーク事業	平12～	地域通貨等を手段とした人と人の交流	各種地域イベントへの参加、公開講座・講演会、サービス交換会
瑞穂区	伝統的庶民文化等の復活・継承事業	平12～	伝統的庶民文化の復活・継承	まちの魅力発見ワークショップ、まち歩き調査
熱田区	あつたかまちづくりネットワーク事業	継承（平12～）	区民コミュニケーション	広報紙編集委員交流会
熱田区	熱田の歴史・文化の継承・発展事業	継承（平12～）	熱田の歴史・文化の魅力発信	熱田ぐるりん、ウォーキング
熱田区	堀川周辺のにぎわいイベント事業	継承（平12～）	堀川にぎわいイベントによるまちの活性化	堀川一斉清掃と子ども乗船体験、堀川自然観察会
中川区	郷土の文化を明日に伝える情報発信事業	平12～	情報発信・地域づくり	郷土歴史まつり、大千代ルートボランティアガイド、土曜DONDONまつり、元氣フェスタNAGOYA、歌のPR等
中川区	川を生かしたまちづくり事業（戸田川）	平14～	うるおいあるまちづくり	春の琵琶コンサート、戸田川沿い・花プロジェクト、元氣フェスタNAGOYA、戸田川をきれいにし隊、戸田川水質調査等
中川区	農業体験・ふれあい事業	平12～	農業を通じたふれあい、交流	トウモロコシを育てよう！、ミツバを育てよう！、農業まつり等
港区	ガーデンふ頭界隈にぎわいづくり	平12～	ガーデンふ頭界隈のにぎわいと活気づくり	アートイベント@port、@port02、@port04牛乳魚プロジェクト、@port05 ART in LIVING、勉強会
港区	ドレスアップ大作戦 学区の花選定・植栽事業	平13～	愛着を持ってまちを飾る活動の仕組みづくり、区のイメージアップ	ポット上げ、植え替え、人目につく所へ設置
港区	港文化の発信事業	平12～	港区の文化の継承・発展を支える組織・人づくり、区民参加の促進	みなとフェスタ（発表会）、会報発行
南区	香りと色彩ゆたかなまちづくり事業	平12～	良好な環境づくり・地域イメージの向上	香りフェスティバル等
南区	世代を超えた地域文化の継承事業	平12～	歴史・伝統文化資産の保存・継承	南区の歴史のロマンをたずねて（旧街道のなぞに迫る）の調査
南区	ものづくりのまち魅力発信事業	平14～	工場への理解を深める	ものづくり探検隊リポートの作成・発行
守山区	守山自然ふれあいスクール事業	平12～	自然環境保全意識の高揚、活動実践者の育成	第2回守山自然ふれあいスクール、懇談会、検討部会
守山区	守山探検隊によるお宝発見事業	継承（平12～）	区の魅力の再発見、発信	まちあるきイベント、情報誌編集会議
守山区	守山芸術文化振興事業	継承（平16～）	文化活動・伝統芸能を引き継ぎ、育てる気運を高め、活動の輪を広げるため、区民の手づくりの守山文化祭を開催するとともに、文化活動指針（仮称）を策定する	守山文化祭 ON STAGE、実行委員会
緑区	歴史文化交流支援事業	平12～	歴史文化資産の収集・整理・保存・継承、イベントによる地域の活性化・区民の交流の輪の拡大	歴史講座、緑区のアゆみ発行、会報定期発行、区民まつりブース、元氣フェスタ、観月会、史跡散策会
緑区	花・水・緑の公園通り推進事業	平12～	花と緑をキーワードにした活動による地域との交流や連携で、安心・安全で快適なまちづくり	区民まつり花苗プレゼント、区民まつりブース、クリーンキャンペーン、元氣フェスタ、植え込みに花植え、各部会活動
緑区	文化活動情報発信事業	平12～	区内文化活動情報等の収集・発信、他の特区事業の情報発信、まちづくり情報発信	緑区情報バンクの随時更新、リニューアル
緑区	マップを使ったまちづくり事業	平16～	グリーンマップの手法による環境にやさしいまちづくり	愛・地球博参加、元氣フェスタ、他のグリーンマップとの交流
名東区	いきいきライフ応援事業	平14～	区の文化・スポーツ・地域に関する情報の収集・提供	名東区安心・安全で快適なまちづくり協議会HP開設
名東区	わいわいスタッフ育成事業	平13～	イベントの企画・運営スタッフの育成	公開練習・ワークショップ・ヤングビープルスコンサート
名東区	自然散策サポート事業	平13～	自然と触れ合う場の提供（自然散策会の開催）と区内の緑地をガイドするボランティアの育成	自然散策会・散策サポーター養成講座
天白区	荒池緑地にかかる森のサポーターの養成事業	平13～	荒池緑地を保全・改善していくための市民組織	森の維持管理、調査、各種イベント
天白区	手づくり文化ガイドボランティア養成事業	平15～	区内の史跡等をガイドするボランティアの養成	ガイドマニュアルの作成、ウォーキング開催時のガイド

この「特色ある区づくり事業」の成果をどのように見ていけばいいのだろうか。表にもあるように、「特色ある区づくり事業」は、実際には、単発的なイベントが行われることが多く、ソフ

トな取り組みが中心である。とはいえ、こうしたイベントの参加者も相当数いるのも事実である。こうした単発的なイベントは、持続的なまちづくり活動へと展開するのであろうか。確かに、イベントを通して、意識の変化やその地域に対する想いの醸成や社会関係資本の向上に寄与する可能性はある。また、伝統的な町内会・自治会中心から脱構築し、新しい関係のカタチを検討する上では大きなきっかけとなっている。実際に、様々な組織が形づくられていた。それは垂直型のアンブレラ型や、水平的なネットワークを重視したアメーバ型のものもあった。また、様々な主体や想いに応じて多彩な活動が展開されており、その活動を通して、行政主導から市民主体へと展開したものも見られた。

まちづくりを進めていくためには、ハードウェアとソフトウェア、そして、ハートウェアを組み合わせて行っていく必要がある。その点で、区役所を中心とした「特色ある区づくり事業」や「パートナーシップのまちづくり研修」は、内容的に見れば、区役所という地域のまちづくりの窓口を拠点として、ソフトな視点から見たまちづくりの展開を図ろうとしていた。しかしながら、ソフト事業が中心となった結果、必ずしもハード整備を伴わないために、創造的な空間マネジメントに向けては大きな課題が残ったと言える。一方で、ソフトな取り組みが行われている一方で、現に空間変容も生じていた。

また、区役所がまちづくりの窓口としての具体的なまちづくりを進めるためには、区役所の機能強化、職員の能力育成とともに、市民意識の向上、市民サイドの人材の発掘と育成が必要である。その意味で、「特色ある区づくり事業」は、市民主体のまちづくりへの転換を図るための第一歩になりうる。しかしながら、これだけでは十分ではない。実際には、市民によるまちづくり活動の幅広いニーズに対して、組織的対応、人材、財源、権限等の問題で解決すべき問題は多い。住宅都市局（都市整備事務所を含めて）、名古屋都市センター、市民経済局との緊密な連携等も必要となる。

ところで、区役所においては、2004 年 11 月に制定された「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」に基づき、安心・安全で快適な環境の中で暮らすことができるまちづくりを推進するため、従来の地域振興課を改組し、各区役所に「まちづくり推進室」が設置されることになった（2005 年 4 月 1 日付）。「主幹・主査（まちづくり推進担当）」が、「主幹・主査（安心・安全で快適なまちづくりの企画）」となり、その分野での働きは強化されることになった。また、魅力ある区づくり事業への予算も限られたものになっている。

(3) 教育委員会による歴史的町並み保全の取組み

名古屋市教育委員会は、地域の伝統や個性を大切にした魅力あるまちの創造を目指して、歴史的な町並み保存事業を行っている。町並み保存要綱（1983年8月15日）に基づき、4つの町並み保存地区が指定されている。

表：名古屋市における町並み保存地区

	町並み保存地区名	指定年月
第1号	緑区／有松	1984年3月
第2号	東区／白壁・主税・槿木	1985年5月
第3号	西区／四間道	1986年6月
第4号	西区／中小田井	1987年7月

また、町並み保存事業として、以下のような仕組みがある。

- 1) 保存地区ごとに修理・修景基準及び補助基準の設定
- 2) 地区内で建築工事等（①建築物や工作物の新築・増改築・移転・除却・外観変更、②宅地造成や木材の伐採等）をする場合には、事前に教育委員会へ現状変更行為の届け出の要請
- 3) 町並み保存にふさわしい修理・修景等について、指導・助言
- 4) 修理・修景基準に合う工事には、補助基準に従い、補助金の交付

表：町並み保存事業の補助基準

伝統的建造物 （修理基準による修理） （防災設備）	7/10以内	500万円限度
	5/10	30万円
伝統的建造物以外の建造物 （修景基準による外観の修景）	6/10	300万円
指定樹木・生け垣等（補植・改良）	5/10	50万円
生け垣・樹木（修景上の新設）	5/10	50万円
保存を目的とする住民団体の活動	5/10	50万円

白壁・主税・槿木地区では、実績として、1985年5月から2002年3月までには、合計9,657万1000円が補助される等、修景においては貢献が見られる。しかし、残念ながら、町並み保存地区の仕組みは、高層マンション建設等空間変容に対しては、それを押しとどめる力がないのが実情である。



図：白壁・主税・槿木地区における空間変容

表：白壁・主税・槿木地区における空間変化

	歴史的建造物	門	塀	マンション
1985年	26	22	26	7
2005年	15	16	13	18

ところで、白壁・主税・槿木地区では、ビジョンにあたる「保存に関する基本方針」が示されている。

- 今に残る優れた歴史的景観を後世に伝えるために、地域の人々の理解を得て、町並みを保存しつつ、良好な住環境の整備を図ることにより、保存地区の特性を生かしたまちづくりを目指す。
- 旧城下町の武家屋敷地の町割りを基盤とした門・塀・緑からなる貴重な町並みの景観の保存を重視していく。又、戦前までに造られた和風・洋風の優れた建築物は、適切な修理修景を施し、併せて、周辺の住環境も町並みと調和するよう整備する。そして、それらに必要な助成について定める。
- 特に、重要な建物・門・塀・樹木等を指定し、その保存整備を進める。
- 行政と地域の人々、あるいは、地元の組織の間において、常に連絡調整を密にし、地元住民の一人一人が、まちづくりに対する意識を高め、町並み保存を通して、新しいコミュニティの形成を図るようにしていく。
- 良好な住環境を守るために、行政の施策に加えて、既存制度を活用した地区住民の自発的な緑化協定・建築協定・景観協定、あるいは、地区計画等との連動に努める。

また、町並み保全地区でのルールとして「修景基準」が定められている。

表：修景基準（伝統的建造物以外の建造物等）

事項		内容
1 建物	高さ・階数	・原則として、2階以下とする。やむを得ない場合は、町並みとの調和に十分配慮する。
	位置	・現在、壁面線が3m以上後退している建物は、可能な限りこれを維持する。 ・現在、壁面線が後退していない建物は、その改築時には、原則として、3～5m程度、建物主屋の壁面線を後退させる。
	塀の設置	・道路境界には、原則として、塀を設置して、建物との間には、道路から見えるような植栽を行う。 ・塀の替りに生垣を設置する場合には、敷地が見えない程度のものとする。
	デザイン	・建物の外観・色彩は、町並みに調和するよう十分配慮し、可能な限り伝統的建造物にならう。
2 門・塀	デザイン	・門・塀は、和風の形式にし、保存地区内の伝統的建造物にならう。 ・ブロックやフェンスの使用は避ける。
	屋根	・可能な限り、瓦又は銅板葺の屋根を設ける。
	基礎	・石積みや石貼り等、町並みに調和したものとする。 ・ブロックやモルタル塗りの使用は避ける。
	塀の壁・腰	・小壁は、しっくい塗り又はこれに類したものにし、腰は堅羽目板貼り又は下見板 貼りにする。又は全体を板貼りにしてもよい。
	門扉	・黒又は濃い茶の色調にし、可能な限り木製にする。
3	樹木等	・現在ある樹木・樹叢・生垣は、可能な限り保存に努める。 ・やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽をおこなう。
4 その他	建築設備	・ダクト・煙突、テレビアンテナ、配管類、メーター類等の建築設備は、道路等から 見えないようにする。（防災設備は除く）
	屋外付属物	・自家用広告以外の営業用広告は、原則として設置しない。 ・広告物は、デザイン・色彩・大きさ等、町並みに調和したものとする。 ・その他周辺の景観にふさわしくない屋外付属物は 町並みに調和したものにする。
	車庫	・建物は、伝統的なデザインを応用する。 ・出入口の扉は、黒又は濃い茶色にし、可能な限り木製とする。 ・やむをえず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色にする。 ・シャッターケースは、道路等から見えないようにする。
	駐車場・未利用地	・道路に直接面して駐車場を設けないようにする。 やむをえず設ける場合は道路との間に、塀又は生垣を設ける。 ・道路から見える大規模な空地や、既存の駐車場についても同様とする。
	土留め	・道路に面した土留め等は、石積み、石貼り等にするか、又は植栽で表面をおおう。
	土地の形質の変更	・大規模な土地の形質の変更を行わないようにする。

（４）（財）名古屋都市センターの取り組み

名古屋都市センターは、戦後の復興土地区画整理事業の収束を記念し、その成果を後世に継承するとともに、21 世紀の新しい名古屋のまちづくりに寄与するために、名古屋の都市計画のシンクタンク、交流活動拠点、そして、情報発信拠点としての活動を目的に 1991 年に設立された。名古屋都市センターの主要な事業は、（１）調査・研究、（２）情報収集・提供、（３）人材育成・交流の３本柱からなっている。

（１）調査・研究：まちづくりや都市計画行政の新たな課題を先取りし、その解決の糸口を提示するために、学識者、市民、行政等幅広い視点から自主研究や基礎データの収集、受託調査を実施している。専門家を対象に研究助成も行っている。

（２）情報収集・提供：まちづくりの関心を高め理解を深めるため、常設展示や企画展示、そしてまちづくりライブラリーの運営をしている。名古屋都市センターの活動やまちづくりの関連情報を機関誌や広報誌にて提供するとともに、デジタル情報にして提供している。

（３）人材育成・交流：市民講座、講習会やセミナー等の開催や海外の研修生の受け入れを行っている。まちづくり相談にも応じる等、まちづくりに関心を寄せる人々の交流や活動を支援している。まちづくり基金の運用益を市民の自主的な活動に役立て、地域に根ざしたまちづくりを応援している。

この中で、地区まちづくりの推進との観点では、「まちづくり活動助成」という活動支援と、「まちづくりびと講座」という人材育成が中心的な事業である。

【１】まちづくり活動助成

市民主体のまちづくりを支援するために、市民のまちづくり的活動の支援、まちづくり活動の推進のための基金を「まちづくり基金」という形で始めた（1996 年 4 月）。このまちづくり基金は、「私たちの暮らすまちが快適でいつまでも住みよいまちであり続けるためには、そこに住む市民自身が自分たちのまちに興味を持ち、積極的にまちづくり活動に参加していくことがますます重要」との認識から、市民全体で行われるまちづくり活動を支援し、地域に根ざしたまちづくりを促進するために資金援助という形で支援を行うものである。

まちづくり基金による事業とは、住民主体のまちづくり活動を行う団体に対する助成事業、まちづくりの知識を有する専門家等の派遣事業、その他まちづくり活動の推進を図るための事業、のことである。

「まちづくり基金」による事業の一つがまちづくり活動団体助成制度である。1999 年度より住民主体のまちづくり活動を行う団体に対し、助成を行っている。2001 年度からは、それまで

実施してきた助成を「まちづくり活動助成部門」とし、新たに「まちづくり活動はじめの一步助成部門」を設け、既に活動を始めているが、活動方針や内容がまだ検討段階にある団体、あるいは、これから様々なまちづくり活動を行おうとする団体についても支援を行っている。

表：まちづくり活動団体助成制度の概要

	まちづくり活動助成部門	まちづくり活動はじめの一步助成部門
助成団体の要件	(1) 規約、会則等を定め、自主的で継続的なまちづくり活動を行う団体。(2) 原則として、市内在住及び在勤者 10 名以上で構成されている団体。 (3) 団体の活動等に要する経費の一部が、会費等交付する助成金以外の財源をもって充当されている団体。	(1) 自主的で継続的なまちづくり活動を、既に始めているが活動方針や活動内容がまだ検討段階にある、あるいは、これから行おうとしている団体。(2) 原則として、市内在住及び在勤者 10 名以上で構成されている団体、あるいは、構成しようとしている団体。(3) 団体の活動等に要する経費の一部が、会費等交付する助成金以外の財源をもって充当されている団体。
助成対象経費	(1) 調査及び研究に要する経費、(2) セミナー、ワークショップ、シンポジウム等市民参加の催しに要する経費、(3) 広報に要する経費、(4) 印刷、出版に要する経費、(5) その他、センターが認める経費	(1) 活動を行うのに必要な経費(資料代、学習会・見学会開催費等)、(2) その他、センターが認める経費
助成金額	まちづくり活動経費の 4/5 以内の額で、50 万円を限度。	一律 5 万円。なお、助成は 1 回限り。

まちづくりに関わる活動団体について、認証された NPO 法人の中で、「まちづくり」を主たる活動とし、名古屋市内を主たる活動拠点とする NPO の数は必ずしも多くはないが、一方で任意団体は数多くある。そうした状況の中で、実際に、名古屋都市センターから 1999 年度以降に助成を受けた活動団体を示したのが、表である。いくつかの団体は、限度いっぱいの 3 回まで助成金を獲得している。「まちづくり活動はじめの一步助成部門」から、「まちづくり活動助成部門」へと展開している団体も見られる。

表：助成を受けたまちづくり活動団体

まちづくり活動助成部門 ／年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
応募数				21	20	14	24	26	応募数				21	20	14	24	26
採択数	8	12	11	12	11	8	7	8	採択数	8	12	11	12	11	8	7	8
相生山緑地オアシスの森くらぶ	●								揚輝荘の会					●	●	●	
あすの緑区を考える会	●								昭和区グリーンマップ						●	●	
白壁アカデミア	●			●	●				NPO法人まちの緑側育くみ隊						●		
新海池コミュニティガーデン公園愛護会	●	●							東区文化のみちガイドボランティアの会						●		●
堀川とまちづくりを考える会	●	●							緑区の歴史を学ぶ会						●		
ミニコミ紙あつたつ子	●								@port（@ポート）							●	
守山リス研究会	●	●	●						くれよんBOX							●	
夢塾21	●	●							子どもが育つまち天白「天白子ネット」							●	
愛知県重度障害者の生活をよくする会		●	●	●					有松まち普請の会								●
猪高緑地自然公園愛護会		●							平和公園自然観察会								●
木の子ひろば		●							NPO法人レスキューストックヤード								●
子ども&まちネット名古屋※1		●						●	まちづくり活動はじめの一步 助成部門／年度			H13	H14	H15	H16	H17	H18
てんぱくプレーパークの会		●		●		●			応募数				6	11	7	5	8
日本演出者協会愛知支部演劇祭実行委員会※2		●	●						採択数				6	3	2	1	2
人にやさしい街づくりネットワーク連絡会		●							植田コミュニティセンター運営委員会			■					
矢田・庄内川をきれいにする会		●							大高の自然を楽しむ会			■					
おでかけし隊					●				子どもが育つまち天白「天白子ネット」			■					
栄東まちづくりの会					●	●			浄心のみどりを育てる会			■					
小さな館「てとととあんど」					●	●			男女共同参画推進アドバイザー 葉の花の会			■					
名古屋天王神輿会					●				鳴海の町ガイドボランティアの会			■					
親と子のわくわく科学ひろば			●						おたいつこ				■				
クニハウス			●						自然を守る会				■				
生涯学習研究会・なごや			●						みんなで庄内まちづくりを考える会※3				■	●			
ちくさ・ともにマップ制作委員会			●						有松あないびとの会					■			
21世紀の学校をつくる会			●						御前場 花と緑の会					■			
ふりあん			●						庄内用水を環境用水にする会						■	●	●
堀川まつり実行委員会			●	●					震災ガーディアンズ							■	●
名東自然倶楽部			●	●	●				名古屋芸術の杜をみんなでつくる会							■	●
市民がつくる災害に強いまちづくりの集い				●					国道41号周辺地域の安全と環境をよくする会								■
花水緑の会				●	●				NPO法人在宅を支えるネットワーク・ほっと								■
東区まち育ての会→東区まちそだての会				●			●		岳見町ふれあいまちづくり								■
明徳公園愛護会				●					名古屋みなみ災害ボランティアネットワーク								■
MIC					●				ほっとルームとみた								■
八事里山づくりの会					●				Layered Map Nagoya プロジェクト								■

※1 2005年にNPO法人子ども&まちネット

※2 平成15年度から「日本演出者協会東海ブロック まちなか芸術祭実行委員会」

※3 平成15年度から「庄内まちおこし隊」

活動助成団体が、その後、どのように組織として成長し、活動を展開してきたかを見るために、他の活動助成に応募し、どの程度、助成金を獲得してきたのかを見ていく。

名古屋市の「NPO 提案公募型協働事業」は、委託先 NPO と市関係課が協働することでテーマに対し応募した NPO の事業提案を具体化するスキームである。NPO の先駆性や専門性等を生かし、行政では把握しきれない市民ニーズや課題の発掘から事業の企画・実施までをNPOが担うことになっている。これに対しては、2004 年度は、NPO 法人まちの縁側育くみ隊、藤前干潟を守る会、@ポート、城山・覚王山地区魅力アップ事業実行委員会に助成された。また、2005 年度には、NPO 法人レスキューストックヤード「災害発生時における災害時要援護者支援ボランティア養成に関わる事業」、NPO 法人子ども&まちネット「子どもと親が考える『ひとにやさしい公共施設』-子どもと親の視点で提案する新しいユニバーサルデザイン事業-」、なごや東山の森づくりの会「なごや東山の森づくり・子ども東山の森づくり隊部会事業」が行われた。

愛知県の「愛知県 NPO 提案型協働モデル事業」には、実績がなく、「愛知県学生提案型地域づくり協働支援事業」では、まちなか合同研究室（西区の円頓寺商店街）が助成を得ている。

（社）地域問題研究所の活動助成は、広く中部圏を対象に、明るい地域社会の形成に向けた地域の取り組みを支援するため、独創的、先駆的な地域問題に関する実践活動を公募し、活動に対する助成を行っている。この活動助成には、NPO 法人子ども&まちネット「居住地域や住居形態による幼児の遊びや活動空間の比較調査」（2005 年度）、文化のみちワークショップ実行委員会（東区まちそだての会）「『文化のみち』を育むワークショップの実施」（2003 年度）が、助成金を得ている。

さらに、全国的な助成団体から助成を受けた団体について見ていく。

a)（財）ハウジングアンドコミュニティ財団

ハウジングアンドコミュニティ財団は、住まいづくり・まちづくり・地域づくり分野のNPO・市民活動団体の支援のため、公募による助成（活動資金支援）を実施し、現在までに400を越える団体を支援してきた。1993年度以降「住まいとコミュニティづくり活動助成事業」を行っており、現在は、「一般助成」「特別助成」に分けて公募を行っている。以前は、「地域づくり団体の全国ネットワーク形成支援（2005年度）」「地域づくり活動支援（2000-2003年度）」「住まい・まちづくり活動団体の実践的な取組みの支援（2002-2004年度）」も行っていた。この中で、揚輝荘の会は、2004年度に、「揚輝荘を異文化交流広場として構築する調査・研究・PR」に、2005年度は、「異文化交流広場・揚輝荘の再構築と活用促進」として助成を受けたが、残念ながら、2006年度は、選外となった。NPO法人まちの縁側育くみ隊は、「まちの縁側の認定およびデータベースの作成・交流活動」（2005）について助成を受けた。

b) フィリップモリスジャパン活動助成

フィリップモリスジャパン活動助成は、「生きる場としてのコミュニティづくり」をテーマに、地域社会の課題を解決し、地域に暮らす人たちが共に安心して生活を送れるようなコミュニティづくりを支援するものである。2004年度に、「第一段階」「第二段階」助成という形で始まり、2005年度は、「立ち上げ助成」「展開助成」となり、2006年度以降は、「立ち上げ助成」の新規公募は行わず、前年度まで助成を受けた団体を対象に、引き続き「展開助成」と「特別助成」を行っている。名古屋では、NPO法人レスキューストックヤード「災害に強い安心・安全な東山学区を創ろう！」(2004)が助成されている。

c) (財) まちづくり市民財団「まちづくり人応援助成金」

まちづくり市民財団は、「市民がまちづくりを行いやすい環境づくり」と「それに取り組む人たち(まちづくり人)の応援」をしている財団である。「事業に対する助成」から、「人や組織や運営に対する助成」、「複数年の助成や資金以外の応援」等を通して支援を行っている。助成金の総額は600万円(2006年度)、一件50万円を上限とし、内容等選考の上、10数件程度選出することになっている。実際に、NPO法人まちの緑側育くみ隊「学社とも育ち」(2004)が助成されている。

d) 全国都市再生モデル調査

国の取組みであり、都市再生本部において決定された「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」(2002年4月8日)に基づき、2003年度から始まっている。市町村、NPO等の地域が「自ら考え自ら行動する」都市再生活動を「全国都市再生モデル調査」として、全国から提案を募集し、選定・支援している。

名古屋市内でも以下のような取組みが実際に選定されている：城山・覚王山地区魅力アップ事業実行委員会「おもてなし文化によるまちづくり調査」(歴史・音楽・花との出会い)(2006)、「ものづくり文化の道」推進協議会「ものづくり文化の道」形成推進調査(2005)、クリーン堀川「ゴンドラ利用による堀川の観光都市づくり調査」(2004)、名古屋堀川ライオンズクラブ「名古屋の『母なる川』堀川の環境改善調査」(2003)。このうち、城山・覚王山地区魅力アップ事業実行委員会は、文化的なまちづくりについてワークショップ、コンサート等を開催しながら検討する提案が評価された。

e) 花王・みんなの森づくり活動助成

「花王・みんなの森づくり活動助成」は、既に緑を守り育てる活動(森づくりの活動)に取り組んでいる団体を対象とした「プロジェクト助成」と、これから緑を守り育てる活動(森づくりの活動)に取り組もうとする団体や設立後1年未満の森づくりの活動に取り組んでいる団体を対

象とした「スタートアップ助成」の2つがある。名古屋市内では、揚輝荘の会「『揚輝荘』里山庭園のコラボレーションによる再構築」(2004)、環境市民東海「ぷちオアシスプロジェクト 2003」(2003)、相生山緑地オアシスの森くらぶ「『市民が主役の伐って育てる雑木林公園づくり』推進活動」(2002)というケースがある。

このように、名古屋都市センターから活動助成を受けている団体のうち、力をつけ、より競争的な状況の中で、資金を得る団体は限られている。

【2】まちづくりびと講座

2005 年度から、地域で活躍できるまちづくり人材の育成を狙って、「まちづくりびと講座」が開催されるようになった。表は、講座の流れを示している。講義形式と演習形式のワークショップの組み合わせによって構成されている。

表：まちづくりびと講座の概要（※公式講座の他に自主的な学習がある）

	2005 年度	2006 年度
第 1 回	<特別講座>まちづくり講演会	講義 1 「まちづくりとは何か？」 講義 2 「まちづくり事例」 WS 1 「自己紹介」
第 2 回	講義 1 「まちづくりとは何か？」 講義 2 「名古屋のまちづくりの歴史と現状」 講義 3 「まちづくりの進め方」 グループワーク 1 「自己紹介」	講義 3 「まちづくりの進め方」 WS 2 「まち歩き」
第 3 回	<特別講座>パネルディスカッション グループワーク 2 「感想」	講義 4 「まちづくり事例」 WS 3 「まちの魅力や課題の整理」
第 4 回	グループワーク 3 「現地見学会」	講義 5 「まちづくりの基礎講座(日)」 WS 4 「まちづくりの方向性の検討」
第 5 回	グループワーク 4 「まち歩き」	講義 6 「まちづくりの基礎講座(月)」 ワークショップ 5 「まちづくり提案の検討」
第 6 回	講義 4 「先進事例・手法の紹介」 グループワーク 5 「課題の整理」「まちづくりの方向性の検討」	WS 6 「まちづくり提案書の完成」
第 7 回	グループワーク 6 「構想案の検討」	WS 7 「まちづくり提案の発表」
第 8 回	構想案の発表	

【3】研究員制度

名古屋都市センターは、「特別研究員」と「市民研究員」という研究員制度を持っている。特別研究員制度は、名古屋におけるまちづくりの課題に関する若い専門家の学術的な研究活動を支援し、また、市民研究員制度は、名古屋におけるまちづくりの課題に関する市民の自主的な研究活動を支援することを目的としている。

【4】まちコミ映像祭

名古屋都市センターでは、以前、まちコミ映像祭が行われていた。これは、まちづくりへの市民参加を進めるために、市民によるまちづくりを記録した映像作品を全国から募集した。「まちコミ」とは「まちづくり」と「コミュニケーション」を合わせた言葉で、まちづくりに繋がる人の輪を広げていく意味が込められている。

【5】評価と課題

こうした名古屋都市センターの取組みを、次世代型まちづくりへの射程を踏まえて見ていく。

まず、（地区）まちづくりを推進していくというビジョンがあって、そのための支援的政策環境の整備という戦略的な取り組みになっているのかが曖昧である。確かに、活動助成や人材育成のプログラムがあり、また、市民が利用できるライブラリーには、学ぶべき蔵書や資料がある。しかし、これらは、まちづくりを進めていく上での断片的な部品／ツールに過ぎない。まちづくり活動全体の中で、個々の要素をどのように活かしていけばいいのかという戦略的な位置づけがなされているわけではない。

まちづくり支援においては、地域空間マネジメントを進めていくための支援、現場における参加技術の支援、また、様々な活動団体を結びつけるネットワーキングの支援等を行うことが求められる。活動助成も、まちづくり活動を総合的に支援していくという位置づけの中で実施されるべきである。また、活動助成も、「初動期（はじめの一步）支援」「活動の展開支援」「事業実施支援」といったまちづくり活動の全体の中で捉えるべきである。

人材育成である「まちづくりびと講座」は、まちづくりへの第一歩として、あるいは、まちへ人々を誘うという意味では一定の意義がある。とはいえ、体験型であり、必ずしも実践的な育成型とはなっていない。まちづくりの中で、まちづくりのどの段階をターゲットにし、また、どのような人材を育成していくのかの目標があるのかも曖昧である。まちづくり現場の中で、まちづくりビジョンやルールづくりをリードできる人材を育成するのか、まちづくりの現場における対話や会議の運営のファシリテーションができる人材を育成するのか、関係性を変容させ、人と人をつないでいくようなファシリテーターを育成するのか、あるいは、様々な主体をネットワー

クさせていくようなコーディネーターを育成するのかが明確ではない。そのために、講座修了後に得られる成果やその後の展開が見えにくい。講座での講義や演習を一通り体験することと、得られた知識を持ってまちづくりの現場に入り、実践的に活動することには、ギャップがあるように思われる。それゆえ、プログラムのデザインにあたっては、講座修了後のイメージを踏まえて講座の目標を明確に設定すること、育てる人材のターゲットをどこに定めるのかを意識すること、人材育成の目標を明確にすることが必要である。

一方で、名古屋都市センターの人材育成については、行政職員のファシリテーション・マインドの育成や研修講座による能力養成において果たす役割も大きい。まちづくりは、市民だけではなく、行政も含めた多様な主体の連携によって進められるからである。

さらに、こうした人材育成を進めていくためには、名古屋都市センター自身、コーディネーションやファシリテーションを行うのに十分な人材をある程度持っている必要がある。

以上のようなまちづくり支援を補完するのが、まちづくりに関わる調査研究、政策提言であり、まちづくり情報の蓄積と発信であるが、現実の名古屋都市センターの取組みは十分ではない。実際に、自主研究も行われているが、必ずしも政策研究に結びついていない。

このように、市民主体のまちづくりアプローチを進めていくためには、そして、まちづくりの担い手としての人材育成を進めていくには、名古屋都市センターがやるべきことは多くある。今後は、地区まちづくりの推進のための戦略やまちづくり活動に対する支援者として何をなすべきかを考えた上で、支援プログラムを検討する必要がある。

3-2 名古屋における萌芽的取り組みに見る政策的含意（その可能性と課題）

近年は、名古屋でも、市民主体のまちづくりへのシフトに向けた様々な萌芽が見られるようになってきた。

●築地地区では、地区総合整備というハード事業からソフトな取り組みが生まれ、しかも、行政主導から市民主体へと変化してきている。

●名古屋には、まだまだ歴史的建造物が残っている地区がある。昔から残っている町並みを大事にしていきたいという想いや日頃からのまちへの関心が、自発的な活動を生み出しているところもある。町並み保存地区である有松地区では、有松まちづくりの会が結成されたが、ここは、町並み保存運動のパイオニアでもある。白壁・主税・槿木地区でも、歴史的建造物を活用した取り組みが市民主体で行われてきた。

●「特色ある区づくり推進事業」を通じて、新たな活動が創発されたケースがある。例えば、城山・覚王山地区では、「城山・覚王山地区魅力アップ事業実行委員会」「揚輝荘の会」「やまのて音楽祭開催委員会」等が、また、文化のみちエリアでは、「東区まちそだての会」や「東区文化のみちガイドボランティアの会」等が、さらに、瑞穂区では、「瑞穂うるおいまちづくり会」が生まれ、現在も活動を続けている。

●他にも、川、緑、森、公園、環境、福祉、高齢者、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、歴史・文化、芸術、音楽、商業、市街地活性化、商店街、交通、施設の利活用、子ども、多文化共生等をキーワードに様々な自発的な取り組みが見られる。これらの活動では、テーマ型アソシエーションが組織されるケースが多い。ただし、活動としては、まちづくりの視点や広い面的なエリア概念を持っているのは限られている。

以下では、いくつかの萌芽的な取り組みについて見ていく。取り組みの中には、行政主導から市民主体へ、あるいは、行政依存から市民主体の自立的活動へ、そして、それが持続的な取り組みへと展開したものがある。まちづくり活動が対外的な評価を生み出し、さらなる活動を創発・誘発していくケースもある。こうした萌芽的取り組みの中から、まちづくりが進む要因、例えば、人材、組織、連携、マネジメント、リーダーシップ、支援の存在等を見ていくことによって、支援的政策環境のあり方を検討することができる。

表：名古屋における様々な分野での主な活動団体

水・川	クリーン堀川、NP0法人堀川まちネット（旧堀川まつり実行委員会）、広小路セントラルエリア活性化協議会、全名古屋ライオンズクラブ、名古屋堀川ライオンズクラブ、堀川を清流にする実行委員会、黒川ドリーム会、堀川とまちづくりを考える会、堀川1000人調査隊【堀川】、ヤダ川発見隊【矢田川】、庄内用水を環境用水にする会、矢田・庄内川をきれいにする会
森	なごや東山の森づくりの会、相生山緑地オアシスの森くらぶ
公園	てんぱくプレイパークの会、新海池コミュニティガーデン公園愛護会、花水緑の会【緑区】、名東自然倶楽部【名東区】
グリーンマップ	昭和区グリーンマップ
防災	NP0法人レスキューストックヤード
まち	夢塾21
場／まちの縁側	NP0法人まちの縁側育くみ隊
歴史・文化／まち	有松まちづくりの会、有松あないびとの会、有松山車会館運営協議会プロジェクト委員会、有松まち普請の会【有松】、那古野一丁目まちづくり研究会、縁側妄想会議編集室【四間道・円頓寺界限】、東区まちそだての会、檜木倶楽部、白壁アカデミア、東区文化のみちガイドボランティアの会【東区】、城山・覚王山地区魅力アップ事業実行委員会、揚輝荘の会【千種区】、瑞穂うるおいまちづくり会【瑞穂区】、ものづくり文化の道【西区】
音楽・芸術	やまのて音楽祭【城山・覚王山】、名古屋芸術の杜をみんなでつくる会、名東区まちづくり応援団【名東区】、日本演出者協会東海 ブロックまちなか芸遊祭実行委員会
子ども	NP0 法人子ども&まちネット、子どもが育つまち天白「天白子ネット」、NP0 法人子育て支援の NP0 まめっこ
多文化共生	栄東まちづくりの会
商業・商店街・地域活性化	覚王山まちづくり委員会、広小路セントラルエリア活性化協議会、錦2丁目まちづくり連絡協議会
中間支援	NP0法人ボランティアネイバーズ、NP0法人市民フォーラム21・NP0センター

（１）城山・覚王山地区の取り組み

城山・覚王山地区は、豊かな自然資源と日泰寺をはじめとした貴重な歴史・文化資源があるまちづくりフィールドである。名古屋新世紀計画 2010 の地域別計画の中で、区の魅力づくりの一つに位置づけられ、「城山・覚王山地区魅力アップ事業」が推進されることになった。

「城山・覚王山地区魅力アップ事業実行委員会」は、城山・覚王山地区のまちづくりを中心的に担うため、千種区役所地域振興課の呼びかけで、地元自治会や商店街や寺社の関係者、さらにはこの地域に興味を持って活動している会や大学の研究者等、様々な立場の方が参加し、2000年度に設立された。これまでに、地域のマップ作成や歴史的建築物の一般公開、音楽祭の開催等の活動を行っている。

そもそも、行政主導で進められたが、それまでの活動をベースに、「散策ワーキング」「歴史ワーキング」「事業ワーキング」「学生ワーキング」の４つのグループに分かれて活動を行う中で、より地域主体の活動へとシフトしていくようになった。「散策ワーキング」は、「散策路サインづくり」について、「歴史ワーキング」は、揚輝荘の保存と活用について、そして、実行委員会としては、音楽祭の開催を中心に行うようになった。また、近年は、「お茶」や「おもてなし」をキーワードに、「文化の里づくり」の活動も展開している。

a) 揚輝荘の保存と活用

城山・覚王山地区に位置する揚輝荘は、近代建築、歴史文化、庭園緑地、国際交流等の地域資源としての価値がある。「揚輝荘の会」は、ここを核に、地域課題を調査しながら、まちづくり活動を進めており、市民参加型イベントの開催や近代建築・庭園緑地の手入れ・再構築の保全活動、市民への情報提供活動を行っている。「揚輝荘の会」は、城山・覚王山地区魅力アップ事業実行委員会の「歴史ワーキング」のメンバーが中心となって設立された。その後、2006 年 3 月には、NPO 法人として認証された。

揚輝荘に関しては、2005 年に、名古屋市（総務局企画調整室）と（財）地方自治研究機構との共同研究の調査の一環として、「揚輝荘の保全と活用を考える」ワークショップが実施されている。

表：ワークショップの内容

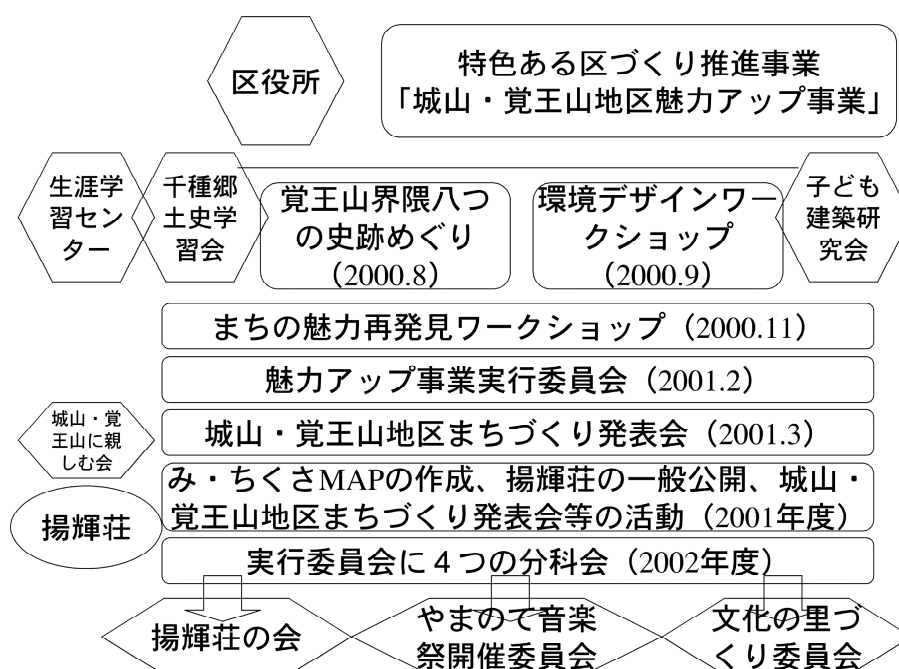
	日時	内容
1	2005 年 9 月 18 日（日）	揚輝荘の全体理解・現況把握
2	2005 年 10 月 16 日（日）	活用すべき資源の抽出、活用方策等の検討
3	2005 年 11 月 13 日（日）	周辺の町並み探検、活用方策等の検討
4	2005 年 12 月 11 日（日）	揚輝荘の保全・活用方向について

b) やまのて音楽祭の開催

「やまのて音楽祭」は、歴史的ならびに文化的魅力を持った城山・覚王山地区を舞台に、「音楽のあるまちをつくろう」というコンセプトで、まちや音楽に魅力を感じている人々による音楽祭である。実行委員会メンバーに公募メンバーを加え、音楽、歴史や建物、まちづくりに関心を持つ多様な人々が集い、実施されている。

c) 文化の里づくり

2005 年秋には、「お茶」をキーワードに、地域の歴史と文化を活かしたまちづくりを検討する「文化の里づくり委員会」が立ちあがった。



図：城山・覚王山地区のまちづくりの展開

成果と課題

城山・覚王山地区では、歴史や文化を切り口に多彩なテーマでまちづくりに取り組んでおり、それぞれに、重層的なネットワークを活かしている。ただし、イベント型で行われているのが中心であり、これらの活動を地区レベルの空間マネジメントを含めたまちづくりへとどのように展開させていくかが課題である。

表：城山・覚王山地区のまちづくりの展開

	主な活動	歴史的建造物	音楽	文化
2000. 8. 8	史跡散策「覚王山界隈八つの史跡巡り」			
2000. 9. 15	環境デザインワークショップ2000「隣町を探検だ！」			
2000. 11. 23, 26	城山・覚王山地区まちづくりワークショップ「まちの魅力再発見！！」			
2001. 2. 20	城山・覚王山地区魅力アップ事業実行委員会 設立			
2001. 3. 20	城山・覚王山地区まちづくり発表会			
2001. 3-7	「み・ちくさMAP～歩いて見つける城山・覚王山」の制作・発行			
2001. 6. 24	東区「文化のみち」見学			
2001. 7. 20-24	第13回愛知サマーセミナー協力			
2001. 8. 8	旧昭和塾堂の一般公開			
2001. 11. 10	史跡散策			
2001. 11. 23		揚輝荘の一般公開		
2001. 11. 24-25	子どもたちの町発見・町づくりワークショップ「なごやコロンプス」協力			
2001. 11. 27-28	覚王山秋祭にブース出展			
2001. 12. 8-9	子どもたちの町発見・町づくりワークショップ「なごやコロンプス」協力			
2002. 3. 16	城山・覚王山地区まちづくり発表会			
2002. 4. 6	ワークショップ まちの魅力発見～城山・覚王山の春を探そう～			
2002. 4-7	名古屋大学附属中学校選択プロジェクト「地図とまちづくり」協力			
2002. 8. 8	み・ちくさ歴史散歩～みて、きいて、あるいて、城山・覚王山～			
2002. 8. 8	「なごやかコンサート」協力			
2002. 9-		歴史WG定例会	事業WG→やまのて音楽祭開催委員会	
2002. 11. 16	市民活動団体「城山・覚王山に親しむ会」の発足			
2003. 3. 22-30			やまのて音楽祭2003	
2003. 5. 31		第4回空きスペースを生かしたまちづくり講座		
2003. 6. 21		市民活動団体「揚輝荘の会」の発足		
2003. 9. 11		「お月見コンサート2003 in 揚輝荘」協力		
2003. 9. 20	「自然観察会」協力			
2003. 10-11	あなたのとっておき... まちの顔に... ～マップづくりの情報募集～			
2004. 3. 20-28			やまのて音楽祭2004	
2004. 8. 27-2005. 3. 11	サインを通して見る楽しいまち～城山・覚王山散策路サインづくり～			
2004. 10/26-28		「お月見コンサート2004（揚輝荘、城山八幡宮）」協力		
2005. 3. 20-27			やまのて音楽祭2005	
2005. 8-				文化の里づくり委員会発足
2005. 9. 18-12. 11		「揚輝荘の保全と活用を考える」ワークショップ		
2005. 10. 16		「お月見コンサート2005 in 揚輝荘」協力		
2005. 10. 22-12. 4				城山・覚王山地区を「文化の里」に
2005. 11. 27				城山・覚王山のお茶席とお茶の史跡を訪ねて
2005. 12. 4				講演&座談会「城山・覚王山地区を「文化の里」に」
2006. 3		NPO法人「揚輝荘の会」認証		
2006. 3. 18-26			やまのて音楽祭2006	
2006. 8				おもてなし文化の里実行委員募集（全国都市再生モデル調査企画）
2006. 10-12				城山・覚王山地区 おもてなし文化の里 お茶めぐり、まちめぐり
2006. 11. 5		「お月見コンサート2006 in 揚輝荘」協力		
2006. 11. 26				城山・覚王山のお茶席とお茶の史跡を訪ねて
2006. 12. 9				座談会「城山・覚王山地区のまちづくり」
2007. 3. 21-31			やまのて音楽祭2007	
2007. 3		「揚輝荘」の名古屋市への寄贈		

(2) 文化のみちエリアの取り組み

文化のみちは、名古屋市の名古屋城～白壁・主税・槿木～建中寺～徳川園までの一体のエリアであり、近世武家文化と名古屋近代化の歴史・文化の舞台となった。名古屋城、徳川美術館、建中寺等が大名文化の華やかさを伝えるほか、天王祭等の祭りが盛んに行われている。また、明治中期の先端産業ゾーンでもある。先人の息吹を伝える貴重な文化財が多く残されており、登録文化財、都市景観重要建築物、市指定文化財もある。そして、2004年11月には、徳川園が、また、2005年2月には、文化のみち二葉館（旧川上貞奴邸）がオープンした。

文化のみちエリアの中心に位置する白壁・主税・槿木地区は、1985年5月に、町並み保存要綱（1983年）に基づき、町並み保存地区に指定された。この地区は、閑静な屋敷町であり、江戸時代の武家屋敷の区画割が残り、数多くの歴史的建造物が残り、由緒ある町並みと落ち着いた佇まいを持っていた。

この町並み保全地区内での民間事業者のマンション建設にかかる名古屋地裁の仮処分決定（2003年3月）は、「国立マンション判決」に続き画期的なものであった。長年にわたって住民や市が、町並みの保存と維持に努力し、結果として良質な町並みが形成・保存されていることを評価し、20m以上の部分の建築禁止の仮処分を決定した。町並みを損なうような異質な高さと大きさのマンションの建設は禁止されとした点が重要であり、地域に外部から参入する場合は、地域の伝統やルールを遵守すべきとした。その後、仮処分異議が出され、事業者の計画変更もあり、建設差し止めは認められなかった。

そして、現実には、地区内の空間変容が急速に進んでいる。中には、もともと住宅利用されていた建築物を他の用途へと転換させながら、そのまま活用されるコンバージョンのケースや土地・建物が無償で借用し、イベント等に活用するケースもあるが、多くは、近代的なマンションや駐車場へと変わってしまっている。

これまでに、市は、町並み保存要綱や修景基準等により開発に対応してきたが、住民サイドは、建築協定や地区計画といった法的対応ではなく、良識に基づく信念と自主規制といった自主的努力に依っていた。しかし、時代とともに歴史遺産が姿を消し、近代的なマンションや駐車場へと変わってきている。最近では、長屋が解体された。また、豊かな住環境に引き寄せられ、レストランやカフェ等も進出してきた。ここには、町並みの魅力を求めて建設されるマンションが町並みを壊していくという矛盾がある。歴史的建造物を中心に、かろうじて「点」は残されているが、「線」「面」的な都市の魅力は失われつつあり、財産価値も今後減少していくことが予想される。

文化のみちエリアにおける空間変容に対しては、危機感を感じる人々が存在し、一方で、文化のみちにある歴史・文化・自然といった地域資源を活用したまちづくりへの機運も盛り上がって

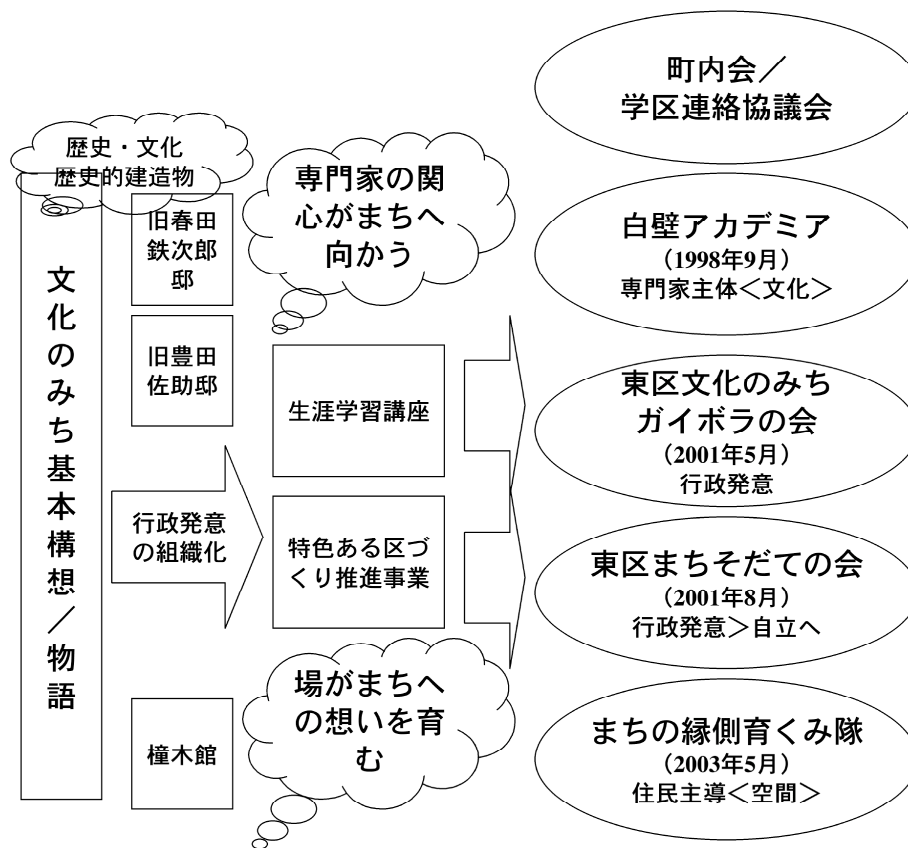
きている。表は、このエリアで行われている様々な市民活動団体の概要を示したものである。

表：文化のみちエリアで活動する市民活動団体

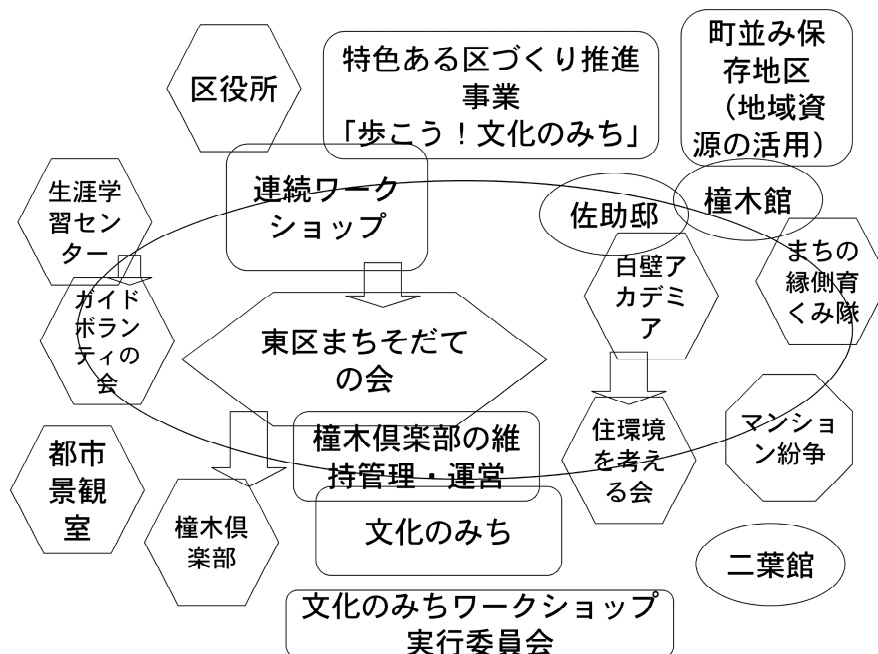
団体名	設立	目的・活動	名古屋都市センターからの活動助成
白壁アカデミア	1998年 9月	白壁地区に残る近代建築物の保存と活用を目指して設立された。建築やデザイナーなど専門家集団の集まりである。「新しい知の創造」と「まちづくり」をテーマに「市民がつくる市民塾」を開講している。白壁地区の有する美しさや価値を広く市民に認識されることを当面の活動とし、近代建築物の保存・活用支援や白壁地区にまつわる物語の発掘、ボランティアの育成、市民への広報など、「文化のみち」のコンテンツを創出している。活動の柱には、公開講座（現地を訪れる交流講座と学識経験者の講演特別講座）と研究講座がある。2003年9月には、シンポジウム「これからの町並み保存はどうなる」を開催している。	白壁地区に残る近代建築物の保存・活用方策等を調査・研究するとともに、歴史的・文化的価値を広く市民に知ってもらうための近代建築物を活用した市民塾の主催（1999） 「市民がつくる市民塾」等により「文化のみち」のコンテンツを創出することで、江戸の町割の上に近代建築物群が残る白壁地区の街並みを保存・活用していく（2002） 白壁地区の街並みを保存・活用するため、地域住民によるまちづくりを支援（2003）
東区文化のみちガイドボランティアの会	2001年 5月	東区全域のガイド活動、旧豊田佐助邸での駐在ガイド（毎週1回）、隣接する「春田鉄次郎邸」及び希望に応じて「町並み保存地区」の案内、「歩こう！文化のみち」での建物ガイドなどを行っている。	歴史ある町並の良さを知ってもらい、交流の促進、市民の学習の場として利用していくためのガイド活動（2004） 市政資料館から町並み保存地区、二葉館、徳川園に至る社寺、建造物、街道をガイドし、歴史と文化のある東区を広く知っていただくことを目指す（2006）
東区まちそだての会	2001年 8月	東区の特徴ある区づくり事業の中で、2001年に開催された文化のみちワークショップを契機に発足した。緩やかなまちづくりのネットワークであり、会員を「まち人さん」と呼ぶ。文化のみちエリアをフィールドとして地域の資料・情報の収集・提供、まち歩き・見学会の開催などの様々な活動を行っている。散策マップや文化のみちストーリーの作成の他、「歩こう！文化のみち」を共催している。	崩壊しつつある街並み保存地区「東区文化のみち」の保存と活用を提案・実践しながら、生活・芸術・建築などの文化を切り口に、多世代で育む町そだて。「こんな町に住みたいナお気楽幻燈&交流会」、「縁側サミット」の開催と情報発信（2002） 住民、訪問者、商店街、女性、高齢者など多様な視点から見た文化のみちエリアの自然、文化、歴史的資源と魅力を満載したイラストマップづくり（2005）
NPO法人 まちの縁側育くみ隊	2003年 5月	榎木館育くみ隊をベースに発足し、その後、NPO法人として認証された。「まちの縁側」をキーワードに多様な活動を展開している。まちの縁側の育みは、古い建物や新しい公共施設に、ヒト・モノ・コトの関わりによって生命を吹き込む活動である。活動拠点は、まちの縁側MOMOである。まちとくらしの再構築としての「まちの縁側」を立ち上げ、場所の力の回復・再創造を目指している。「まちの縁側」活動の育みや建築設計・まち育てワークショップや子どもの体験表現型まち学習・遊びのコーディネートなどの創造的実践を担っている。	名古屋市内の「まちの縁側」の可能性を方向づけるためのワークショップ開催（2004）
NPO法人 榎木倶楽部	2006年 12月	「旧井元邸」の保全・管理を行うとともに、それを市民のさまざまな活動、また生涯学習などの場として活用することによって、文化的なまちづくりと健全な市民社会の形成に寄与し、もって市民の公益に寄与する。	

様々な市民活動団体が、このまちを育むために、歴史的建造物の活用他、多様なテーマで地域資源を活かした活動を行っている。活動団体は、それぞれ異なるミッションを明確に持っているが、このエリアの歴史・文化や歴史的建造物に共感し、大切にしていきたいという想いを共通に持っている。同時に、地元の町内会活動も健在である。古い地域であることが、大きな可能性と物事を進める際の難しさを同時にもたらしめているが、地縁型つながり（町内会活動）やテーマ型つながり（市民団体）が、個人あるいは組織を介在として重層的に紡がれている。

こうした活動団体が組織化される経緯はそれぞれ異なるが、地域性や自立性を獲得し、持続的なまちづくりの取組みをしていく方向で進んでいる。例えば、東区まちそだての会は、もともと行政発意のイベントを契機に、組織化されたが、現在では、自立しており、活動の幅を広げている。白壁アカデミアは、専門的関心から設立されたが、「白壁・主税・榎木町の住環境を考える会」の事務局を担う等地域に根ざした活動も展開している。



図：市民活動団体の組織化の経緯



図：文化のみちエリアにおけるまちづくりの展開

文化のみちエリアにおける行政施策

文化のみちを推進し、整備していくための市としての施策の中心は、名古屋城、徳川園、文化のみち二葉館といった施設整備、町並み保全地区における歴史的建造物への補助、そして、イベントの実施である。

歩こう！文化のみち

1999 年から毎年 11 月に、文化のみちをフィールドとして様々なイベントが展開されている。この「歩こう！文化のみち」は、行政発意のイベントである。参加者が、文化のみちエリアを実際に歩き、感じ、発見したことは、新しい気づきをもたらすと同時に、参加者それぞれの「まち」を見つめ直すきっかけにもなる。人々が「文化のみち」フィールドにおける近代建築物、町並み、そして、歴史・文化・自然を感じ、そこでの営みを知り、まちの記憶に想いを馳せる。新しい参加者を巻き込みながら、まちの現場を確認し、課題やビジョンを認識する作業は、まちづくりにおいて不可欠な活動であり、共通のエリア認識と地域資源への想いを醸成している。同時に、イベントに参加して、地域への想いを育むことで、主体的な活動を促すきっかけとなっている。

2003 年に行われた「歩こう！文化のみち」は、スタンプラリーによるまち歩きに加えて、檀木館、陶磁器会館、市政資料館、金城学院高校、旧豊田佐助邸等を舞台に、様々な体験型イベントが行われた。2004 年には、まち歩きマップも拡充し、スタンプラリーも徳川園まで対象エリアを拡げ、鍋屋町・筒井町商店街もルートになった。さらに、お店の協賛も得る等活動が格段に広がったが、これは、後述するワークショップの波及効果の一つである。

当初は、行政主催であったが、2001 年以降、市民団体等が主催し、2004 年からは、実行委員会方式で行われている。これは、地域商店街との連携、より多様な主体の参加の受け皿、財源の多様化を図るためである。一方で、行政の関与の仕方や責任主体、意思決定主体の曖昧さ等の課題が指摘されている。

成果と課題

文化のみちエリアは、歴史的建物と風景を維持してきた貴重な地域資源を持ったまちづくりフィールドである。文化のみちエリアでは、多様な主体の存在とそのネットワークから多彩なまちづくり活動が展開している。歴史的建造物の活用や施設の管理運営等、点的なマネジメントは連携して行われ、このエリアの社会関係資本は強化される方向にある。しかし、エリアの面的な空間は、現実には、歴史的建物と風景の醸し出す価値を喪失してきており、空間マネジメントに向けた課題は山積している。とはいえ、様々な場は、多様な主体の連携や協働によるまちづくりを進めていく上で、重要な役割を果たしてきている。

41

表：文化のみちエリアにおけるまちづくりの展開

年	まちづくり関連団体・組織	まちづくり活動	まちづくりイベント	行政／町並み保存／文化のみち	建物
1983年	【A】白壁アカデミア 【B】東区文化のみちガイドボランティアの会 【C】東区まちそだての会 【D】NPO法人まちの緑側育くみ隊 【E】NPO法人榎木倶楽部			旧名古屋控訴院地方裁判所・区裁判所庁舎保存運動／名古屋青年都市研究会報告書「建築的文化遺産の保存に関する研究」（77年）	
1984年				歴史的環境研究会「白壁町・主税町・榎木町地区～名古屋町並み調査報告」 名古屋町並み保存要綱	名古屋市政資料館（国・重要文化財）（84年）
1985年				名古屋教育委員会「名古屋白壁町並み保存地区（仮称）保存計画策定調査」	白壁町ハウス（名古屋都市景観賞特別賞）（85年5月）
1989年				白壁・主税・榎木町並み保存地区指定（85年5月）	名古屋市政資料館（89年）
1990年			町並み保存事業：伝統的建造物等に対する修繕費 町並み保存地区の電線地中化に伴う道路整備事業 白壁町筋などの旧道筋の舗装・歩道・街路灯等の道路整備事業		名古屋市政資料館（名古屋都市景観賞特別賞）（90年）
1995年		愛知建築士会トリエンナーレ特別委員会「白壁町界隈のタウンウォッチング」（95年7月）			
1996年	榎木館の人々	榎木館（旧井元邸）の活動（96年1月～02年12月） まちマップ会「いいね、このまち、白壁界隈 お散歩マップ」（97年）			旧井元邸（名古屋指定文化財）
1997年		国際建築トリエンナーレ'97「建築資産をまちづくりに活かす」（97年10月）			実験工房／手と手（長屋改装）（98年4月）、レストラン／アンティキ（民家改装）（98年4月）
1998年	【A】白壁アカデミア（98年9月）	自習舎（旧加藤邸）の活動（98年～00年12月）		名古屋新世紀計画2010を考える東区のとどい（98年12月）	
1999年			【文化のみち】 【市役所】文化のみちフェスティバル／文化のみちウォークラリー（99年9月～11月）	文化のみち物語（99年3月） 「文化のみち」基本構想（00年3月）	旧豊田佐助邸の公開・活用（99年10月）→【B】駐在ガイド
2000年		東区生涯学習センター「『文化のみち』ガイドボランティア養成講座」（00年11月）→【B】	【区役所】文化のみちウォークラリー（00年11月）	「文化のみち」白壁地区整備構想（01年3月）	
2001年	住まち探検隊（中部電力）（01年4月）→【D】 【B】文化のみちガイドボランティアの会（01年5月） 【C】東区まち育ての会（01年8月）	【B】「旧豊田佐助邸での駐在ガイド」（01年～） 【区役所】ワークショップの開催（01年6月-02年3月）→【C】 【C】まち人さん会議（毎月の定例会）	名古屋都市センター活動助成：白壁アカデミア（99, 02, 03）、東区文化のみちガイドボランティアの会（04, 06）、東区まちそだての会（02, 05）、NPO法人まちの緑側育くみ隊（04）		旧春田鉄次郎邸の活用→デュボネ（01年5月）／【A】白壁アカデミア事務局
2002年	榎木館育くみ隊（02年1月）→【D】		【B・C】歩こう！文化のみち（01年11月） 【B・C】歩こう！文化のみち（02年11月） 第4回住まちフォーラム（02年11月）	【榎田狂跡地での高層マンション建設問題】 積水ハウス、建築着工（02年12月） 建築禁止仮処分申立（03年1月） 仮処分決定（03年3月）	まちの緑側MOMO（03年4月）
2003年	【D】（NPO法人）まちの緑側育くみ隊（03年1月）	【D】NPO法人設立記念パーティ（03年5月） 西尾典祐「東区榎木町界隈」（03年11月） 文化のみちストーリー（03年11月）	【A】白壁アカデミア5周年記念シンポジウム「これからの町並み保存はどうなる」（03年9月） 【A・B・C・D】旧川上貞奴邸施設市民運営検討委員会（03年7月～10月） 【D】旧川上貞奴邸市民運営検討委員会「旧川上貞奴邸の活用基本計画（市民提案）」（03年10月）	【A・B・C・D】旧川上貞奴邸施設市民運営検討委員会（03年7月～10月） 【D】旧川上貞奴邸市民運営検討委員会「旧川上貞奴邸の活用基本計画（市民提案）」（03年10月）	【A・B・C・D】長屋門市民運営検討委員会（03年11月～12月） 【D】ラ・グランターブル・ドゥ・キタムラ（04年3月）（中部電力初代社長邸の改装）
2004年	榎木館→榎木倶楽部 【A・B・C・D】榎木倶楽部世話人会（04年～万博中）【D】	【A・B・C・D】「榎木倶楽部の活動」世話人会（04年5月～万博中）【D】 文化のみちストーリー その二（04年11月）	「文化のみちワークショップ」WS実行委員会（2004年1月） 【C】 【D】まちの緑側フォーラム（04年3月） 【実行委】歩こう！文化のみち（04年11月）	旧川上貞奴邸設置条例（04年2月） 旧川上貞奴邸指定管理者の募集（04年7月～8月）→【AvsD】	主税町長屋門（04年6月） 徳川園（04年11月） 旧川上貞奴邸文化財建造物登録（04年12月） 文化のみち二葉館（旧川上貞奴邸）（05年2月）
2005年	まち育ての会→まちそだての会 【A・B・C】榎木倶楽部運営理事会（～06年12月）→【E】	【B】「文化のみち二葉館のガイド」（05年～） 【A】「まちづくり憲章」住環境を考える会（05年2月） 【A・B・C】「榎木倶楽部の活動」 名古屋大田研の研究活動	「文化のみちワークショップ」WS実行委員会（05年2月）【C】 【D】まちの緑側フォーラムin名古屋（05年2月） 【A・B・C・D】日本文化デザイン会議（05年5月） 【実行委】歩こう！文化のみち（05年11月）	【A】旧川上貞奴邸指定管理の開始／白壁アカデミア協力（04年11月～）	
2006年		文化のみちイラストマップ（06年4月） 【C】 西尾典祐「小説二葉御殿」（06年11月） 【E】榎木倶楽部設立総会（06年12月）	「文化のみちワークショップ」WS実行委員会（06年3月）【C】 【実行委】歩こう！文化のみち（06年11月）／JR東海	景観法施行 なごやかトーク（06年12月） 【大宮／高層マンション建設問題】	
2007年	榎木倶楽部→榎木館の復活		「文化のみちワークショップ」WS実行委員会（07年3月）【C】 Cultural Typoon in Nagoya（07年6月）【C】【E】	高度地区の拡充へ	

(3) 有松地区の取り組み

有松地区（約 80ha）は、名古屋市東南部、名鉄有松駅の周辺に広がる地区である。有松は、慶長年間に竹田庄久郎が考案したと伝えられる「有松絞」の産地として広く知られ、絞り染めとともに発展した。街道沿いの家は瓦葺き、漆喰の塗籠造りとし、防火構造に改められたもので現在もその景観を残しており、名古屋市の町並み保存地区に指定された。この古い町並みを生かして魅力あるまちにするために、「有松まちづくりの会」「有松あないびとの会」「有松山車会館運営協議会プロジェクト委員会」等の活動が行われている。

1973 年 2 月に、有松の古い町並みを生かして魅力あるまちにするために、「有松まちづくりの会」が誕生した。有松まちづくりの会を含めて 3 地域の住民組織が集まって、現在の「全国町並み保存連盟」は「町並み保存連盟」として結成され、有松を発祥の地として全国へと広がった。1978 年 4 月には、第 1 回全国町並みゼミを足助町と共に開催した。1984 年 3 月には、名古屋市の町並み保存地区第 1 号に指定された。

1997 年度には、商工会・絞組合・有松まちづくりの会をはじめとする各種団体が加わって「21 有松まちづくり委員会」が設置され、「伝統と歴史が生活に生きる名所型産業地」「歴史と文化に触れ合う生活博物館」を目指し、6 回の委員会やシンポジウムを開催し、有松まちづくりの展望について熱心な検討が行われた。

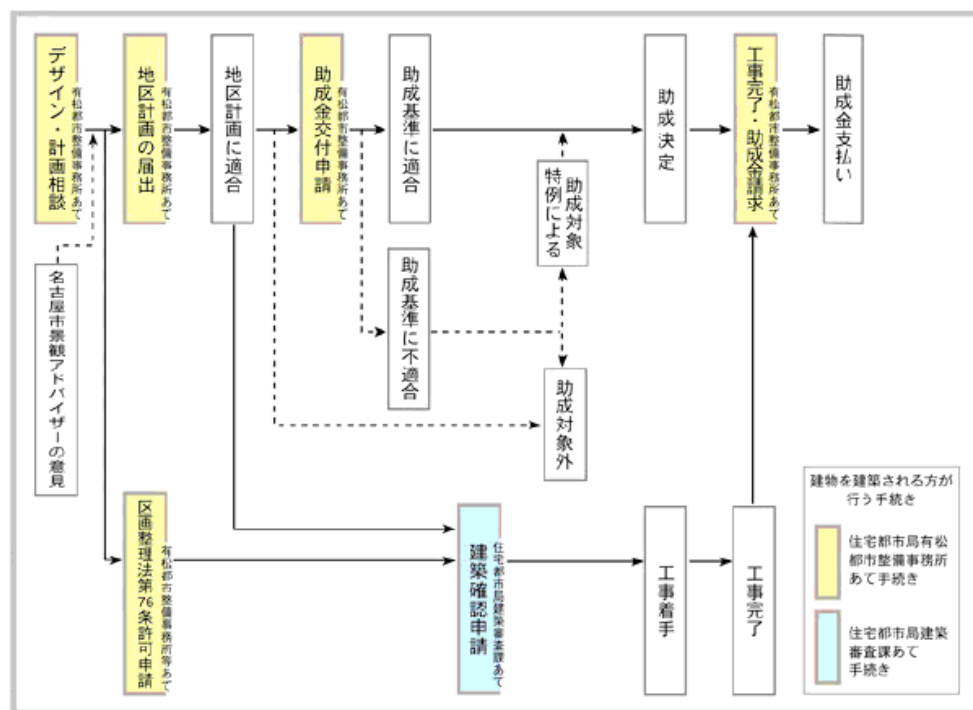
「有松まちづくりの会」は、講演会・絞りまつりへの参加（まちなみツアーの案内）・歴史勉強会・町並み見学会・会報発行・愛知県町並み連絡協議会等の活動をしている。現在は、伝統的建造物群保存地区指定に向けた活動も始まった。

一方で、有松地区は、都市計画道路や駅前広場等の公共施設が未整備であり、狭い道路が多く急傾斜地もあって、生活環境や防災面等多くの課題を持っている。そこで、地区総合整備としては、不足しているインフラ整備とともに、旧東海道のまち並みを中心に古い歴史を持つ有松の良さを残しながら、生活環境の向上を図るための生活道路等の整備を目指している。

具体的には、有松駅以南から国道 1 号にかけて「土地区画整理事業」（1990 年～）を行い、歴史的な町並みを生かした整備を進めるとともに、有松駅北側では、地域の拠点にふさわしい魅力的な市街地形成を図るため、「第 1 種市街地再開発事業」等が進められている。この他、地区の歴史的景観を生かしながら街路整備を行い、地区全体の居住環境の向上を目指す「歴史的地区環境整備街路事業」を推進している。

その中で、「有松区画整理まちなみ協議会」は、歴史的雰囲気が残る旧東海道が東西を貫く有松において、区画整理事業の実施に伴い多くの建物が建て替わることから、地域の歴史的景観に調和したすぐれたまちなみの形成を図るとともに、より良い地域環境づくりを行うことを目的に、

1996 年 10 月に設立された。これまでに、「有松駅南地区計画」（1998 年 9 月）及び建物のデザイン指針となる「まちなみ指針」（1998 年 4 月）が策定され、より住みやすく魅力あるまちづくりを進めている。地区計画は、区画整理事業に伴う建替えが、歴史的な町並みと調和するように定められた。まちなみ指針は、強制力を伴うものではない。名古屋市は、1998 年 6 月に「有松まちなみづくり助成」制度を設けた。その後、1998 年 8 月には、運営委員会が発足し、まちづくりを進めている。



図：有松地区の地区計画・まちなみづくり助成手続きフロー（出典：名古屋市ホームページ）

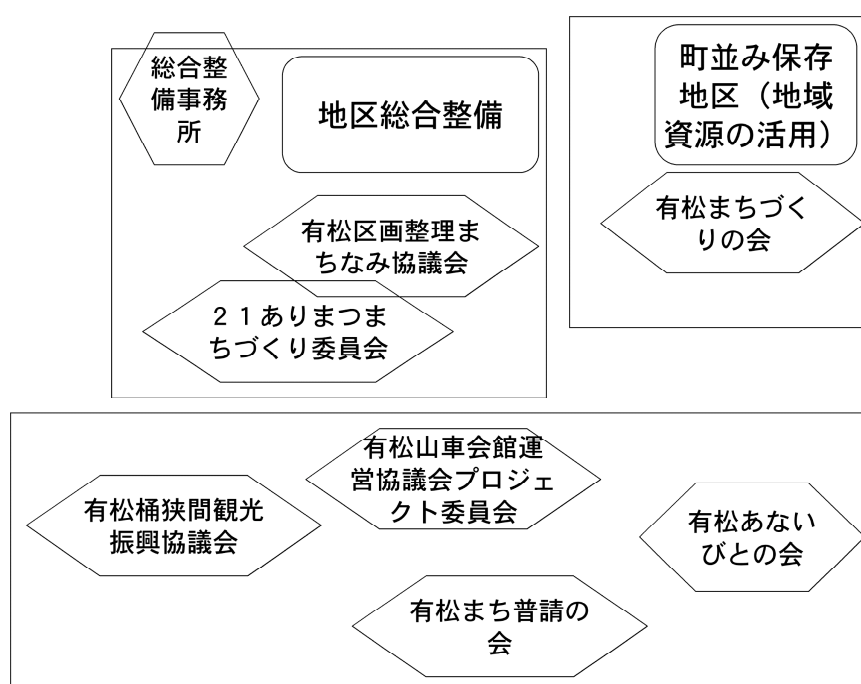
2004 年 11 月に設立された有松桶狭間観光振興協議会は、有松桶狭間区内の観光地の開発整備を促進し誇り得る文化と産業を持つふるさとづくりを目的とし、有松・桶狭間観光ルートの開発、広報活動事業、講演会、各種団体との情報交換会、イベント事業の協賛、研究事業、先進地視察といった事業を行っている。

「有松山車会館運営協議会プロジェクト委員会」は、もともと有松山車会館の活性化のために始まった会であるが、今ではその活動範囲を広げ、有松の将来のために有松内外から集まった若いメンバーを中心に、毎月行われる定例会を通じて、意見交換やいろいろな分野の方々との交流を持ちながら、活動を各班に分担してまちづくりに取り組んでいる。各班の取組みは以下の通りである。

●交通形態班：旧街道をゆったりと安全に散策できるような道路の一方通行化

- 電柱移設班：町並みの景観と通行の利便性アップのための旧街道の電柱の移設
- 観光者用駐車場班：駐車場の少ない有松に、車でも気軽に来ていただけるように観光用駐車場の確保
- 有松マップ作成班：見やすく利用しやすい観光マップの作成
- 町並修景プランニング班：元気のある有松の町並みづくり
- 広報班：ホームページ運営をメインに地域の人々の橋渡し

「有松あないびとの会」は、有松の町並みと、伝統ある絞り産業等を知るために訪れる人々を案内することを目的にした、案内人（あないびと）の組織である。



図：有松地区における多様な組織の形成

成果と課題

有松地区では、行政主導の取り組みと市民主体の取り組みが展開している。市民の主体的な活動に基づく町並み保存の活動は、名古屋におけるまちづくりの先駆的な取り組みである。現状では、都市計画手法を用いた事業が目に見えて進んでいるのに対し、歴史的町並みを生かしたまちづくりについては、関心に応じた組織が連携しながら、まちづくりが展開しているが、まだまだやるべきことが多い。行政の取り組みと市民の主体性を活かした活動をいかに連携させて進めていくかが鍵である。

(4) 築地地区の取り組み

地区総合整備の対象である築地地区（約 250ha）は、名古屋の海の玄関口として港とともに発展してきた地区で、江川線（幅員 50m）の拡幅整備にあわせて、市街地再開発事業や地区再開発促進事業が取り組まれた。また、その背後地では、住環境整備事業も実施されるようになった。その後、都市景観整備地区（1990 年）の指定、さらには 2001 年度には名古屋港水族館 II 期整備の開業等港の新しい魅力づくりが図られ、市民に親しまれるみなとまちへと変わりつつある。また、1991 年 10 月に策定した「築地ポートタウン計画」（名古屋市と名古屋港管理組合）に基づき、民間開発の誘導も進めている。

築地地区では、名古屋港発展会や築地口商店街振興組合が「街づくり活動助成」を得ながら、活動を進めてきた。そして、ポートタウン 1 号地街づくりの会が 1984 年度に発足している。これは、江川線沿いでの再開発事業の実現に向け、行政と地主と地権者がまちづくりを進めるための地元組織である。これを母体に、築地ポートタウン 21 まちづくりの会が、1986 年 6 月に設立された。この会は、国際都市名古屋の港玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりをめざして、地元市民自らが考え、各種の活動を行うことにより、21 世紀に向けての地域の発展と活性化並びに、より良い都市環境の形成に寄与することを目的として発足した。当初は商店街が中心であったが、その後学区連絡協議会や地域に所在する法人が参加し、地域全体の組織へととなった。1987 年には、都市景観市民団体の認定を受けている。そして、この活動に対して、都市景観市民団体助成（1987 年度～1991 年度の 5 年間）及び名古屋市街づくり助成（1992～1994 年度の 3 年間）を受けた。

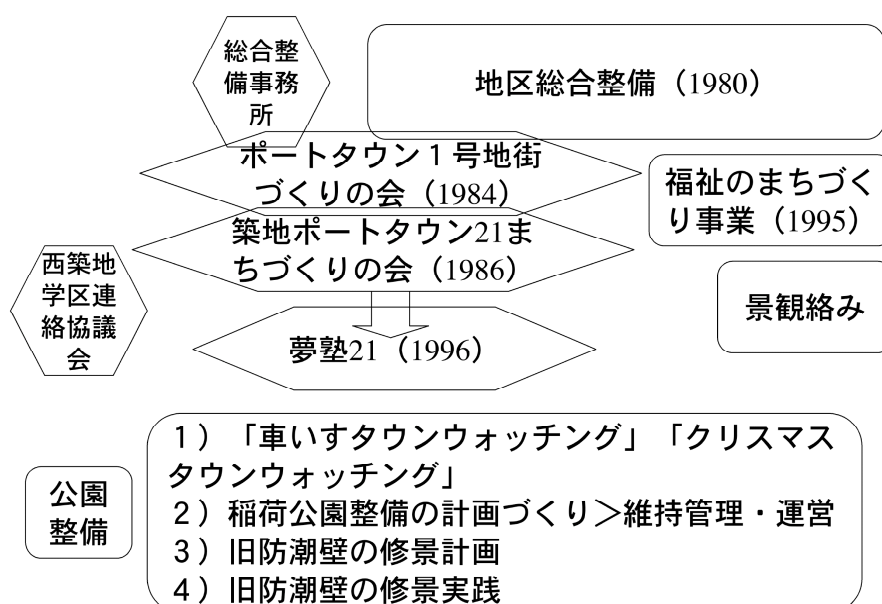
築地地区が福祉のまちづくり事業のモデル地区として整備されることになり、1996 年 8 月に、西築地学区連絡協議会に呼びかけ、築地ポートタウン 21 まちづくりの会のまちづくり専門委員会として「都市景観整備」と「福祉のまちづくり」をテーマとして市民自らが考え、実践する場として夢塾 21 が発足した。当時の夢塾 21 のメンバーは、まちづくりの会役員、学区各種団体代表、名古屋市、専門家から構成された。

夢塾 21 は、第一ステップとして、1996 年度には、福祉のまちづくりの観点から「車いすタウンウォッチング」（1996 年 11 月）と景観をテーマにした「クリスマスタウンウォッチング」（1996 年 12 月）を実施している。この取り組みを通じて、住民のまちづくりへの関心も高まり、1997 年度は、第二ステップでは、具体的なまちづくりとして「稲荷公園再整備」に向けてワークショップにより基本計画をとりまとめ、提案した。1998 年度は、市が発注した実施設計の検討を行い、とりまとめている。1999・2000 年度に市が稲荷公園の整備を行うのに合わせて、工事期間中に小学生を中心として市民約 400 人が参加した絵タイルの作成をした。2001 年 3 月に、稲荷公園は開園するが、それまでの参加のプロセスが、公園に対する想いにおいて重要な役割を果た

している。

さらに、1999 年度からは、第三ステップの具体的なまちづくりの第二弾として、「1、2号地間運河」の旧防潮壁の修景をテーマに委員会やワークショップを積極的に開催している。こうした活動に対して、1999・2000 年度には、名古屋都市センターから活動団体助成を受けた。必ずしも行政課題ではない、こうした取組みを実践しているところに意義がある。2001 年度からは、第四ステップとして、防潮壁の修景の実施にあたり、3 グループに分かれて、6つの計画を分担し、実現化を目指している。

こうした「稲荷公園の再整備と旧防潮壁の修景に向けた取組み」に対して、国土交通省中部地方整備局の中部の未来創造大賞の特別賞を受賞している。



図：築地地区のまちづくりの展開

成果と課題

このように、築地地区では、行政主導の地区総合整備を契機として市民主体のまちづくりが展開されてきた。実際に、夢塾 21 は、福祉や景観をテーマにタウンウォッチング、稲荷公園再整備や旧防潮壁の修景等の市民主体のまちづくり活動に取り組んでいる。特に、子供からお年寄りまで幅広い年代層の参加により実践した稲荷公園再整備の取り組みは評価されている。その点で、事業を通して徐々に市民意識が変わり、活動が盛り上がってきた。活動をいかに、継続的に展開していくかという点で興味深い。

（５）瑞穂うるおいまちづくり会の取組み

「瑞穂うるおいまちづくり会」は、瑞穂区におけるまちの魅力の発見・創造・発信を行い、次世代へ良好な住環境と文化を継承していくために活動している。まち歩き、ワークショップ、イラストマップづくり等に取り組んでいる。毎月１回程度定例で勉強会や企画会議を行っている。

瑞穂区では、特色ある区づくり事業の一つとして、「伝統的庶民文化の復活・継承事業」を行っている。この事業は、区の貴重な財産であるまつりや芸能、時をきざんだ建築物等区内地域に残る庶民文化を後世に伝えるために、情報収集・調査等を市民とのパートナーシップで進めている。2000・2001 年度には、公募市民による「御劔見て歩き隊」により御劔地区を中心に情報収集を行い、2002 年度には、2002 年 11 月に、まちの魅力発見ワークショップ「レトロな瑞穂区を探そう！」を実施し、汐路地区の昭和初期の建物に注目して情報を収集した。

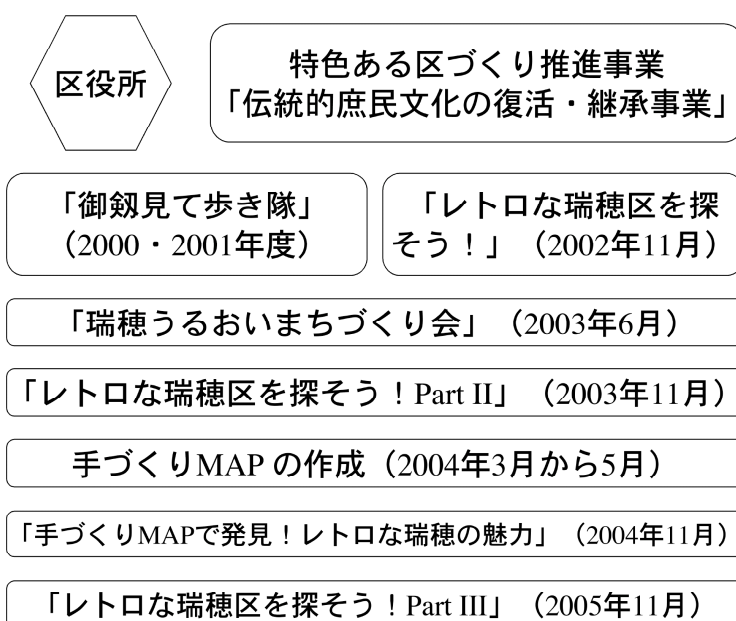
その後、ワークショップの成果をまとめていく中で、様々な議論を経て、2003 年 6 月、継続してまちの魅力の発見・創造・発信を行う会として「瑞穂うるおいまちづくり会」が立ち上がった。2003 年 11 月には、まちの魅力再発見ワークショップ「レトロな瑞穂区を探そう！Part II」を開催し、引き続き、情報の収集を行った。その後、2004 年 3 月から 5 月にかけて、5 回のワークショップを開催し、手づくり MAP を作成した。東区白壁地区の見学会も、2004 年 6 月に行っている。2004 年 11 月には、「手づくり MAP で発見！レトロな瑞穂の魅力」を実施し、2005 年 11 月には、「レトロな瑞穂区を探そう！Part III」を実施した。

以前は、役所が主導で企画の実施をしてきたが、その後は、会が中心に企画し、区役所が協力する形へと変わってきている。

これらの活動に対して、「この会は、瑞穂区内に残る大正から昭和期の「洋館付き和風住宅」等を調査し、データを整理して手描きイラストマップとして集約した。各種のイベントにおいて印刷したマップを配布し、あるいは、住宅の模型を展示して、それらの魅力をアピールしている。老朽化し住みにくくなり、取り壊されていく運命にある建物を、何とか記録にだけでもとどめたいとの思いによる活動である。これまでの地道な積み重ねを評価しつつ、この動きが次のステップに発展していくことを期待され」、名古屋市都市景観（奨励）賞（まちづくり部門）を受賞した。



図：まち歩きマップ「伝えたい！歩いて知るレトロなまち 八高古墳から東山荘まで」



図：瑞穂区におけるまちづくりの展開

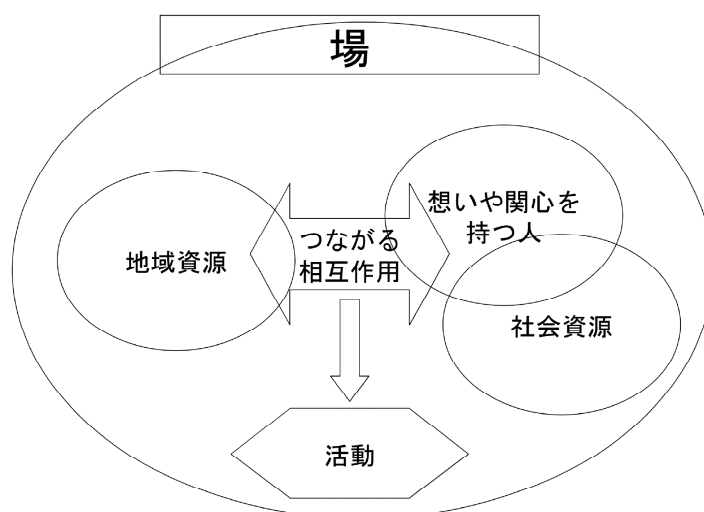
成果と課題

まち歩き、ワークショップ、マップづくりを通して瑞穂区におけるまちの魅力の発見・創造・発信を行っているが、まだ、始まったばかりである。一方で、レトロな建物も着実に減少しており、初動期の取組みをどのように発展させ、より地区に根ざしたものとし、空間マネジメントに結びつけることが課題である。

（６）萌芽的事例の比較考察

名古屋市内における萌芽的事例には、以下にあるような共通点を見出すことができる。

- 1) 地域内に、地域資源（歴史・文化・自然、歴史的建造物等）が存在し、コモンズになりうるものがある。
- 2) 地域への想いやこだわりを持った人（地権者、地域内と地域外）がいる。
- 3) 地域資源や社会資源をつなぐ場があり、市民の主体性を育み、また、そこで様々な人材の発掘や育成が図られている。
- 4) 地域資源や社会資源を活かした多彩な活動を展開している。
- 5) まちづくりの視点を持とうとしている。
- 6) 人と人とのつながりが存在し、また、想いや関心に応じて作られる組織や団体の重層的なネットワークが構築されている。
- 7) 組織や団体が、開放性を持っており、絶えず新しい風を送り込もうとしている。
- 8) 様々な関心と専門性を持った人の関わりがある。
- 9) 連携やネットワーキングを可能とするファシリテーション・マインドを持った行政や専門家等が存在している。
- 10) 行政主導で始まった事業が、まちづくり・地域づくりを進める活動へと展開している。行政発意であっても、市民主体へと転換させることも可能である。
- 11) 地域の社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の向上に貢献している。



図：地域資源と想いをつなぐ場

コモンズに関して、長野県総合計画審議会「未来への提言」は、「地域の文化、歴史、伝統的な叡智や技術等市民一人ひとりが自らの判断で、『大切にすべき』ものを、自らの思いをもとに生み出し、育み、あるいは、その機能が十分に生かせるように管理、維持し、地域的、文化的環境に応じて、市民の生活に最も適したかたちにするための協働の仕組み」のことをコモンズとしている。そして、閉鎖的、因習的なものではなく、同じ目的を共有する人々が既成の組織や地域の枠をも超えて協働することができる未来志向の開かれたものであるとし、信頼と協力の絆が重要な要素となるとしている。まさに、創発的なネットワーキングと社会関係資本の重要性を指摘している。それゆえ、ここでのコモンズは、現代的な文脈で積極的に位置づける意味がある。

一方で、ここで示した事例には明らかな課題もある。その地区のまちづくりにおいて共有できるビジョンが必ずしも明確ではないこと、そして、地域空間の保全・修復・創造というマネジメントを行うまでにはなかなかたどり着けないことである。

城山・覚王山地区に関して、高木は、「揚輝荘は売却され、マンション開発が行われることになった。しかし、現在建物と庭園が保存されている部分は、名古屋市に寄付されることになり、多くの自然が失われるものの、今後、市の施設としてこの地域のまちづくりに大きな役割を果たす希望がでてきた」と述べているが、現実の地域空間の風景は、違和感がある。

文化のみちエリアでの活動は、ソフトなまちづくりが中心であり、現状では、必ずしも、空間マネジメントへとうまくつながっていない。白壁マンション裁判では、「良識に基づく信念と自主規制といった自主的努力」が評価されたが、それだけでは、現実の空間変容に対抗できないのが実情である。建築協定や地区計画といった制度は活用できていないが、財産権とも関連して法的対応は必ずしも容易ではない。「住環境を考える会」によって、まちづくり憲章が定められたが、必ずしも地域の総意とはなっていない。文化のみちエリアにしても、町並みは、家の連なりではなく、門や塀の調和や連なりになっており、そこに建物がそれなりの高さの制限といった形で存在している。その意味で、点的なモノに過ぎず、面的なまちという意識は乏しい。マンション建設との妥協的産物による町並み保存や形成、あるいは、歴史的建造物の保存と活用になっているのが実情である。

このように、特色ある区づくり事業は、まちづくりの発意やきっかけづくりとしての意義もある。また、ハード指向の地区総合整備からより市民主体のまちづくりへの展開もある。しかしながら、現実に進む空間変容を見る限りにおいて、地域空間マネジメントへといかに結びつけていくか、そして、それをどのように支援していくかが今後の課題である。

3－3 他地域の取り組み事例から示唆

名古屋においても萌芽的な取り組みは出てきている。しかし、地域空間マネジメントに関してはまだまだ課題が多い。この地域空間マネジメントに関しては、神戸市や世田谷区の取り組みが先駆的であるが、近年、地区まちづくりを推進するための「まちづくり条例」は、多くの自治体において、必要不可欠なプラットフォームとして整備されてきている。以下では、横浜市、豊中市、福井市等の地区まちづくりに関わる取り組みを見ていく。

（１）横浜市地域まちづくり推進条例とそれに基づく取り組み

横浜市では、都市整備局が、地域まちづくりを推進している。地域まちづくりの重要性が、行政内で明確に認識されており、地域まちづくりは、地域まちづくり推進条例の制定、地域まちづくり支援制度の整備、まちのルールづくり相談センターの設置、住民合意形成ガイドラインの作成を通して、積極的に進められている。行政が明確に問題意識を持って取り組んでいるところが重要である。

【１】「地域づくり」とは

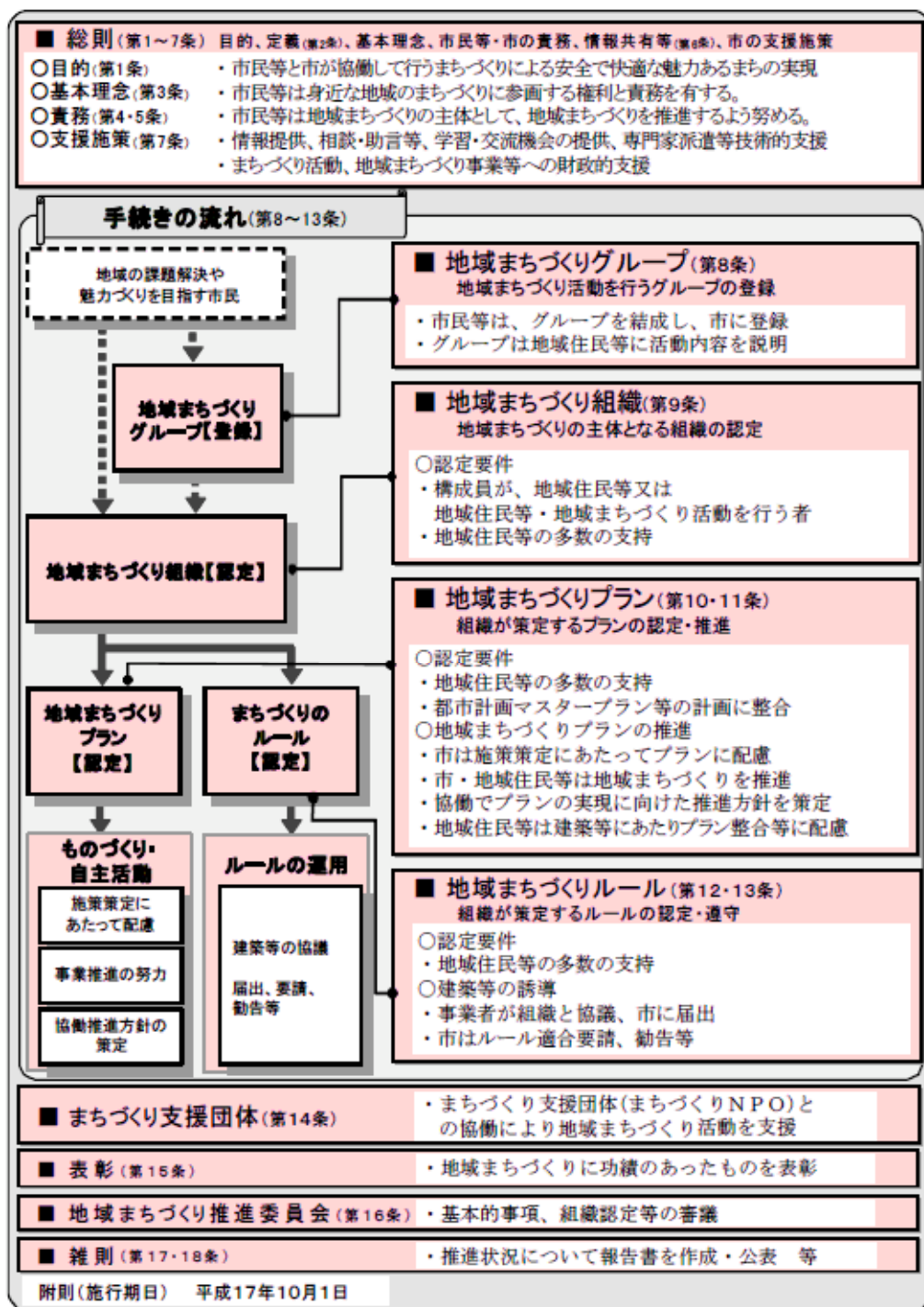
横浜市では、「地域まちづくり」が、（１）市民に身近なまちを、市民と市と一緒に考え、つくり、育てること、（２）自分たちのまちの残したいところ、良くしたいところを見つけること。自分たちのまちの将来像を作り、将来像に向けてみんなで守ることを決めること、とイメージされている。身近な場所における様々なつづやき、まちにおける小さな出来事や思いからまちづくりが始まる。まちの人々がそれぞれのまちへの思いを持ち寄り、話し合い、一つにまとめ、まちづくりのプランやルールをつくり、事業を行ったルールを守ったりしていくことが「地域のまちづくり」となっている。以下の表は、いろいろな人がいろいろなきっかけで始めるまちづくりの具体的なイメージとして示されているものである。

表：まちづくりの展開イメージ（出典：横浜市ホームページ）

テーマ	発意	問題意識	今後の課題・方向性	まちづくりの進め方
A	隣接地にマンション計画が持ち上がった	隣接地にマンション計画が持ち上がった。敷地に近い家はみんな不安がある。共通の課題をもつ隣人が集まった	→さらに周辺の居住者にも声をかけて、今後のマンション計画などについて、事前に話ができるようにしたい	発意→グループ登録→組織認定→ルール認定→ルールの運用
B	日頃自治会で地域防災にがんばっている	日ごろ自治会でがんばっている。防災について地元から要望が出たが従来の自治会組織やマンパワーでは限界	→地域の人材発掘や外部の専門家の支援もほしい	住民の要望→自治会での受け止め→組織づくり→組織認定→プラン認定→ものづくり自主活動
C	ライフワークで歴史を調べている	ライフワークで町の歴史を調べている。貴重な歴史的な資産もあるらしいが、このままではいつかなくなってしまう	→このことをもっとみんなに知ってほしいし、どうしたら残せるかみんなで考えたい	発意→仲間で勉強会→グループ登録→地域への広報の結果、地域の人材の参加→プランづくり
D	商店街の賑わいづくりに取り組んで来た	制度もいろいろ活用して商店会で賑わいのある空間作りをやってきたが、今までの制度では対象とならないものも含む取り組みをしたい	→効果が期待できる整備のために、ハードルを超える方策はないか	商店会の組織認定→まちづくりプラン、まちづくりルール→地域まちづくり事業
E	地区計画を取りまとめた	住宅地の自治会で地区計画を作った	→地区計画があれば、ずっと住環境は守れるの？	自治会の組織を認定→まちづくりルールの認定→ルールを見守る組織を市が支援
F	子どもの遊び場の活動をやってきた	こどもの遊び場作りの活動をあちこちでやってきた。今回は住んでいる地区で仲間と活動を始めた	→地元で展開するには、もっと地域の人にも知ってもらいたい	仲間の活動→グループ登録→地域の認知、地縁型組織との連携→プランづくり
G	近所の高齢者の引きこもりになっている	高齢者が引きこもりがちで、近所の人でも高齢者のことを知らない様子で心配。坂道が多く、休める場所がなく、安全にゆっくり歩ける道も少ないのも原因らしい。	→地域の人と一緒に、高齢者の視点からまちを考えたい。	発意→高齢者の家族や近所の人に声をかけて勉強会→グループ登録→地域の認知→組織認定→プランづくり→地域まちづくり事業

【2】地域まちづくり推進条例（2005年2月25日公布、2005年10月1日施行）

安全で快適な魅力あるまちの実現に資するために、市民と市が協働して行う地域まちづくりについて、市民と市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関して、組織づくり、プランやルールづくり等の市民参画の方法・手続きや、市民主体のまちづくり活動への支援策といった基本的な事項を定めている。



図：地域まちづくり推進条例の概要（出典：横浜市ホームページ）

●地域まちづくりグループの登録：地域の住民の方々にグループの活動が周知されること、また、いろいろなグループ相互の交流が進むことを目的として設けている。実績は、2005 年度は、27 グループ、2006 年度は、50 グループである。

●地域まちづくり組織の認定：地域においてまちづくりを進める主体として、地域住民等の理解や支持を得ながら、継続的にまちづくりを行う団体として、市長が認定する制度である。認定を受けた「地域まちづくり組織」は、地域での合意形成を図りながら、「地域まちづくりプラン」や「地域まちづくりルール」を策定する等、地域まちづくりを推進していくことができる。実績は、現在までのところ、4 組織である。

●地域まちづくりプランの認定：地域の目標・方針やものづくり・自主活動等課題解決等に向けた取組みを地域まちづくり組織がとりまとめたものが、地域まちづくりプラン。地域住民等の理解や支持が得られていること、計画内容が、市の上位計画に整合していること、地域の実情に合わせてプランに盛り込む目標・テーマが設定されていることを基準に認定される。

●地域まちづくりルールの認定：建物や土地利用等について、地域まちづくり組織が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールを地域まちづくりルールとして、市長が認定する制度である。認定を受けた地域まちづくりルールに基づき、地域まちづくり組織と市が連携して建築行為等を誘導することや、地域まちづくり組織がルールを自主運用することにより、地域まちづくりを推進していくことができる。既に、荏田北二丁目自治会住環境委員会による「荏田北二丁目まちづくり協定」がある。

【3】地域まちづくり支援制度

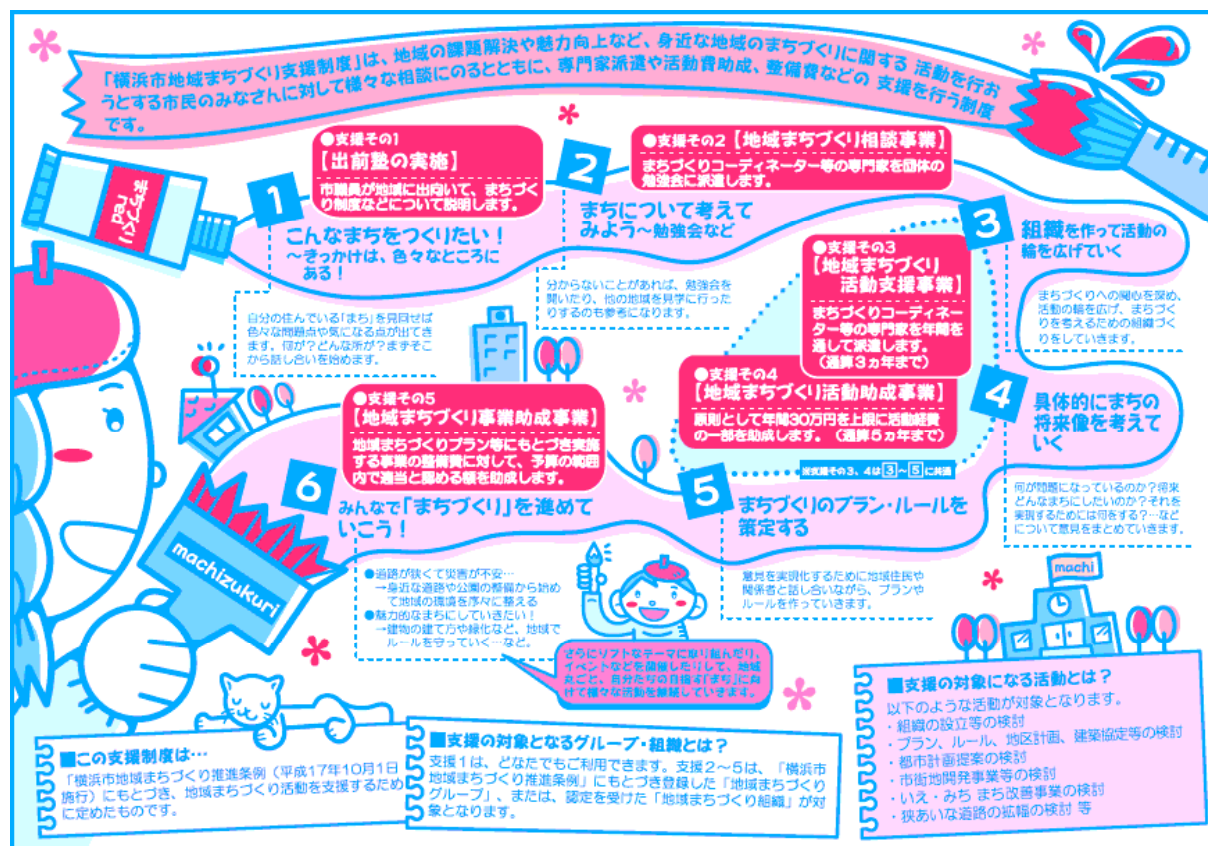
地域まちづくり推進条例に基づき、地域まちづくり活動を支援する、すなわち、地域の課題解決や魅力向上等、身近な地域のまちづくりに関する活動を行おうとする市民に対して、様々な相談、専門家派遣や活動費助成、整備費等の支援を行う制度である。

市職員が地域に出向いてまちづくり制度等について説明する「出前塾」、まちづくりコーディネーター等の専門家を団体の勉強会に派遣する「地域まちづくり相談事業」、まちづくりコーディネーター等の専門家を、年間を通して（通算3ヵ年まで）派遣する「地域まちづくり活動支援事業」、原則として年間30万円を上限に活動経費の一部を助成（通算5ヵ年まで）する「地域まちづくり活動助成事業」、地域まちづくりプラン等に基づき実施する事業の整備費に対して、予算の範囲内で適当と認める額を助成する「地域まちづくり事業助成事業」がある。

こうした支援のもとで、発意から組織化、将来像の構想、まちづくりのプラン・ルールの策定、そして、まちづくり事業の実施が目指されている。

まちづくりコーディネーター等（専門家）は、「横浜市地域まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱」に基づき登録した、地域まちづくりの推進に関する専門家及びまちづくり

支援団体のことである。まちづくり支援団体は、現在、6団体が登録されている。



図：まちづくり支援の流れ（出典：横浜市ホームページ）

【4】まちのルールづくり相談センター

横浜市では、マンション紛争の未然防止、そして、住民発意型のルールづくりの支援の仕組みとして、まちのルールづくり相談センターが、2002年9月12日に開設された。マンション紛争の未然防止としては、地区計画や建築協定といったルールを事前に決めていくことが考えられる。横浜市では、そうした取り組みが以前から行われていたが、住民発意型の地区計画は少なかった。その原因として、制度やノウハウの市民への浸透度、数年にもわたる合意形成のプロセス、粘り強い地域活動の必要性等が挙げられている。そこで、行政や専門家が、まちのルールづくりに向けた市民の取り組みを積極的に支援し、住民発意型の地区計画等を推進することが目指された。

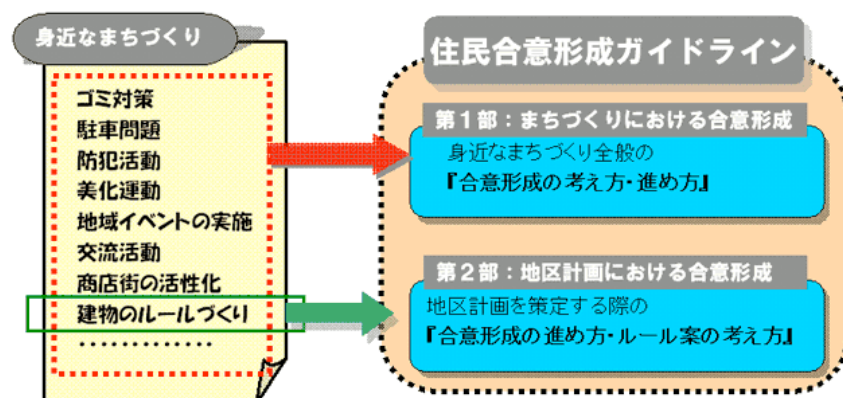
業務の内容は、1) 地区計画や建築協定等のルールづくりの仕組みや進め方についての相談、2) まちのルールづくりに向けた市民の活動の支援（職員やまちづくりコーディネーターの派遣等）、3) 地区計画等の有効性のPR、4) 地域まちづくり推進条例の活用促進である。

市の職員、まちづくりコーディネーター（建築、都市計画の専門家）等が、相談員として、相談に応じる。相談場所は、本部（横浜市都市整備局地域整備課内）と、まちのルールづくり相談コーナー（各区役所区政推進課内）にある。

こうした努力もあって、地区計画は、82 地区（平成 18 年 8 月現在）、建築協定は、166 地区（平成 19 年 2 月現在）にまで至っている。なお、住民発意型地区計画は、17 地区ある（平成 17 年度末現在）。

【5】住民合意形成ガイドライン

地区まちづくりの進め方や合意形成の考え方のポイントを紹介している。特に、まちのルールの一つである地区計画の作成を念頭に具体的なポイントを説明している。地区まちづくりの必要性とその困難性を認識し、こうしたガイドラインを職員自ら検討し、作成している点は評価すべきものである。



図：住民合意形成ガイドラインの狙いと構成（出典：横浜市ホームページ）

【6】ヨコハマ市民まち普請事業

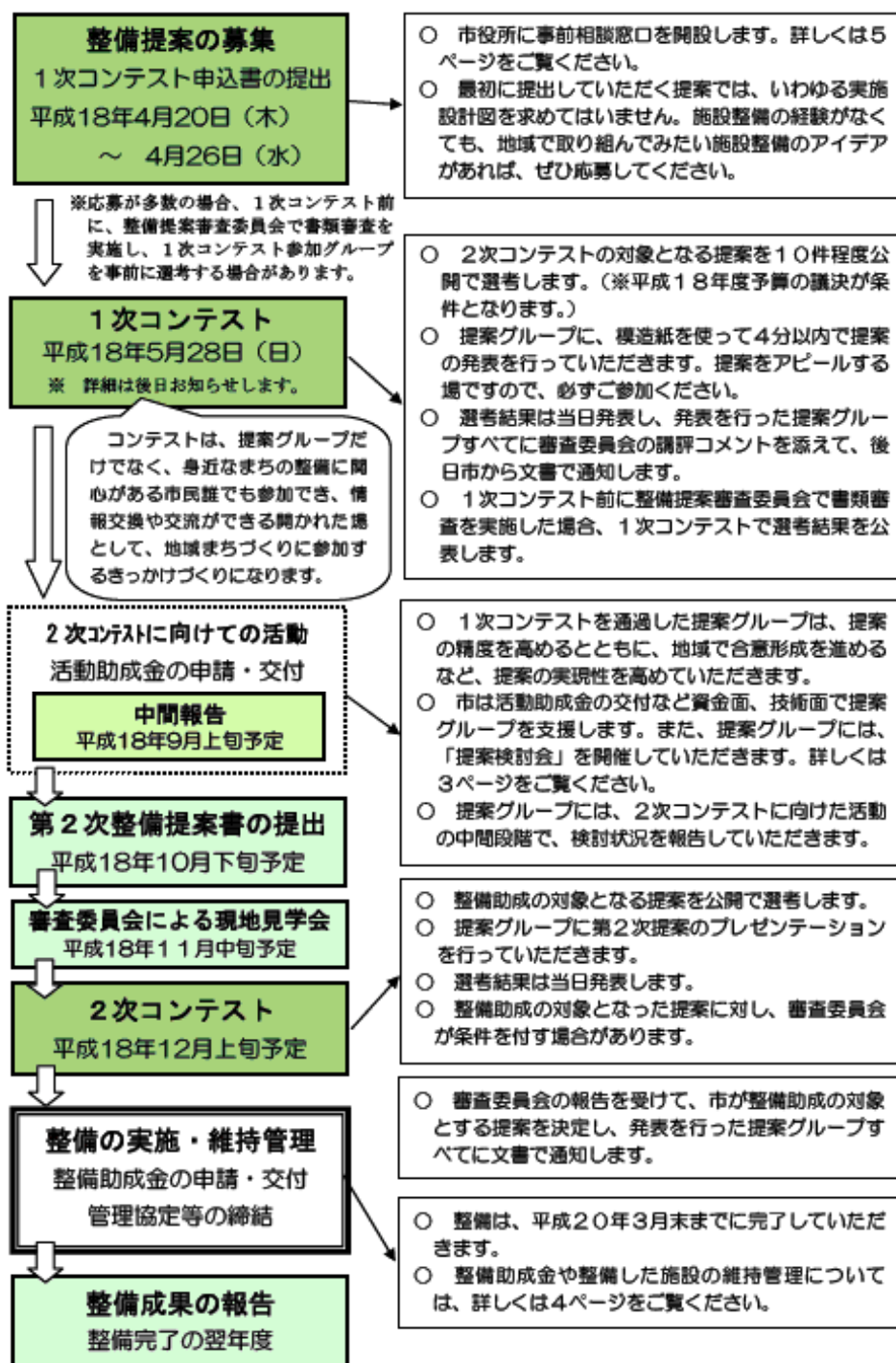
地域まちづくり推進条例に基づく支援策の一つとして、市民が地域の特性を生かした身近な生活環境の整備（施設整備）を、自ら主体となって発意し実施することを目的として、市民から身近なまちのハード整備に関する提案を募集し、2段階の公開コンテストで選考された提案に対して最高 500 万円の整備助成金を交付する等市民主体の整備に対する支援を行う事業である。

ここでは、市民が知恵を出し、共感する人を集め、議論、計画づくり、合意形成、整備、維持管理という全体のプロセスを市民自らの手で取り組み、それを市が支援する。

特徴としては、以下が挙げられている。

- 1) ソフト面の活動の助成ではなく、ハード面の整備に対する助成である。
- 2) 助成金の助成率を設定しない代わりに、市民に対して、整備に要する費用、整備における労力、または、整備した施設の維持管理等の負担等を求めている。

- 3) 多様化する市民ニーズに対応し、整備分野を限定しない。
- 4) 1次コンテストを通過した提案グループに対し、行政との話し合いの場づくりや活動費用等を支援し、その上で2次コンテストを行うという2段階の選考システムとしている。
- 5) コンテストでは、選考のプロセスすべてを公開し、公平性、透明性、公開性を確保する。



図：事業の流れ（平成18年度）（出典：横浜市ホームページ）

（２）豊中市まちづくり条例とそれに基づく取り組み

豊中市では、まちづくりに対する市の基本姿勢「みんなの計画・役所の支援」を踏まえ、市民が身近な地域の環境を良くするため、まちづくりに関わりを持とうとする時に、その自発的な活動を行政が支援し、市民と協働で住みよいまちづくりを進めるために、まちづくり条例が制定された（1992年10月7日制定、1993年1月1日施行）。

このまちづくり条例は、身近な「まちづくりの初動期」の支援に特徴がある。まちづくり相談から始まって、組織づくりやまちの将来イメージの検討、まちづくり構想の作成、役所への提案から事業開始までの取り組みを活動レベルにあわせて支援を行っている。

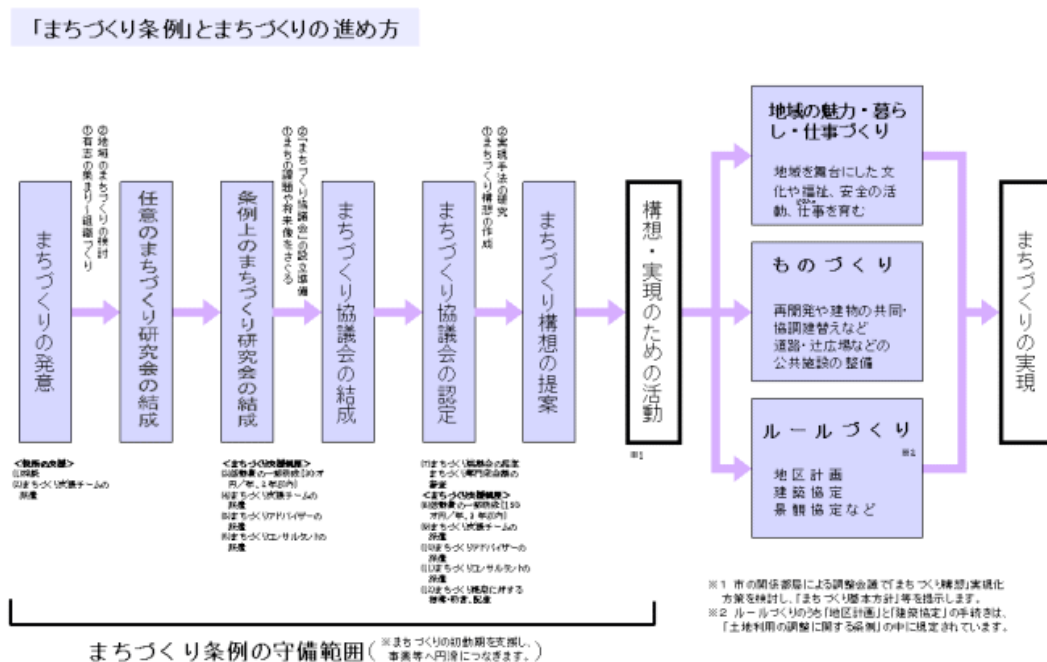
まちづくりの総合相談は、地域のまちづくりやまちづくり活動の進め方等、「まちづくりの初動期」の問題について相談を受けるものである。そして、地域のまちづくり活動を進める「まちづくり協議会」、協議会設立が間近な「まちづくり研究会」に対して、専門的技術的側面（まちづくりコンサルタント・まちづくりアドバイザー・まちづくり支援チームの派遣）に加えて、財政的側面（まちづくり活動助成等）からも支援する。「まちづくり協議会」の活動の成果として「まちづくり構想」を策定するまでの、まちづくり活動の初動期段階を支援している。

まちづくりコンサルタント派遣は、専門家が継続して参加し、まちづくり構想の作成や手法・制度の調査研究等を支援する必要がある場合、専門家を「まちづくりコンサルタント」として派遣するものである。まちづくりアドバイザー派遣は、まちづくりの議論が進む中で直面する問題や疑問等に対して、コンサルタントやプランナー等の専門家を「まちづくりアドバイザー」として派遣し、助言するものである。まちづくり支援チームは、まちづくりの総合相談を経て、地域で活動を始める場合に、活動の進め方、まちづくりの課題について、市のまちづくり担当の各分野の職員で構成される「まちづくり支援チーム」を派遣し、議論づくりを支援するものである。

「まちづくり研究会」「まちづくり協議会」を組織して、地域のまちづくり活動に取り組む場合、その活動費用の一部を助成するものである。助成内容としては、まちづくり活動にかかる費用の合計額の3／4以内、まちづくり研究会は、年30万円を限度に2年以内、まちづくり協議会は、年150万円を限度に3年以内となっている。

「まちづくり構想」の実現化方策の検討結果を、市が「まちづくり基本方針」として提示する。そして、「ルールづくり」「ものづくり」「魅力づくり・仕事づくり」を実現するために、地区計画、建築協定のほか、様々なまちづくりの法制度を活用していく手続き規定を定めている。

さらに、まちづくり協議会の認定の他、支援制度の運営等について審議・提言するため、「まちづくり専門家会議」を設置することを示している。



図：豊中市まちづくり条例における地区まちづくり（出典：豊中市ホームページ）

「発意」から「研究会」、そして、「協議会」へと組織づくりと活動の展開が期待されているが、実際に、協議会設立に至ったのは、表に示す3つである。それぞれが、まちづくり構想の提案を行っている。

表：豊中市まちづくり条例に基づくまちづくり協議会の概要

	豊中駅前まちづくり推進協議会 (2002 年 6 月に改称)	おかまち・まちづくり協議会	まちづくり協議会 そね 21 の会
活動趣旨	都市整備の再整備と商業等の活性化を一体的に進め、商業・業務の中心地として再生を図る	歴史や緑等の地域資源をいかしたまち、バリアフリーのまち、新しいビジネスを育てるまち	住民と商業者が共に未来の地域を考え、市民主体のまちづくりを考える
会員数	6 2 1 名 (2006. 3)	2 7 8 名	2 9 8 名 (2003. 6)
まちづくり研究会の認定	1 9 8 9 年 9 月 (任意)	1 9 9 3 年	1 9 9 8 年 1 月
まちづくり協議会の認定	1 9 9 3 年 2 月	1 9 9 4 年 9 月	2 0 0 3 年 7 月
まちづくり構想の提案	1 9 9 5 年 6 月	1 9 9 7 年 7 月	2 0 0 6 年 7 月
市による基本方針	1 9 9 7 年 5 月	1 9 9 9 年 8 月	

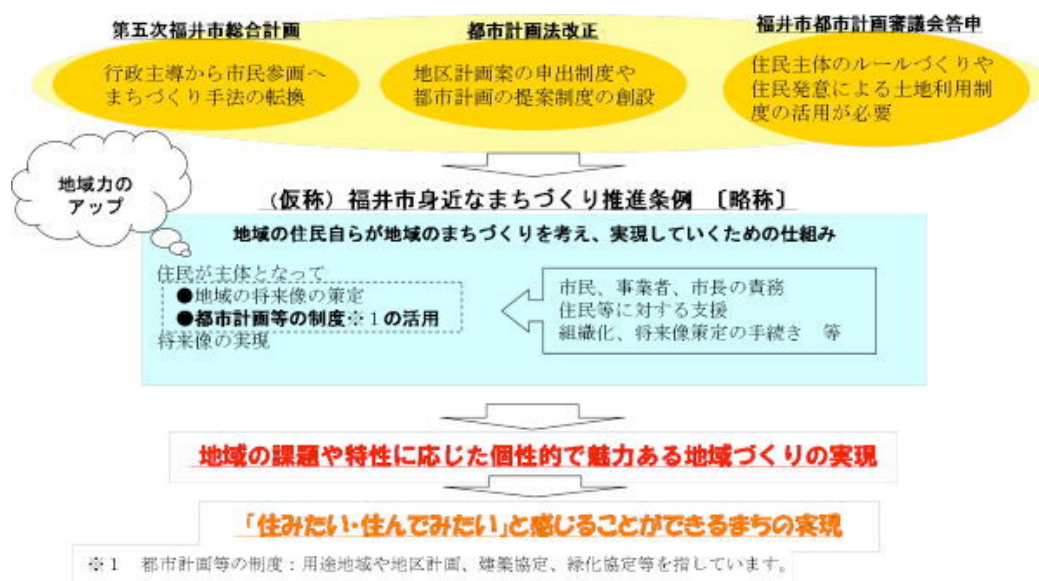
この中で、「まちづくり協議会 そね 21 の会」は、豊中市の文化芸術スポーツゾーンの一部を担う阪急曽根駅西側地域を安全で快適な魅力あふれるまちにするために設立された。1995 年に開催された豊中市の「まちづくり実践大学」を受講した商店街の有志の呼びかけで、第 1 回「曽根西まちづくりの会」を開催したのがきっかけとなっている。1997 年 11 月に、市の条例に基づく「まちづくり研究会」となり、約 5 年半、研究会活動、コミュニティ活動、広報活動を続けた。そして、2003 年 6 月に、「まちづくり協議会」に移行することになり、同年 7 月に、市から条例に基づく協議会として認定された。その後、検討を続け、2006 年 7 月に、まちづくり構想「そね・おもしろまちづくり構想・ほほえみ坂のあるまち」を提案した。

（３）福井市

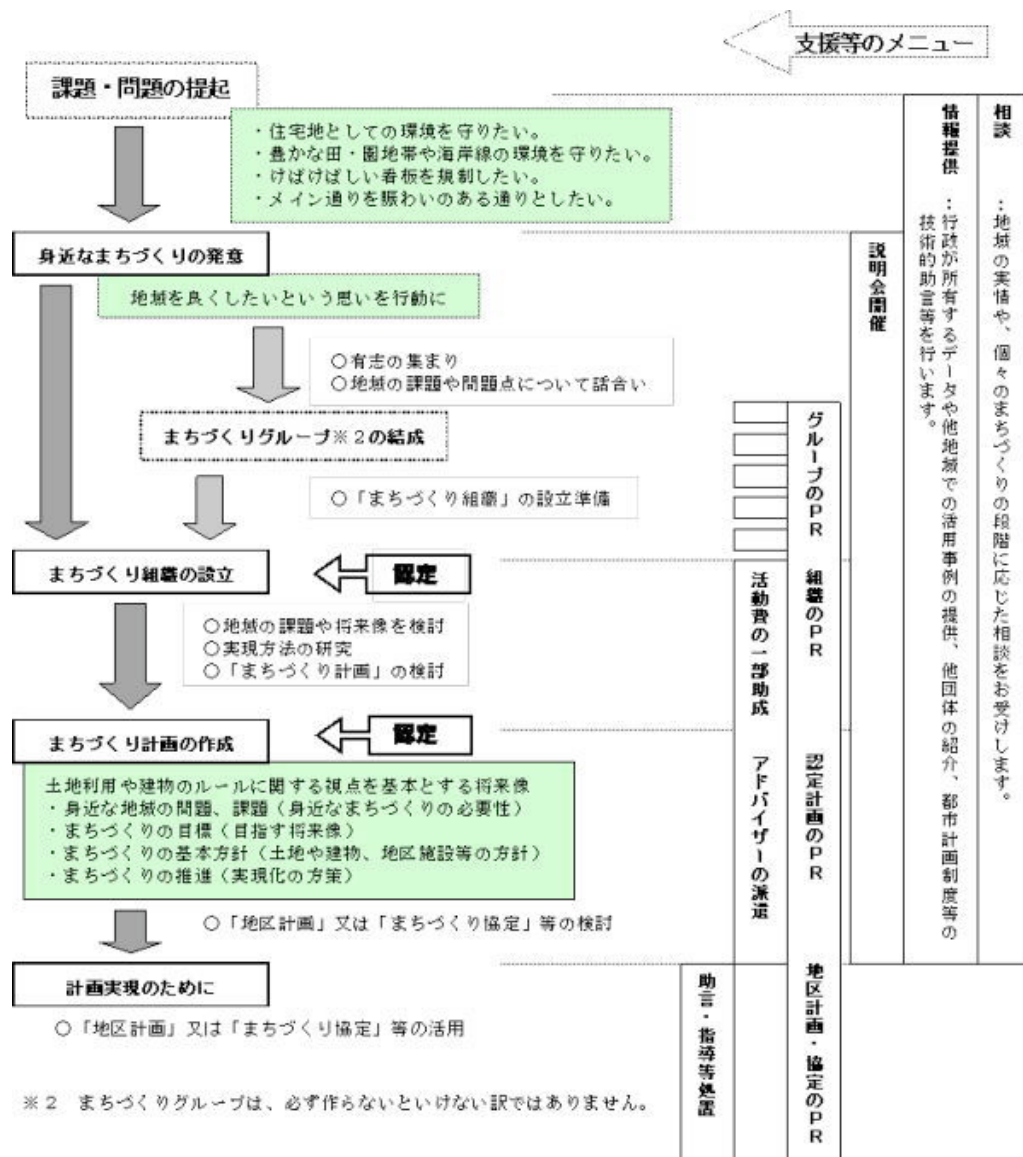
福井市では、第五次総合計画（2002 年度～2011 年度）において「行政主導のまちづくりから市民参画のまちづくりへの転換」を目指している。また、市長のマニフェスト『ふくい「誇りと夢」プラン』においても、「地域力のアップ」を政策課題に掲げている。さらに、福井市都市計画審議会からも「きめ細やかなまちづくりには既存の都市計画制度の運用だけでは不十分。住民主体のルールづくりや住民発意による土地利用制度の活用が必要」との答申を受けている。

こうした社会的背景を受けて、まちづくりに対する市民ニーズの多様化と市民参画の流れを受け、地域の特性に応じた個性的で魅力ある身近なまちづくりを進めるための制度として、条例を検討し、地域住民等が主体となって地域の将来像やルールを策定し、都市計画等の制度を活用し、地域の特性に応じた個性的で魅力ある身近なまちづくりを実現していくための仕組みを定めた条例を制定することになった。

こうした条例の制定を通して、住民自らが地域のまちづくりを考え、実現していくための仕組みとして住民が主体となり地域の将来像やルールを策定し、都市計画等の制度を活用しながら「住みたい、住んでみたい」と感じる事が出来るまちの実現を目指している。



図：身近なまちづくり推進条例（仮称）の考え方（出典：福井市ホームページ）



図：地区まちづくりの流れ（出典：福井市ホームページ）

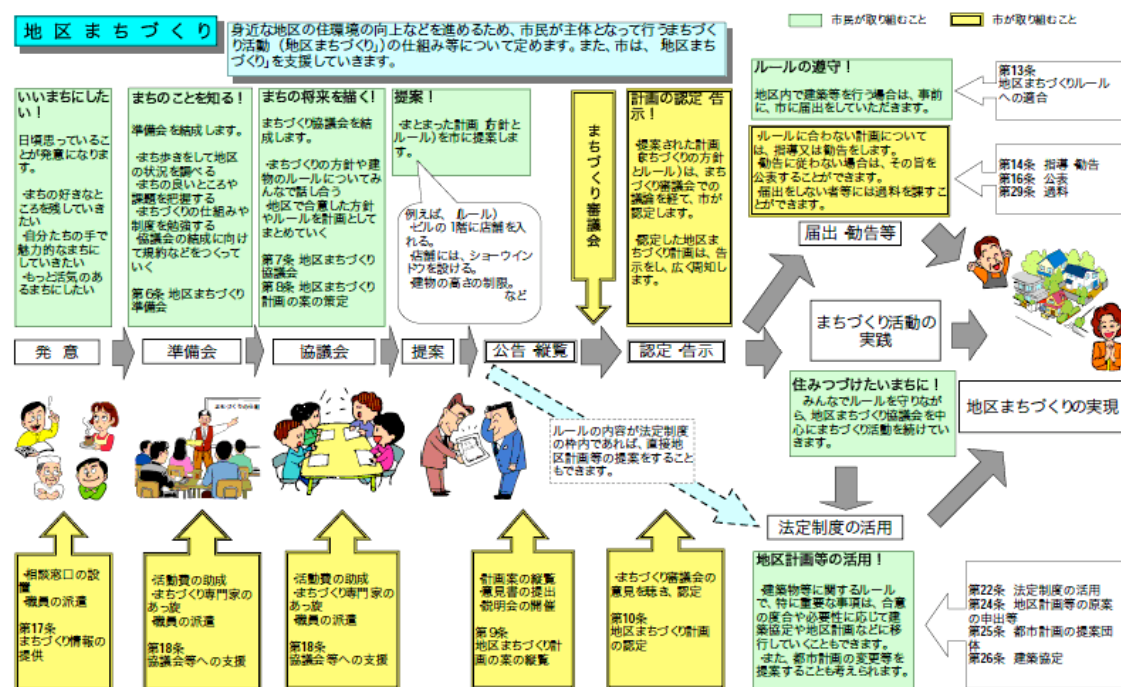
(4) その他の取組み

上記事例以外にも、近年では、多くの自治体によって興味ある地区まちづくりの取り組みが行われている。

●八王子市「地区まちづくり推進条例」(2007年1月1日施行)

八王子市地区まちづくり推進条例は、都市計画マスタープランにおける都市像を協働のまちづくりにより実現するために、地区レベルにおいて市民の主体的な参加によるまちづくり活動を支援していくための仕組みや手法が規定されている。準備会や協議会において検討され、提案された地区まちづくり計画(まちづくりの方針とルール)は、まちづくり審議会での議論を経て、市によって認定される。

この条例では、地区まちづくり準備会・協議会の活動に対して、地区まちづくりに必要な助言や指導を行う「まちづくりアドバイザー」の仕組みがある。アドバイザーには、まちの魅力・課題発見のための手法の紹介、地域で取組む楽しみの持てるイベントの提案、まちづくりに関する法制度の紹介、地区まちづくり計画案の作成支援等といった役割が期待されている。



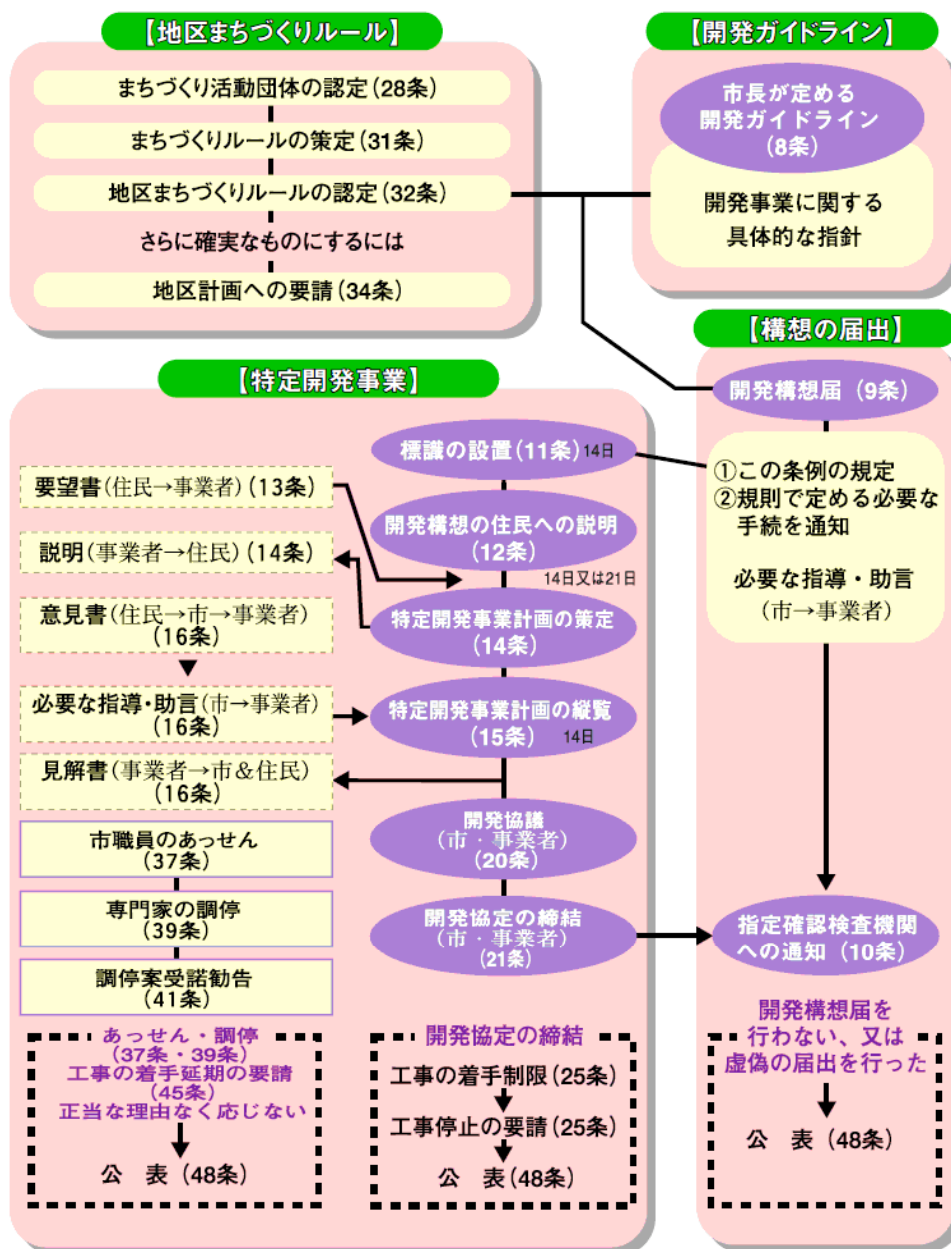
図：地区まちづくりの推進枠組み (出典：八王子市ホームページ)

●宝塚市「開発まちづくり条例」(2005年10月1日施行)

宝塚市の開発まちづくり条例は、開発指導要綱に代わる条例である。「まちづくり基本条例」を受け、協働のまちづくりによる良好な住環境の保全及び都市環境の形成を図るため、3つの話

し合いの仕組みを持たせている。

- ・ 開発事業における透明度の高い手続き：開発事業に対して構想段階での届出
- ・ 「地区まちづくりルール」の認定：地区住民の総意により策定された「まちづくりルール」の市による認定
- ・ 紛争解決のための話し合い：開発事業に伴う紛争における斡旋や調停の仕組み



図：協働のまちづくりの推進に関する条例の概念（出典：宝塚市ホームページ）

●小田原市「街づくりルール形成促進条例」(2006年3月30日条例第3号、4月1日施行)

小田原市では、地域の自主的な街づくりルールの策定を促す仕組みを作った。

市長は、この条例に基づき、社会経済情勢の変化、土地利用の動向等に対応した街づくりルールの形成をはかるために、行政の基本方針や個別事項方針を盛り込んだ「街づくりルール改革計画」を定めた。実際に、2006年8月1日に策定された「街づくりルール改革計画」は、都市計画審議会の審議や市民の意見反映手続を経て街づくりルールを見直すリニューアルプログラムであり、良好な都市環境の整備・保全を図り、開発事業等における紛争を予防する、事前の街づくりに関するルール形成の重要性のもとに作成された。小田原市の街づくりルール形成に関する「基本方針(現状・課題と対応方針)」と、個別事項ごとの3ヶ年のアクションプログラムである「個別事項別の方針」が示されている。

また、条例では、「街づくりプロデューサー」の仕組みを導入している。街づくりプロデューサーを中心に街づくりルールの形成を図ろうとする区域の住民は、地域のルール(地区街づくり基準)を作成する。地区計画等の本格的な内容から、まちづくりの出発点となるような緩やかな決め事でもいいとされる。この「地区街づくり基準」への取組みを通して、市民のまちづくりに関する意識向上を図り、土地利用に関する紛争を未然に防止して、良好な都市環境や居住環境を整えること目指している。

流れとしては、街づくりプロデューサーを市長が登録する。街づくりプロデューサーが代表となった、地区街づくり基準形成協議会(区域内の土地所有者等のおおむね2分の1以上が構成員)を市長が認定する。地区街づくり基準形成協議会は、地域のルールである地区街づくり基準(区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意を得る)を作成し、市長が認定する。そして、区域内の土地所有者等は、当該地区街づくり基準を遵守することになっている。

●練馬区「練馬区まちづくり条例」(2005年12月条例第95号、2006年4月1日施行)

練馬区では、住民参加によるまちづくりから、都市計画や土地利用調整、開発事業に関する調整まで、多様な課題に対応するため、総合的なまちづくり条例を制定した。

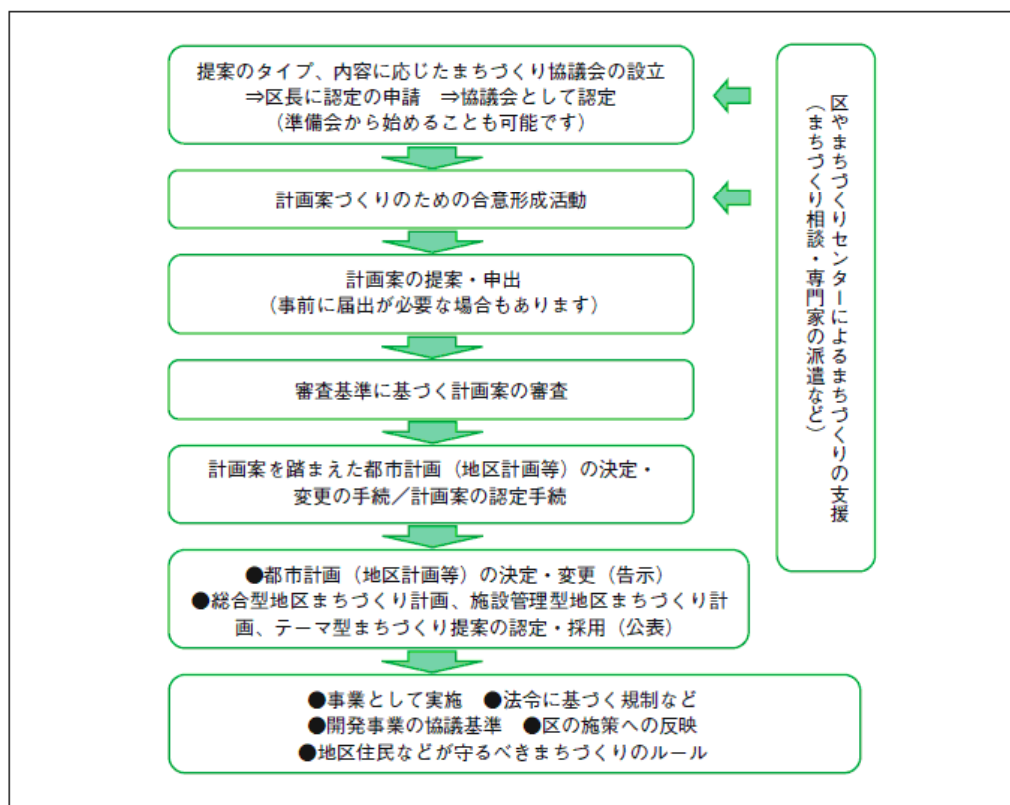
まず、都市計画における住民参加をより充実するために、例えば、都市計画の原案の段階から公表、意見募集等を行う仕組みや、法定都市計画提案ができる団体の追加、提案面積の要件緩和を定めている。また、都市計画に関する独自の提案制度や地区計画等の住民原案申出の方法等も定めている。また、身近な地区における住民主体のまちづくりを推進するために、例えば、開発事業等土地利用の基準、ルール等を定めたり、公園、緑地等の施設の利用・管理に関する事項を定めたり、良好な景観の形成等をテーマとしたまちづくりの提案ができる仕組みを設けている。

従来行ってきた宅地等開発指導要綱等に基づく行政指導に対して、開発事業等に関する手続きや基準を定めている。さらに、大規模マンション、墓地、深夜営業集客施設の建築等、近隣紛争

が起こりやすい大規模建築物の建築等について、近隣との協議の手続きを定めている。

法定都市計画提案	都市計画に関するまちづくり提案	地区計画等の住民原案の申出
都市計画法に基づく都市計画の決定・変更に関する計画の案の提案 ⇒P.7	まちづくり条例に基づく都市計画の決定・変更に関する計画の案の提案 ⇒P.8	都市計画法に基づく地区計画等の決定・変更に関する住民による原案の申出 ⇒P.9
総合型地区まちづくり計画の案の提案	施設管理型地区まちづくり計画の案の提案	テーマ型まちづくり提案の案の提案
一定の地区において、地区の住民等が主体となったまちづくりが進められるよう、開発事業その他土地利用等に関する基準、ルールを定める計画の案の提案 ⇒P.10	地区のまちづくりが推進できるよう、公園、緑地などの施設の管理、利用に関する事項を定める計画の案の提案 ⇒P.11	みどりの保全、良好な景観の形成などをテーマとして区民等が主体となって、区と協力して推進するための提案の案の提案 ⇒P.12

●まちづくりの提案が形になる流れ（まちづくり協議会による提案の例）



図：まちづくりの提案の流れ（出典：練馬区ホームページ）

第四章 地区まちづくり推進に向けた住民参加システムのあり方

4-1 地区まちづくりの展開に向けたプロセスモデルの検討

まちづくりでは、地域資源の存在、歴史的建造物等の歴史や文化を育んできた場、そして、町並み等の地域空間といったコモンズになりうるものと、それへの関心や想いをベースにした人々の働きかけを通じた相互作用が核心である。つまり、単なる地域資源の存在、単なる地域空間の存在、単なる場の存在だけでは、まちは育まれるわけではない。そこに住まう人々、想いを持つ人々との関係づくりと密接に結びついている。

それゆえ、今後のまちづくりでは、以下の方向性が目指されるべきである。

- 1) まちの魅力・活力・福祉力を維持・形成していく地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントをしていくこと
- 2) まちへの想い・愛着を育むこと、関心・想いを活動へと結びつけること、地域課題を創造的に解決していくこと（個人から共同行動へ）、地域（福祉）力を再生・向上・創造させていくこと、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を向上させていくこと、人と人とのつながりや絆、信頼社会を再構築し、また、関係性を変容させ、地域社会（コミュニティ）を再生、あるいは、新しいカタチを探求し、生み出していくこと
- 3) 多様な主体の多元的で重層的な連携やネットワーキングによって成立する「（コミュニティ）ガバナンス」を実現していくこと

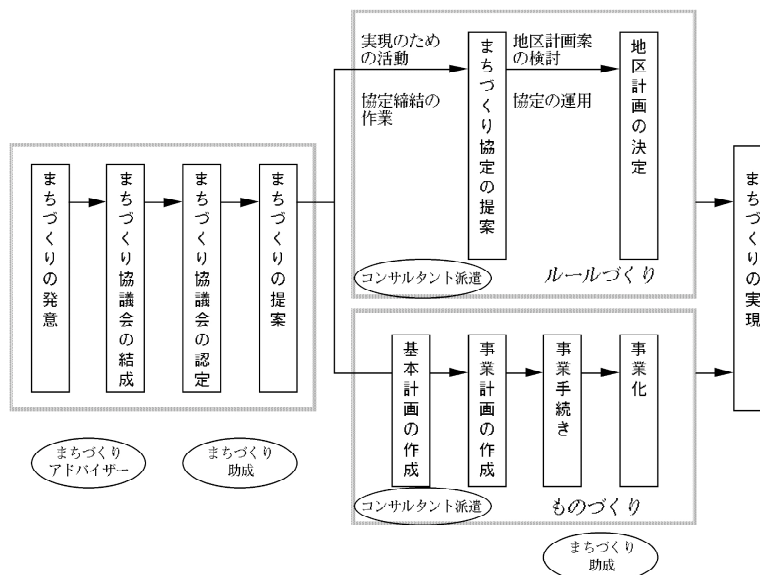
このためには、地区レベルでのまちづくりを推進していく社会的な仕組みを検討していく必要がある。地区まちづくりの推進を積極的に行うきっかけとしては、住環境整備や開発行為のマネジメントやコントロールといった問題解決であったり、従来要綱で行っていた行為を制度化させていくことであったり、あるいは、ビジョンとルールや事業・活動づくりといった創造的なまちづくりの推進であったりする。また、近年は、都市計画マスタープランの策定を契機に、その実現を図るために地区レベルでの仕組みを検討していく場合も多い。いずれにしても、地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントの重要性が認識されている。ただし、今後のまちづくりは、必ずしも全てがハードな空間に結びついているわけではない。社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を向上させていくソフトな取組みも不可欠である。

以下では、名古屋市での取組みを踏まえ、地区まちづくりの展開に向けたプロセスモデルの検討を行う。

（１）地区総合整備におけるイメージ

地区総合整備では、図のような取り組みイメージが想定されていた。ここには、事業ベースで計画を進める手続きや支援の仕組みがある。これは、いくつかの自治体で制定されたまちづくり

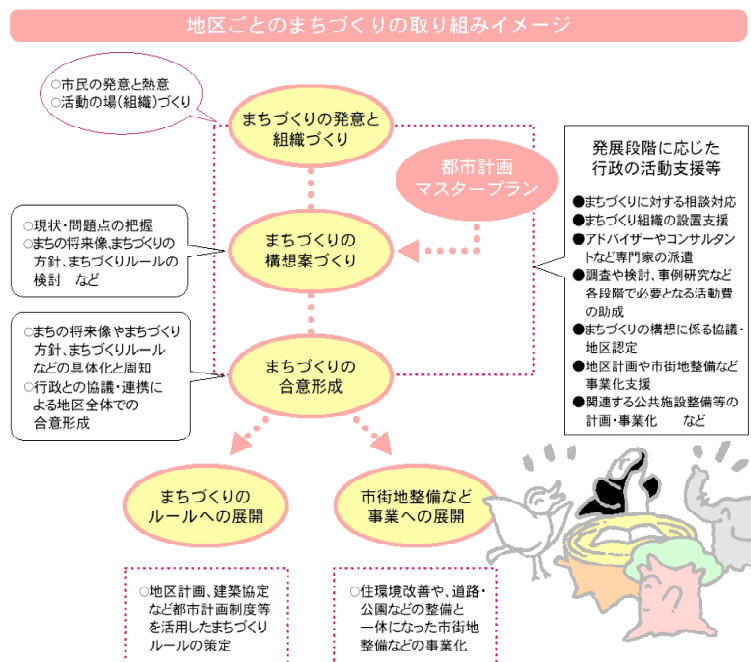
条例で規定されているものと一見すると似ているが、実際には、行政主導で、市民が受け身な状態に置かれることが多く、必ずしも市民のまちへの想いや自発的な活動を支えていくものとはなっていない。



図：地区総合整備に見る都市計画の展開イメージ

（２）都市計画マスタープランにおけるイメージ

また、都市計画マスタープランにおいても、以下の図にあるように、地区まちづくりの取り組みイメージが想定されているが、残念ながら、仕組みとして具体化されているわけではない。



図：地区まちづくりの展開イメージ（出典：名古屋市都市計画マスタープラン）

（３）「名古屋市における土地利用計画のあり方について」におけるイメージ

さらに、名古屋市都市計画審議会の答申「名古屋市における土地利用計画のあり方について」（2003年11月）の中の土地利用計画制度の運用方針には、地区ごとのまちづくりへの取組みという項目がある。ここでは、都市計画マスタープランの内容に触れた上で、「都市計画の提案制度が創設されており、この制度を適切に運用し、その活用を積極的に図ることにより、地区の特性に応じた『地区ごとのまちづくり』を市民等の参画によってすすめることが必要である。このため、提案に対する評価の視点や評価体制、手続きの流れ、地区の特性に応じて想定される用途地域等の提案パターン・事例等を整理・記載した『提案指針』を策定・公表する必要がある。また、この提案指針については、市民等からの提案が出される中で、提案内容やそれに対する都市計画上の対応結果及び判断の内容等を掲載していくとともに、事例をもとに提案パターン等を逐次拡充していくことが考えられる。なお、こうした市民参画を進めるにあたっては、NP0、市民にとって身近な機関である区役所、まちづくりセンターとしての名古屋都市センター等との連携を図る必要がある」と示されている。しかし、ここでも、具体的な方策が示されているわけではない。

（４）地区まちづくりの展開のプロセスモデルの検討

以上を踏まえて、ここでは、名古屋市における萌芽的な取り組み、そして、他の地域の事例を参考に、地区まちづくりの展開のプロセスのあり方を検討する。

各地で制定されている地区まちづくりを対象とした条例等では、地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントだけではなく、開発行為（事業）のマネジメントやコントロールや環境アセスメントの手続き、建築紛争の斡旋や調停手続きを扱う場合もある。統合型のまちづくり条例も検討する必要があるが、ここでは、主に、市民主体あるいは協働による地区まちづくりを想定して、あり方を検討する。

a) 地区まちづくりが目指すべきこと

大きく分けて地区まちづくりが目指すべき方向は、（１）魅力・活力・福祉力を向上させる地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントを目指すまちづくり（地域空間マネジメント指向型まちづくり）と（２）地域（福祉）力の再生・向上・創造、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の向上、地域コミュニティの再構築を目指すまちづくり（社会関係資本指向型まちづくり）である。

「地域空間マネジメント指向型まちづくり」においては、まちづくりの発意から組織化を経て、地区レベルでのビジョン（構想、将来像、目標空間像等）、プラン、ルールづくり（まちづくり協定、地区計画・建築協定等）、そして、実現していくための活動づくりや事業化が目指される。

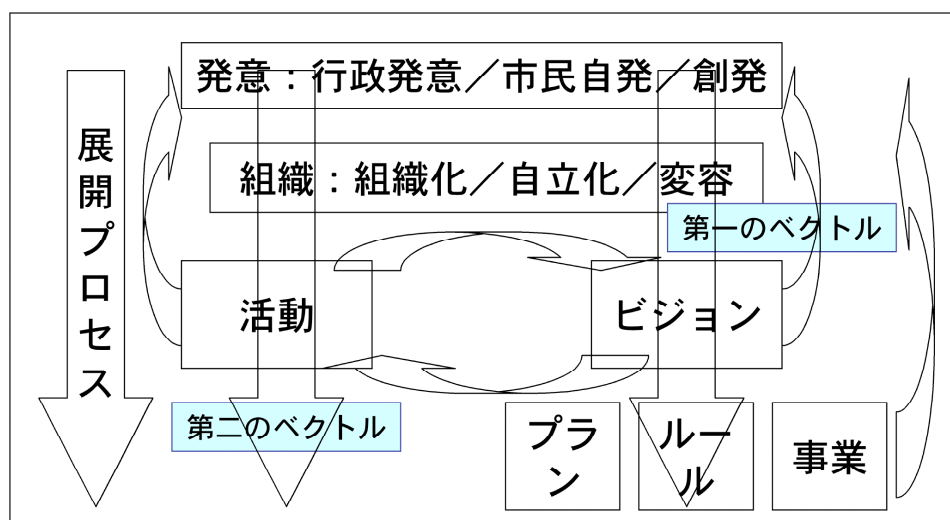
この中で、地区計画や建築協定によるルールづくりは合意形成の観点からはハードルが高い。それゆえ、まずは、まちづくり条例等でオーソライズされる構想づくりや緩やかなルールづくりからスタートするのが現実的であり、これらを担保し、独自の地区まちづくりを進めるまちづくり条例の制定を真摯に検討する必要がある。そして、これらの仕組みや実質的な内容を、都市マスタープラン（区別構想、地域別構想、地区レベル）に位置づけることによって、根拠を持たせる。

「社会関係資本指向型まちづくり」においては、名古屋における萌芽的な取組みを積極的に活かしていくことが重要である。文化のみちエリア（白壁・主税・槇木地区を含む）、城山・覚王山地区でのまちづくりの取組みを踏まえ、これらの経験を他の地域や地区での活動に活かしていくとともに、こうしたプロセスや支援の仕組みをまちづくり条例等で制度化することが重要になる。

同時に、この二つのアプローチは、相互に密接に関係している。前者が、ハードウェア指向の取組みであるのに対し、後者は、よりソフトウェアやハートウェアを指向した取組みである。しかし、地域資源や地域空間の存在とそれに対する人々の想いが、新しい関係を生み出し、その相互作用こそがまちづくりの核心になっており、両者のアプローチを相互浸透させ、有機的に結びつけていくことを意識的に取り組んでいく必要がある。

b) 地区まちづくりの段階

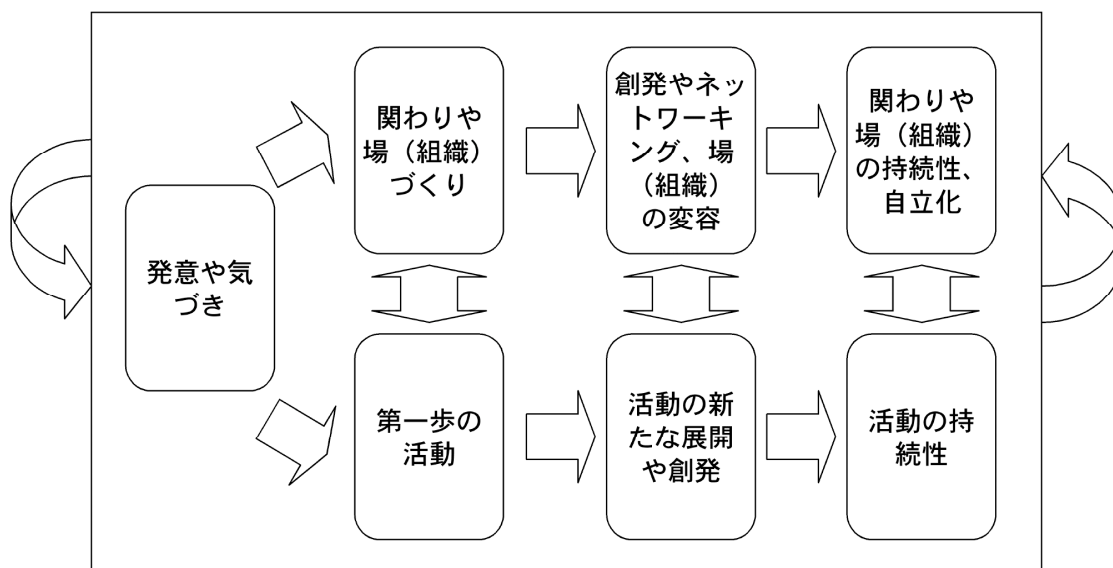
地区まちづくりは、一般的に、「発意」→「組織化」→「まちづくり構想（ビジョン）づくり」→「まちづくり計画（プラン）づくり」「活動・事業」や「ルールづくり」といったステップを経る。そして、段階に応じた支援のあり方を検討する必要がある。



図：地区まちづくりの展開のプロセスモデル

c) 段階ごとの活動と組織の変容

一方で、まちづくりは、それぞれの段階において、活動や組織がダイナミズムの中で、生成され、あるいは、変容していることも留意する必要がある。



図：地区まちづくりの段階ごとの活動と組織の展開モデル

d) 段階に応じた支援における留意点

以下では、まちづくりの段階ごとに応じた支援の留意点について述べる。

1) 発意、気づき、きっかけづくり、組織化、初動期支援

- 行政主導の事業型発意、イベント型発意、市民主体の発意にしろ、気づきやきっかけのデザインが重要になる。
- 地域資源や社会資源をつなぐ場を作り出すことが重要である。
- 場においては、どういう人が関わったかが大きい。リーダーシップを持った人、ファシリテーション・マインドを持った人、ネットワーキングできる人の存在が大きい。それゆえ、関わりのデザイン、つなぎ・ネットワーキングのデザインに意識的に取り組む必要がある。
- 単なる体験ではなく、そこから新たな展開を生み出す仕掛けや状況づくりが重要であり、仕掛けや状況のデザイン、活動（事業）づくりが必要である。
- 単発イベント型も、「目的としての参加」として捉えれば意義もある。気づきを与えるもの、連鎖的な活動を創発させるようなもの、活動を促進する、そして、支援する仕組みのデザインが必要になる。
- 協働・参加・組織のデザインとしては、「まちづくりアリーナ」的場の設置が鍵になる。

- 組織化主導で進める必要はない。関係性の変容の中で、あるべき組織を検討することが重要である。

2) 展開支援、自立支援

- 活動の展開可能性（活動の創発、ソフトからハードへの展開、地域空間マネジメントへの展開）や持続可能性の獲得（依存から自立へ、継続性の確保）を促す活動支援のデザインが必要になる。

3) 生活像・目標像・空間像（共有されるビジョン）

- 詳細な「まちづくり計画」の前に、目標（空間）像等の共有されるビジョンを持つことが重要である。総合計画や都市計画マスタープランを地区レベルにまでブレイクダウンする必要がある。
- 共有できるビジョンづくりにおいては、ワークショップ、シャレット、コミュニティ・ビジョニング、多段階アンケート等「参加型技法」を活用していくとともに、対話や話し合いの文化を醸成していく必要がある。

4) 実現方策の検討（事業、活動とルール）

- 「ビジョンづくり」の後には、「ルールづくり」と「活動づくり」と事業化を通じて、そのビジョンの実現を図るための努力をする必要がある。

e) プロセスモデルで留意すべきこと

事前にある程度のプロセスを想定し、提示することは重要であるが、一方で、こうしたプロセスを固定的には捉えるべきではない。討議内容や活動に応じて柔軟に対応すべきであり、また、市民の主体性を育みつつ、プロセスの中で起こる関係性の変容に応じて進めることが重要である。そうでなければ、「参加型」であっても、単に「人々を巻き込んだ」パブリック・インボルブメントになりかねない。プロセスやプログラム自体を状況に応じて変容させていくことが重要である。

4-2 地区まちづくりを育む支援的政策環境のデザイン

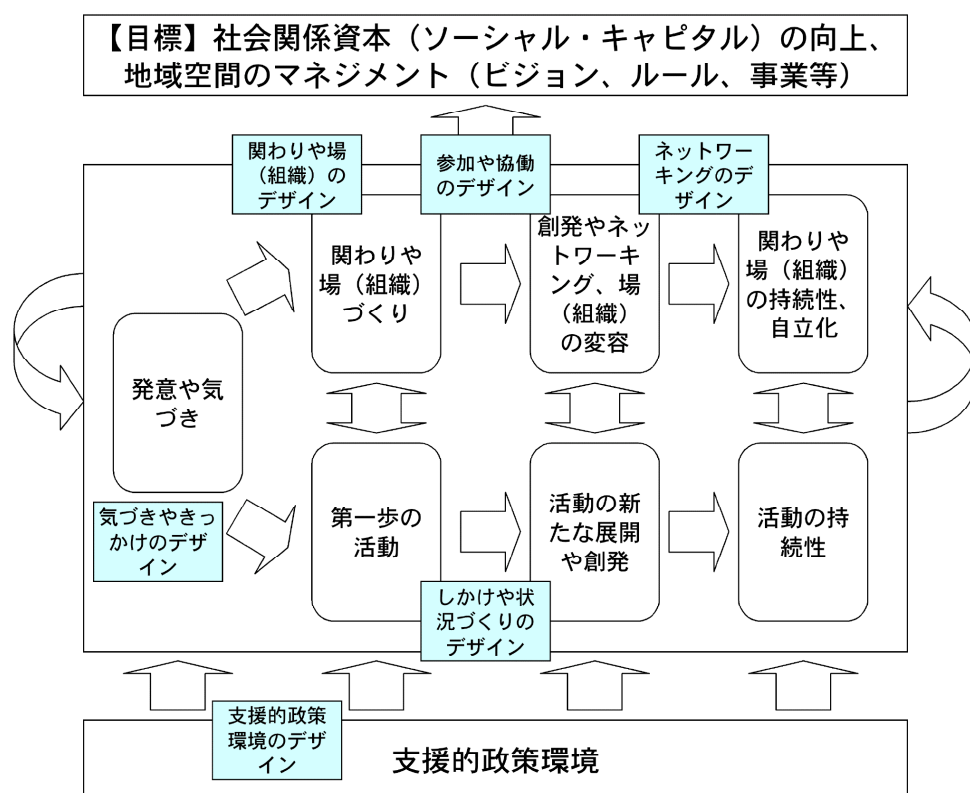
(1) まちづくりの発意と展開を促すこと

まちづくりの課題として、「多くの人は、まちづくりには無関心であって、なかなか参加する人が集まらない」「まちづくりに参加している人はごくわずかに過ぎない」「参加している人は高齢者が多い」ということがよく挙げられる。また、まちやまちづくりに関心があったとしても、それが具体的な行動へと結びつきにくい、ということも指摘される。確かに、こうした傾向があるのかもしれない。まちづくりに関わることは面倒なものだというイメージが先行し、まちづくりは大変ではあるが、まちの現場の中で行われる人々とのやりとりの楽しさ、互いの努力によって何かを生み出していくという共同行為や協働の意義、そして、それがもたらす心地よい気持ち等、まちづくりの持つ多面的な側面が伝わっていない。一方で、まちやまちづくりへの関わりの第一歩をどう踏み出していったらいいのか分からないとの声もある。多くの人は、少なくとも潜在的には、何らかのカタチでまちやまちづくりに関わっていきたいと思っていると、希望と期待を抱いている。

まちなかを楽しむ、自然を楽しむ、ボランティア活動を行う、音楽等芸術鑑賞や活動を行う、祭りやイベントに参加する、インターネットやゲームを楽しむ等人それぞれの関心は多様化しているが、これらは決してまちづくりとは無縁ではない。また、生活に身近な問題、例えば、住まいとしての環境を守りたい、歴史的な町並みや建造物を大事にしたい、景観にマッチしない看板は気になる、まちなかを賑わいのあるところになりたい、生活しやすいまちにしたい、といったこと全てに無関心であるとは思にくい。現に、まちは、関心の多様性の織りなす中に存在している。まちづくりとは、まちの魅力・活力・福祉力を向上させる営みであり、新しいカタチのコミュニティを育み、人とのつながりを創り出していく場でもある。その点で、人々の日々の生活の営みは、決して、まちづくりとは無関係ではなく、実際には、様々な活動が陰に陽にまちやまちづくりへと誘っている。それゆえ、多様な観点からの気づきやきっかけづくりを通してまちへの想いやまちづくりへの熱意を顕在化させ、さらに具体的な行動へと結びつけていくことが重要になってくる。また、日頃からの人との関わり合いが、何かが起こったときの立ち直りの大きな力となるのは、阪神淡路大震災をはじめとした様々な経験が物語っており、まちにおけるコミュニケーションも重要になってきている。今後のまちづくりは、こうした気づきや関わりのデザインにどう取り組んでいくかが大きな課題である。

まちづくり活動の発意は、市民自体の関心から自発的に取り組まれることもあれば、行政が行う事業ベースの取り組みから自立的な取り組みへと展開・変容していく場合もある。とはいえ、名古屋市の地区総合整備からは、市民の主体的なまちづくりへの展開事例はほとんどない等、単

に何か取り組みを行えばいいということではない。発意が、様々な活動を創発し、それが持続的なまちづくりへとつながっていくかどうかは、そこでの様々なデザインにかかっている（図参照）。また、ソフトな活動が、地域空間の創造的なマネジメントといった活動へと展開するのも容易ではない。地域空間を脅かす存在としてクローズアップされる高層マンション建設に対する反対運動も、それが契機となって創造的な空間マネジメントへと結びつくことも少ないのが現実である。町並み保存地区である有松や白壁・主税・槇木地区でさえ、保存地区指定時点と比べても、歴史的建造物が減少する等空間変容は著しい。まちづくりの発意を促すことだけではなく、具体的な活動へと結びつけ、さらに、持続的なものへと発展させていく方策やハード（空間）とソフトが有機的に結びついていくための方策等、地区レベルのまちづくりを進めていく支援的政策環境のあり方を具体的に検討する必要がある。



図：今後の地区まちづくりの展開イメージと必要なデザイン

(2) 地区まちづくりを育む支援的政策環境

地区まちづくりを推進していく支援的政策環境としては、以下の事項を検討する必要がある。ある部分は、まちづくり条例等により制度化しておくことが大切である。

● 活動の認知と情報発信

様々な活動団体やグループを認知することは、その活動団体にとっては、多くの人に知ってもらう機会でもあり、市民にとっては、その活動に参加するきっかけにもなる。また、その情報発信を支援することも、きっかけづくりや活動を広げていくのに効果がある。ただし、名古屋都市センターのデータベースにあるような活動団体一覧を示す静的なものだけではなく、その活動がどのようなダイナミズムを持っているのか、どのようなメディア（ニュースレター等）を持って情報の発信をしているのか等を合わせて示すことによって、どこが実際に実践的に活動しているのかが市民にも分かる。

● 情報提供

まちづくりを進めていく上では、場面に応じて様々な専門性や関連する情報が必要となる。そうした情報支援の役割は大きい。ホームページを通じて専門的な情報や技法の紹介、様々な事例の紹介、フォーラム的機能の設置等を行う必要がある。また、定期的な情報提供のための、メールマガジン等の配信も有効である。

● 場の設置

気楽に立ち寄れる場、地域資源や社会資源をつなぐ場、あるいは、多様な主体が会合う場（連携や協働の場、まちづくりアリーナという場）、さらには、ネット上の場（地域密着型ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）の設置を支援することである。それがアドホックな場であったり、ハードを伴う拠点的な施設であったりするかは場面ごとに異なる。重要なことは、実際に機能する場を状況に応じて設置していくことである。こうした場を通して、情報や経験が共有され、様々な知恵の創出に加えて、様々な人材の発掘や育成を図ることもできる。

● 連携や協働のファシリテーション

実際にまちづくりを進めていく上では、様々な主体の連携や協働が重要になるが、それを進める上で、例えば、大学、専門家、NPO/NGO等のつなぎ役としての役割が想定される。当事者にとって、様々な課題や相談事項が生まれてくる。そうした解決においては、外からの知恵や経験が刺激になるとともに、連携や協働が活動推進に向けて力となる場合も多い。

● 経験交流

同じような目標を持って活動を行っているまちづくり団体が、互いの経験を共有し、交流し、そこから新たな方向を見出すことは多い。そういう経験交流を支援していくことも重要な役割である。

● 人材派遣（専門的知識の提供やファシリテーション支援）

まちづくりを進めていく上では、場面に応じて様々な専門性が必要となる。計画技術や制度といった専門的知識の提示、学ぶべき経験知の共有、あるいは、議論や会議を円滑に進めるファシリテーションを行う人材を現場に派遣することを通じた活動支援である。外からの支援が活動の自発性を損なわないようにすることが重要になる。また、支援においては、どれだけリアリティを持った存在であるかが問われる。

● 人材育成

まちづくりの現場で活躍できる人材を育成することは、市民主体のまちづくりを進める上で不可欠である。講座の開催や実際のパイロット的事業を通じて、市民のまちへの想いを育み、さらに、主体的に実践する人を育てていくことは重要である。

● 活動・事業助成

まちづくりを持続的に進めていく上では、活動団体はある程度の財政的な自立を果たす必要があるが、一方で、活動を始めるためのシードマネーや活動や事業実施を通じて、「新しい公共」を生み出すという意味での活動助成も、活動団体やまちを育てていく上で必要となる。ただし、一律に助成するというのではなく、まちづくりの段階に応じた助成のあり方を検討する必要がある。

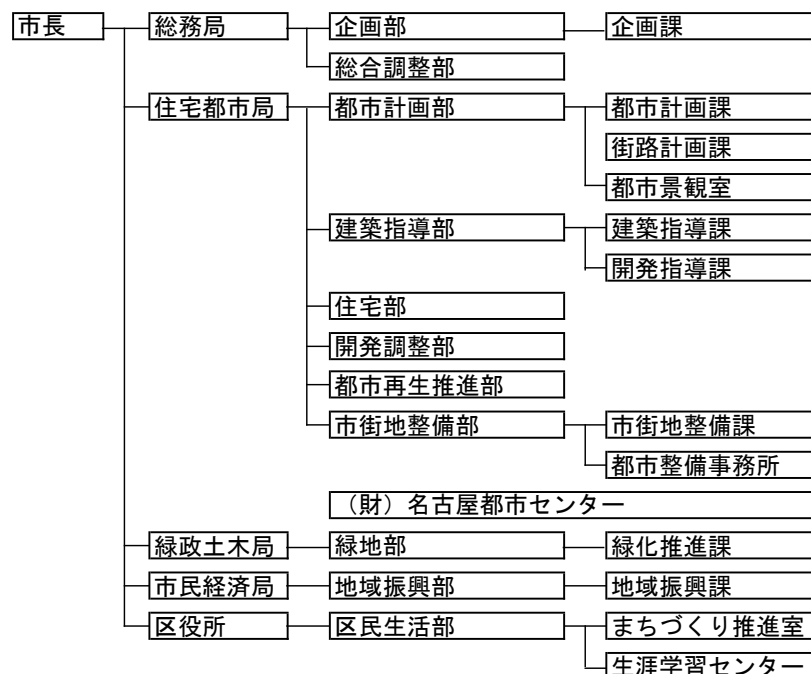
4-3 地区まちづくりの推進環境のあり方の検討

地区まちづくりを進めるためには、推進環境が重要になる。ここでは、(1) 行政組織のあり方、(2) 住民・市民組織の再編成、(3) 主体の育成とその連携・協働、の観点から現状を捉え、あるべきカタチを検討する。

(1) 地区まちづくり推進のための行政組織のあり方

名古屋において都市計画・まちづくりに関わる主な組織を示したのが図である。総合調整を行うのは、総合計画を担当する総務局である。住宅都市局は、都市のハード整備を担っており、まちづくりという視点で市民の主体的活動に対する支援といったソフトな部分は、外郭団体である(財)名古屋都市センターが担っている。また、市民経済局地域振興部や区役所まちづくり推進室も関わっている。

名古屋市の「都市計画」「まちづくり」は、縦割りが強く、テーマや担当セクション間で、うまく連携していないように思われる。ハード主体の「都市計画」の推進という意味では機能してきたが、「まちづくり」を進めていくという観点から、行政組織の再構成、あるいは、組織間においてシナジー効果を発揮できる場づくりが必要である。



図：名古屋市における「都市計画」「まちづくり」に関わる組織

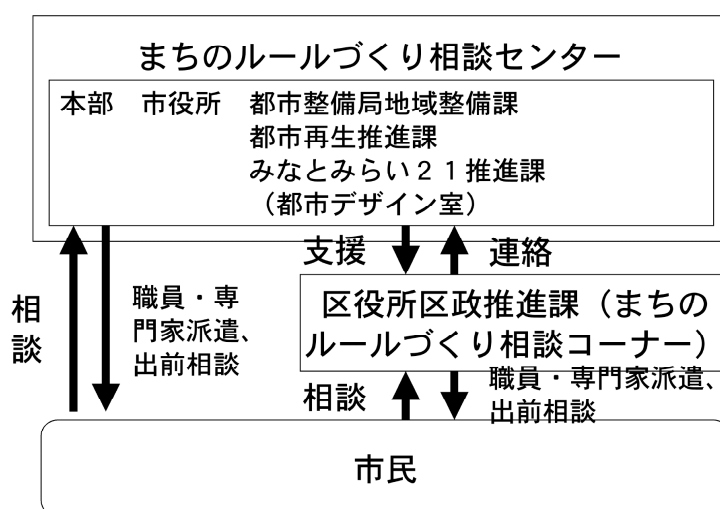
地区まちづくりを推進していくためには、ハードウェアとソフトウェア、そして、ハートウェアを組み合わせることで進めていくことが不可欠である。そのためには、市民に身近な区役所が、まちづくりの窓口として具体的なまちづくりを進めるための役割分担や相談機能を果たすべきであろう。地域のまちづくりの構想やルールづくりにおいて、区役所が、コーディネーションやファシリテーションの役割を果たすことが期待されると同時に、こうした取り組みを通じて、市民意識の向上、市民サイドの人材の発掘と育成をしていくことが今日的な課題である。

区役所を中心に行われている「魅力ある区づくり事業」が、現状として、地域空間マネジメントに関わるまちづくりの展開には、十分に機能していない。その一つの要因として、区役所の権限、財源、人材の問題がある。一方で、住宅都市局は、「都市計画」に比べて、「まちづくり」に向けた取り組みを十分行っていると言えず、その現状を変えていく必要もある。

実際には、市民によるまちづくり活動の幅広いニーズに対して、組織的対応、人材、財源、権限等の問題で解決すべき問題は多いが、区役所の機能強化、人材配置の再構成、職員の能力育成は、持続的な取り組みにおいて着実に実施していく必要がある。その検討の中で、本庁である住宅都市局（都市整備事務所を含めた整備事務所等との統合等も要検討）、名古屋都市センター、市民経済局との役割分担や緊密な連携等を考慮する必要がある。

区役所が、「まちづくり」全般（地域空間マネジメントを含む）の課題に対して対応可能にし、そのために必要な権限の配分、人材配置（事務系、技術系）、能力形成、推進のための予算措置を検討する必要がある。この文脈の中で、名古屋都市センターは、まちづくりの総合支援としての役割を果たすことが期待される。

横浜市をはじめとして政令指定都市の中には、区役所がまちづくりの推進において積極的な役割を担い、そのための人材配置も行っている。



図：横浜市におけるまちのルールづくり相談に関わるスキーム

（２）地区まちづくりを指向した住民・市民組織の再編成

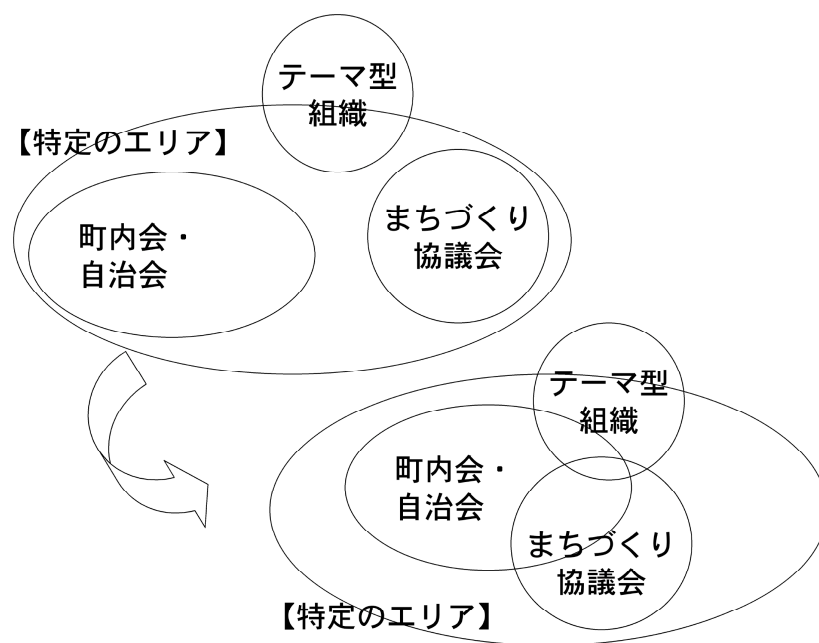
区役所を中心とした「特色ある区づくり事業」が、伝統的な町内会・自治会を活用するだけでなく、新しい組織のカタチの構築を目指してきたように、今後のまちづくりにおいて、地縁的組織である町内会・自治会と、関心やテーマ縁的組織（アソシエーション、まちづくり協議会）をどのようにつないでいく、あるいは、相互浸透させていくかは大きな課題である。ただし、既存組織の中にも、時代の流れを踏まえ、変革を試みているところもあること、あるいは、上位下達型リーダーシップが有効に働く場面もあること、さらに、テーマ型活動を指向するアソシエーション型組織が乱立し、連携が求められる状況もあることは留意する必要がある。

実際に、伝統的な「地」を中心とした組織である町内会・自治会と、新しいカタチのエリアを意識するまちづくり協議会のような組織やよりテーマに関心を置いた組織（アソシエーション）のあり方については、様々な議論が展開されてきた。行政と住民／市民とをつなぐ中間組織としてのコミュニティ（どちらかと言えば、既にある相互扶助的組織）とアソシエーション（一定の目的のもとに意識的に形成した組織）を対比的に捉え、あるいは、地域コミュニティに対してテーマコミュニティという言い方もある。

まちづくりの現場から見れば、町内会・自治会といった相互扶助的な役割を担うべき組織が、単なる行政の上意下達あるいは下請け組織となるところもあり、それゆえ、まちの課題を解決する、また、具体的なテーマをもとに創造的な活動を行うためには、伝統的な地縁型組織とは別の新しい組織を意図的にカタチづくることも行われてきた。

コミュニティとアソシエーションは、閉鎖指向が強く、自己完結型で、互いに相容れないものと捉えられることも多いが、同じ「場」に住まう、同じ「場」で心通わせる、同じ「場」を楽しむというように、同じ「場」、あるいは、「地域への関心」やまちの「コモンズ」を媒介に、図のように、伝統的なコミュニティ（町内会・自治会）をアソシエーションの原理と絡めて、再編成させていくこともできると思われる。また、「テーマ」を切り口に、「地」を巻き込みながら、伝統的な関係を変容させ、組織の再編成、つまり、新しいカタチへの変化を生み出すことも想定できる。なによりも、「場」や「コモンズ」に対する相互理解からスタートし、ビジョンを共有することが肝心であると同時に、外への開放が、新しい風を送り込み問題解決へとつながる可能性もある。

その意味で、目的としての「参加」の場を作ることを通じて、新たな気づきやきっかけづくりを行うことが必要である。まさに、「まちづくりアリーナ」という場を通した相互浸透、学習、行動の創発が重要である。具体的には、区役所レベルでの「まちづくりアリーナ」の設定（定期的な会合）が求められる。こうした場の設定等の状況づくりをしていくことが重要である。



図：場を通した相互浸透による再編成のイメージ

(3) 地区まちづくりの推進のための主体の育成とその連携・協働

1) まちづくりに関わる様々な主体の育成

1-1) 市民のまちづくりに対する意識の変容の促進

市民は、まちづくりに対して普段は無関心である場合もある。あるいは、過度の行政依存の体質もないわけではない。こうした依存主義から脱却し、自発的な取組みを促すことが重要である。市民が動くのは、結局、何かが起こってからの場合も多い。また、反対や要求運動に終始し、そこから転換し、提案型の取組みや持続的な取組みに展開しない場合も多い。住民自身も、自分たちのことだけを考え、あるいは、他の人の意見を聞かない場合もある。その意味で、話し合いの文化が希薄な場合もあり、対話型で進めていくためのコミュニケーション能力の向上が求められる。その点で、市民や地域社会（コミュニティ）の想いや関心を育み、力をつけ、自立的な活動を促していく必要がある。

1-2) 行政のファシリテーション・マインドとその技法の習得

次世代型まちづくりにおいて求められるのは、市民だけではなく、行政自身も、その日々の取組みにおいて、対話や話し合いの文化を醸成することである。また、コミュニケーション能力の向上は、必要不可欠である。

そして、次世代型まちづくりにおいて求められるのは、将来像を描き、事業を組み立てる事業の立案や実施能力、線、色、数値を決める計画技術や制度や社会システムを設計する知識だけでは十分ではない。まちづくりマインドを持った上で、参加、協働、連携をどのように進めていくのかをコーディネートできる、あるいは、そのプロセスをデザインする能力、そして、実際の現場の中で、対話やコミュニケーションを促すファシリテーションの技法の習得が求められる。なお、ファシリテーションも、討議や議論促進のファシリテーションと関係性を変容させるファシリテーションがある。

このように、都市計画の「絵を描く」計画技術（product-oriented）に加えて、「絵をどのようなプロセスで描くか」のコミュニケーションやファシリテーションの技術（process-oriented）が必要になる。

1-3) 関係性の構築やファシリテーションの担い手、あるいは、アドボカシー的役割としてのNPO等の育成

まちづくり技法の支援やまちづくり系アドボカシーの役割の担い手としてのまちづくりを指向した NPO/NGO はまだまだ少ない。こうした領域で活躍できる NPO/NGO を育てていくことは、地区まちづくり全体の底上げにとって重要である。

1-4) まちづくりにおける大学、専門家、大学院生等との連携

中部圏では、大学における専門分野としては、建築（建築計画学系）あるいは土木（土木計画学系）を背景にしている場合が少なくない。地域空間マネジメントを含めた都市計画や参加型まちづくりを専門としている人は限られている。中部圏にある大学には、都市工学や社会工学といった専攻がなく、「建築」や「土木」の中での「都市計画」という位置づけが強い。また、都市計画や参加型まちづくりといった分野を専攻する大学院生、特に、博士後期課程の院生の数が限られている。それゆえ、必ずしも継続的な研究を行っていくことにはなっていない。大学の研究室のまちづくりの現場への関わり方も、東京圏や関西圏と比較すると弱い。さらに、行政における審議会や委員会に入っている学識経験者も限られている。そんな中で、文部科学省が支援するGP等では、大学と地域が連携したプログラムが行われており、中には、まちづくり・地域づくりの取組みも多い。こうした現状を踏まえた上で、都市計画・まちづくり人材を育成していく必要がある。

2) まちづくりの実践現場における連携・協働

行政、住民（町内会・自治会や新しいカタチの組織）、NPO/NGO、専門家・大学等の連携のあり方を検討していく必要がある。ヨコの関係を広げ、タテの関係を脱構築し、まちづくりを推進していくためのカタチに再編成することが求められている。同時に、これを進めるためには、ネットワーキングやコーディネーションを進めるファシリテーションが不可欠である。

3) まちづくりの推進のための調査研究における連携・協働

名古屋都市センターをコアとした調査研究の機能強化が不可欠である。名古屋市においては、「建築」「土木計画」「(ハードの)都市計画」と比較して、まちづくりに関わる人材は必ずしも十分ではない。一方で、現場と専門家、そして、行政を実践的につないだ形での取組みも必ずしも多くない。そこで、専門家・大学との関係を構築するため、実践的／政策指向的調査研究の推進やまちなか研究室の設置（まちなか、あるいは、名古屋都市センター）を通して、若い人の育成を行うと同時に、まちづくりマインドを持った人材を育成することが重要になる。

例えば、(若手)研究者との交流の枠組みを提案したい。研究者が気楽に立ち寄り、職員に加え、意欲ある市民や研究者と交流し、センターの資源やノウハウを活用しながら議論する場を作る。「場」を単なるサロンのなものに留めるのか、フォーマル化した「客員研究員」なものにするかは位置づけによる。そして、具体的には、特色ある区づくり事業、地区計画や建築協定、町並み保存、地区総合整備等に関する今までの取り組みの検証に取り組むと同時に、これらの成果を多くの関係者間で共有し、さらなる政策提言へとつなげていくことが期待される。

1) 「客員研究員」的仕組みの導入

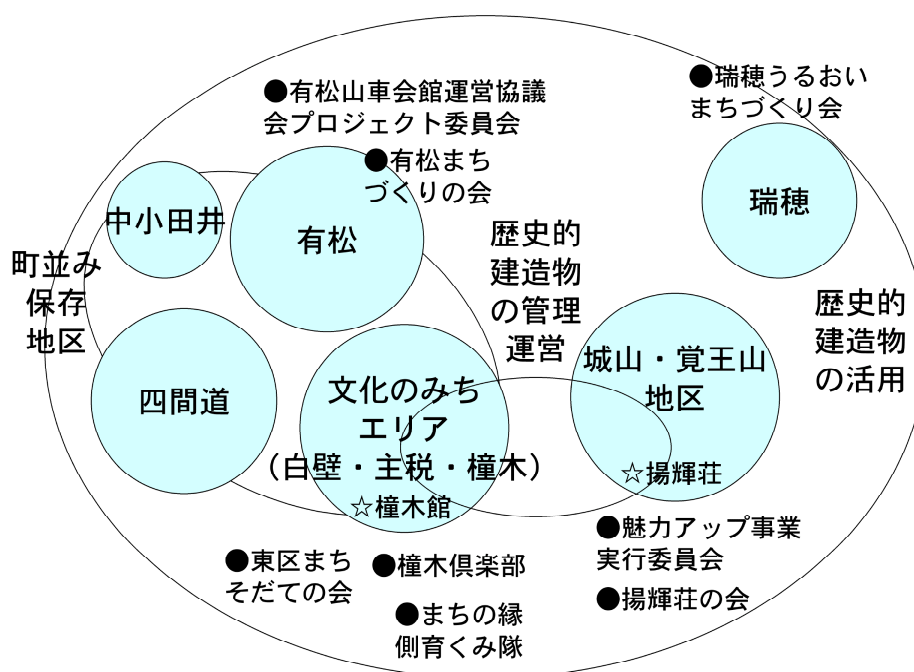
- ・「客員研究員」が、名古屋都市センターの諮問あるいは委嘱を受けて研究を進める。その意欲がある人が、集まって会議を開催し、進める。
- ・名古屋都市センターの職員に加え、意欲ある市民や研究者との共同研究を行うことも検討する。
- ・名古屋都市センターの目的に鑑み、名古屋市を調査研究の題材にする。あるいは、還元できるものにする。
- ・「客員研究員」として、どこまで対外的な活動を担っていくかは検討する必要がある。

2) サロンの場での研究交流の推進

- ・気楽に立ち寄り、名古屋都市センターの職員に加え、意欲ある市民や研究者と交流し、名古屋都市センターが持つ資源やノウハウを活用しながら議論する。
- ・定期的な会合の必要性は検討する。
- ・特に肩書きは必要ではないが、一定の責任ある行動のために、なんらかの（会員）登録は行う。

4) まちづくり現場や組織の経験交流

名古屋市における萌芽的な事例には、学ぶべき教訓や課題が様々ある。絶えず新しい風が送り込まれることによってまちづくりが展開してきたことを考えると、様々な取組みの経験や教訓を開放し、交流を通して、新しい知恵を生み出していくことが重要である。



図：まちづくり活動団体の連携のイメージ

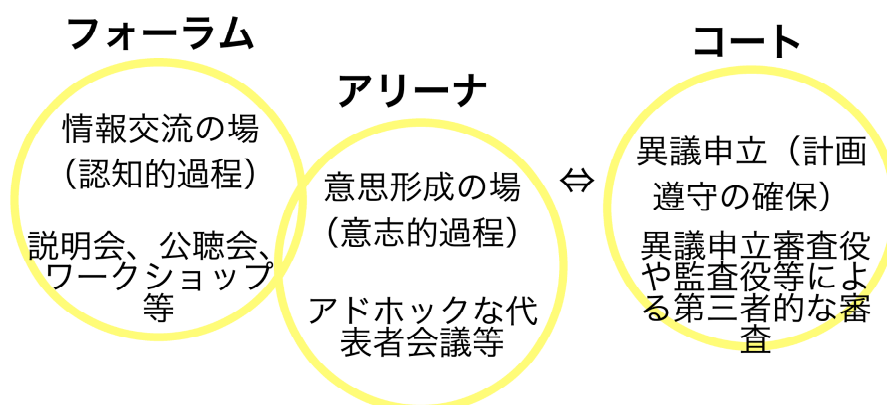
4-4 具体的取り組み方策の提案

ここでは、地域空間マネジメントも射程に入れたパイロット的に取り組み可能な方策を提案する。次世代型まちづくりを展開していくためには、その地域への誇りや想いを誘う地域資源や空間が存在している今こそ、はじめの一步を踏み出し、あるいは、現在行われている活動をさらに豊かにしていくことが求められる。

(1) まちづくりアリーナという場を通したキックオフ

近年、まちづくりアリーナに関わる様々な議論が進められてきている。以下に、まちづくりアリーナをめぐる定義や議論を示す。

- 中伏香織・真野洋介・佐藤滋：協議会組織やNP0等の市民活動組織、個人等をネットワークしていく新たな場や組織が設定されることが多い。「地域のビジョンや課題について議論を戦わせ共有することで、新たなまちづくり活動の土台となっていく開かれた場」→「地域運営のアリーナ組織」
- 真野洋介：「持続的に開かれた場。地域資源の発掘やアイデアの蓄積。まちづくりの方向性の醸成や展開についての意思決定。」地域外サポーターやボランティア、専門家を巻き込み、受け入れる。
- 佐藤滋：「アリーナ」→「情報交換を綿密に行う組織形態で、ネットワークを地域に張り巡らせる役割を担う」→自由な場の中で、NP0や市民グループが存在。ここで、各組織は相互に情報交換し続け、必要に応じて事業を組み立てる仕組みがその都度必要に応じて生まれてくる。
- 早田宰：「地域マネジメントの決定・調整・推進の場」→「アリーナ型パートナーシップ」
- 饗庭伸：（目的・目標）やや限定的、やや抽象的な目的を持つ。政策の基礎理念、方向、実践の準備意識を共有している。→「アリーナ型パートナーシップ」（意思決定／自己決定）
- 久隆浩：「情報交換のみに徹し、意思決定を行わない情報交流の場」→「まちづくりラウンドテーブル」
- 小泉秀樹：フォーラム（協議の場）・アリーナ（意思決定の場）・コート（事後に決定の正当性を問う場）



図：3つの場の関係（出典：原科幸彦編「市民参加と合意形成」）

ここでは、まちづくりアリーナを、「様々な情報を共有し、議論を行い、意思決定を行う場」として位置づける。意思決定とは様々なレベルがあり、時には、こうした場を持つという意思から、具体的な活動を行っていかうという意思もあり得る。大事なのは、まちづくりアリーナが、「まちづくりの情報共有・議論の場」「新たな活動の創発の場」「関係変容の場」として機能することである。まちづくりアリーナという場を介在して、個人や組織の関心をもとに様々な活動が紡ぎ出され、伝統的な互いの関係が変容し、それによって多様な主体による地域運営という新しい公共の核心を生み出していく。つまり、最終的には、「公共圏創出の場」となることである。それゆえ、アド・ホックな場や組織の定例会のような場でも、以下のような要件を満たせば、まちづくりアリーナとしての機能を果たす。

- 機会としての開放性、多様な意見の受容性
- 自由や規律を尊重し、相互理解が可能である人々の参加
- 参加主体間の相互関係の多様性の確保
- 関係の変容の促進
- 参加主体における社会的責任や役割分担の相互確認
- 発想の転換、柔軟性の確保、実現性の向上

こうした場を通じて、個人や組織の関心をもとに様々な活動が紡ぎ出され、伝統的な互いの関係が変容し（新しいカタチを構築し）、それによって多様な主体によるまちづくりが展開していく。

例えば、名古屋市文化のみちエリアでは、いくつかの「まちづくりアリーナ」という場が設定されている。その一例が、「文化のみちワークショップ」である。このワークショップは、個人としての文化のみちへの想いを共有し、まちを育んでいくことを目指して行われたものである。市民の自発的な実行委員会方式による企画運営が行われている。

2004 年 1 月に、第 1 回「文化のみちワークショップ」が行われた。これは、空間変容が著しい文化のみちエリアにおいて、何が「あなたの大切なもの」であるかを改めて振り返り、課題と想いの共有の中から、次になすべきことを構想していくことを目指したものである。

実際に、このワークショップには、この地域で活動をしている人、想いをめぐらしている人、きっかけを探していた人等多様な世代の人が参加した。ワークショップでは、参加者の多様な想いや経験が共有されると同時に様々な気づきがあり、多彩な知恵や提言が産み出された。また、「文化のみち」に関する情報発信と共有が不十分であることが確認された。そして、こうした場を定期的に開催していく重要性が共有された。ワークショップを開催した結果、これまでに参加していなかった人々が活動を始めた他、鍋屋町でのコスモス街道の出現や商店街との連携が芽生え始める等、ワークショップという場がアリーナを形成し、単なる経験共有や情報交換だけではなく、様々な活動を創発した。

2005 年 2 月には、第 2 回「文化のみちワークショップ」が開催された。この 1 年の出来事や活動を振り返るとともに、名古屋市内の他の町並み保存地区での経験を踏まえて、文化のみちの魅力を広く発信するためには、どうすればいいのか、様々な知恵を紡ぎ、具体的な行動プログラムづくりを行うことに主眼を置き、多彩な知恵が出された。

3 回目として、2006 年 3 月には、『『文化のみち 再訪』～それぞれにとっての文化のみち その原点～』をテーマで開催した。このワークショップでは、まず、地域に想いを持つ人それぞれにとっての「文化のみち」を、今一度振り返りながら（再訪）、それぞれの原点に立ち戻り、想いを紐解き、参加者全員で共有した。その上で、文化のみちにこれからどのように取り組んでいったらいいか、SWOT 分析を活用して、いくつかの方向性を検討した。こうした成果は、文化のみちイラストマップづくりを進める上で重要な情報を生み出した。

2007 年 3 月に行う 4 回目を迎えるワークショップのテーマは「つなぐー人・まち・建物ー」とした。文化のみちが持つ「文化」とは、建物や施設といった「モノ」だけではなく、この「場」に想いを馳せる人々の「ココロ」であり、人々との「関わり合い」でもあるはずとの認識から、ワークショップという場を、そうした人やグループ、行政がどんな活動をしているのか、お互いに理解した上で、次のステップに向けた展望を紐解き、想いを参加者全員で共有する場、「ココロ」をつないでいく場としていくことを目的としている。

表：文化のみちワークショップの概要

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
	2004 年 1 月 18 日（日）	2005 年 2 月 19 日（土）	2006 年 3 月 5 日（日）	2007 年 3 月 21 日（水）
ワークショ ップのテー マ他	「文化のみちの明日を 語る」@ウィルあいち	「発信！文化のみち」 @ウィルあいち ※午前中に、ミニまち 歩き開催	「文化のみち再訪」@ 榎木倶楽部 ※山吹小の山吹遺産作 品展示	「つなぐー人・まち・ 建物」@榎木倶楽部 ※山吹遺産作品展示、 映像発表
テーマ設定 のねらい	貞奴邸や徳川園整備が 軌道に乗った今こそ っと文化のみちを知 り、広める。	万博イヤーに二葉館や 文化のみちの情報を発 信。他の町並み保存地 区と交流。	地域に思いを持つ人そ れぞれにとっての文化 のみちを振り返る。	この地域で活動する人 やグループ、行政等の 情報を共有し、心をつ なぐ。

文化のみちエリアでの連携や協働を通して、いくつかの成果や課題が見られる。

1) 多様な活動の創発

アリーナを通して、活動自体が他の活動とダイナミックに連携している。実際に、多様な関心を持つ個人の想いが紡ぎ出され、新たな活動が創発している。ただし、空間に結びつく活動への展開は、現時点では、不十分である。

2) 社会関係資本とネットワークの強化

アリーナを通して、個人や組織を介在とした様々なつながりが重層的に構築されてきている。特に、地域の人的つながり（橋渡し型社会関係資本）が強化される方向に機能している。一方で、市民と行政の間の連携型社会関係資本の強化と行政内の連携が不十分であり、その強化が課題である。

3) 地区まちづくりに向けた素地づくり

アリーナでは、エリアにこだわった議論や具体的な活動、そして、新たな地域資源の発掘がなされる等、共通のエリア認識と想いの共有が進展してきている。しかし、実際の空間変容への対応策までには、結びついていないのが課題である。

4) 活動団体の自立性と持続性の強化

実際に、連携や協働を行うことによって、活動団体の自立性の強化とより持続性を持った活動へと結びついている。行政発意の組織も、現在では、自分たちで活動資金を調達する等の努力が行われているが、これも、アリーナを通じた様々な刺激の影響である。

こうした成果は、まちづくりを進めていく上で、不可欠な要素であり、場（まちづくりアリーナ）の果たす役割は大きいと言える。

まちづくりでは、歴史や文化への共感や関心、まちの空間が醸し出す雰囲気、そこに住まう人々の存在が鍵となる。地域の歴史・文化・自然や環境への想いを育む資源、建造物や施設、モノが存在していることが不可欠である。地域資源等の保全・活用や発掘、また、こうした地域資源へのオーナーシップの醸成は、まちづくりアリーナの形成に向けた第一歩となる。

「自分たちの」という意識（オーナーシップ）が、まちへの想いを育み、活動へとつながる。文化のみち二葉館において、施設の活用や管理運営方針の段階で参加による検討を行ったように、早期段階から参加のプロセスを保障していくことがオーナーシップの育みにとって必要である。きっかけづくりという意味では、事前の単発型のイベントや講座型のまちづくり学習も必要である。こうした中から、まちへの想いが育まれ、また、ビジョンとして共有されることにより、多様な主体の互いの理解と主体間の連携へと結びついてくる。ただし、一過性のイベントに終わらせずに、まちづくりアリーナへと繋げていくフォローアップ活動が不可欠である。

さらに、地域の中に、個人的なつながりがあることも、プラスに作用する。このつながりは、必ずしもまちづくりへの関心がベースである必要はない。地域の社会関係資本を読み解き、育んでいくプロセスが重要である。

こうした「文化のみちワークショップ」をはじめとした文化のみちエリアでの取り組みは、「まちづくりアリーナ」の重要性とその可能性の一端を示している。

このように、地区まちづくりの推進のためには、地区まちづくりを育んでいくための場を作り、そこでの地域の情報交換や経験交流、意見交換を進めていくことが重要である。単に集まるということに意味があるのか、と問われるかもしれないが、何か目的を明確にするよりも、まずは、多様な想いや関心を紡ぐというところからスタートすることが重要である。多くの市民が気軽に、さらに、より主体的に参加できるような仕掛けやきっかけとして、また、自然とネットワークや連携が生み出されてくる仕組みとして「まちづくりアリーナ」等の場が機能することができる。

「まちづくりアリーナ」は、関心や想いを持った人やグループ、行政が、どんな課題を認識し、そのためにどんな活動をしているのかを互いに理解し、その上で、次のステップに向けた展望を紐解き、想いを参加者全員で共有する場、「ココロ」をつないでいく場である。

ただし、場が機能するためには、市民が自発性と主体性の意識を持って参加すること、他者に対して寛容であり、強制的なスタンスをとらないことが大事であり、それゆえ、場のファシリテーション・マネジメントは不可欠である。

（２）地区将来像・目標空間像の検討

名古屋市では、市全体レベル、そして、区レベルでは、まちづくりの構想は存在するが、地区レベルでのまちづくりのビジョンは明確にされているわけではない。ビジョン（将来像・目標空間像）は、まちを保全・修復・創造していくマネジメントの方向性を示すとともに、様々なルールの根拠となる。同時に、そこに住む人にとっては、まちへの想いや関心を一つのカタチとして示すものでもあり、活動を進める上での裏付けともなる。

多くの自治体において、近年は、総合計画や都市計画マスタープランを策定していく段階で、あるいは、地区まちづくりを推進していく段階で、市民が積極的に関わる形での地域や地区レベルでのまちづくり構想や計画を検討していくプロセスが内包されてきた。このプロセスは、同時に、市民にとって、まちへの関心を育むきっかけであったり、まちを再評価する機会でもあったり、さらに、行政との関係を見つめ直す機会でもある。

地区将来像の検討の手法や技法は、ワークショップを中心にいくつかあるが、名古屋市においては、現在までは、都市計画やまちづくりの文脈において、そうした機会は十分ではなかった。もちろん、大都市であることによる困難性、行政主導に慣れきってしまった体質、市民参加の熟度等といった物理的状況や社会的背景と無関係ではないが、少なくとも行政には、対話に基づくまちづくりへの転換の意思はそれほど感じられなかった。もちろん、意思決定や合意形成は容易ではない。一方で、市民参加や合意形成のあり方やそれを進める技法に対する懐疑的な見方もあったかもしれない。適切な合意形成プロセスのデザイン、そして、こうしたプロセスを運営する人たちの心得や信頼があれば、実施していくことは可能であるが、まずは状況づくりと、状況に応じたステップを踏む必要がある。その上で、パイロット的にでも、実際に、地区まちづくりのビジョンを描く取組みを行うことが必要である。

ここでは、白壁・主税・檀木町並み保存地区（以下、白壁地区）における実験的な取組みを通して地区将来像・目標空間像の検討例を示す。¹

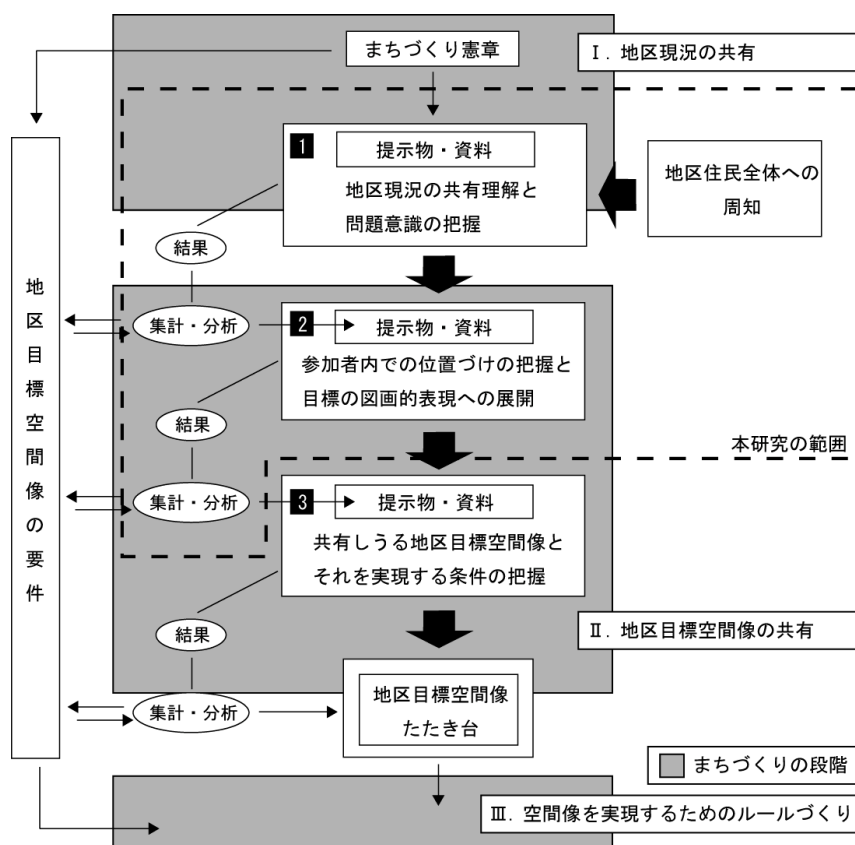
住環境を対象としたまちづくりにおいて、地区計画や建築協定といった法的拘束力を持つルールを定める際に重要となるのは、合意されるであろうルールや規制のレベルとともに、合意形成プロセスのデザインである。しかし、地区の特性上、住民同士が直接議論する場を設けることが難しく、地区の総意として、住民の合意にまでは至っていない。そこで、まちづくりプロセスの段階性を考慮して開発した多段階アンケート調査を、地区の住民を対象として試行することにより、ルールづくりのためのたたき台として住民に共有される地区目標空間像を探り、また、本調

¹ 本検討は、白壁コミュニティビジョニング研究会による共同研究の成果である。アンケート調査の事務局は、名古屋工業大学兼田敏之研究室（４年生の遠山元気氏、修士１年の井上恵介氏）が担った。

査法の可能性を検討していく。

1：調査対象地区の現状

ここでは、地区まちづくりは、図にあるように 3 つの段階を経て展開すると想定する。これを白壁地区に適用して見ていくと、第一段階にあたる「まちづくり憲章」の宣言が行われているが、現実には、次の段階へと展開できないでいる。そこで、本調査の担う役割を、現実の段階間を結ぶ橋渡しのための実験的試みとして位置づける。



図：まちづくりの段階

2：多段階アンケート調査の枠組みとその実施状況

本調査は全 3 回から構成され、各回のテーマは第一次調査を「地区現況の共有理解と問題意識の把握」、第二次調査を「参加者内での位置づけの把握と目標の図画的表現への展開」、第三次調査を「共有しうる地区目標空間像とそれを実現する条件の把握」と設定した。なお、各回の結果は、集計と分析を加え、次の調査票と共に参加者にフィードバックしている。表に示すように、今回行う調査範囲は第二次調査までとし、住環境の構成要素ごとに共有されるイメージを明確にし、それを踏まえて空間像の具体化を目指す。

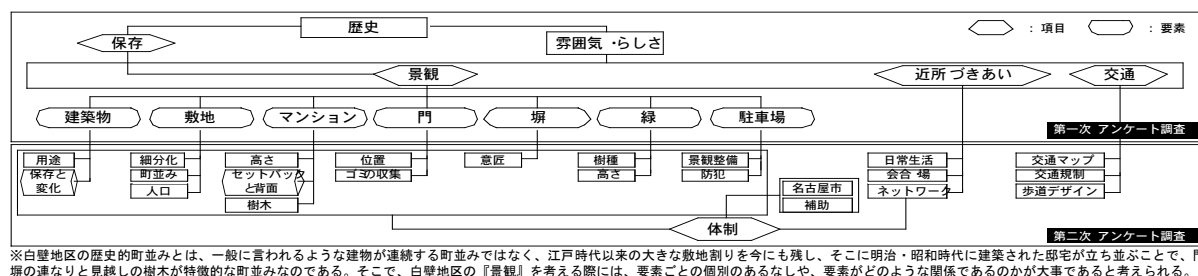
表：多段階アンケート調査の実施状況

	調査対象	時期	回答方法	配布数	回答数
多段階アンケート調査への参加お願い	白壁地区全世帯	2006年8月下旬～9月上旬	郵送・ファックス	521	22
第一次アンケート調査	多段階アンケート調査の参加者	2006年9月下旬～10月上旬	郵送・ファックス・電子メール	22	20
第二次アンケート調査	第一次アンケート調査の参加者	2006年11月中旬～11月下旬	郵送・ファックス・電子メール	20	17

3：第一次調査、第二次調査の実施と参加者の意向分析

1) 第一次アンケート調査結果とその分析

第一次調査における「地区の範囲」「白壁らしさ」「まちづくり行動指針の優先項目」「地区住環境の優先項目」「望ましいまちの姿」「住環境の変化」「関心のあるテーマ」といった設問の回答結果から、住民の重視する住環境の項目や要素、論点が抽出された。他にも、自由記述からも様々な意見が得られた。



※白壁地区の歴史的町並みとは、一般に言われるような建物が連続する町並みではなく、江戸時代以来の大きな敷地割りや今にも残り、そこに明治・昭和時代に建築された邸宅が立ち並ぶことで、門塀の連なりと見越しの樹木が特徴的な町並みなのである。そこで、白壁地区の『景観』を考える際には、要素ごとの個別のあるなしや、要素がどのような関係であるのかが大事であると考えられる。

図：多段階アンケート調査による論点の展開

2) 第二次アンケート調査結果とその分析

第一次調査より、地区目標空間像の目標として「閑静な住環境」が導き出され、第二次調査ではそれに大きく関わる「景観」「交通」「近所づきあい」の3つの項目について詳細な検討を行った。ここでは「景観」を中心に、分析結果を示す。なお「景観」については、上図にあるように7つの構成要素から設問を設定した。

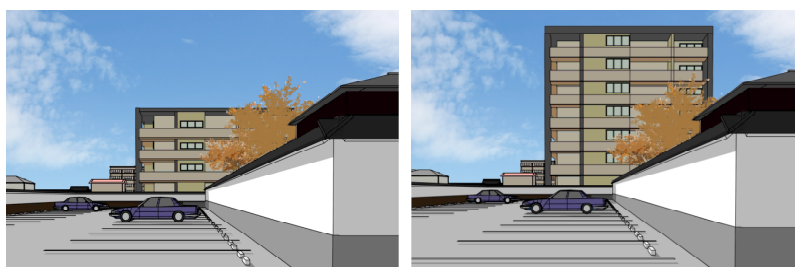
「マンション」に関しては、その見え方を、「前面の見え」、「町並みの見え（緑あり・なし）」、「背面の見え」という観点から総合的に参加者に判断を促した。



図：前面の見え（左（ケース A）：高さ 12m，中（ケース B）：高さ 24m，右（ケース C）：高さ 30m，各容積率 200%）

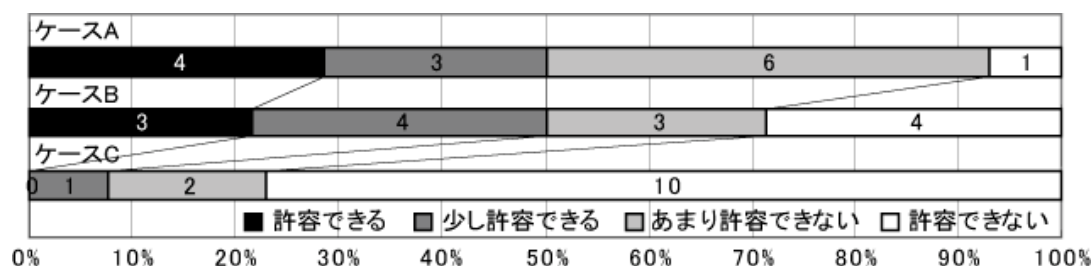


図：町並みの見え・塀越しの樹木あり（左：ケース A 右：ケース B）



図：背面の見え（左：ケース A 右：ケース B）

参加者の全体的傾向としては、ケース C を「許容できない」とする割合が他の 2 つに比べ高く、住民が現存する高さ以上の建築物を望んでいないことがわかる。また、ケース A とケース B の許容度に大きな差が見られない理由としては、ケース B のマンションが形状上セットバックによって、その圧迫感を和らげていることや、「町並みの見え」においてほとんどその姿を隠していることがある。同時に「背面の見え」は、参加者にとって判断の重要な基準とはならず、意識されにくいことがわかった。また、地区にとってどれだけ許容できるかという問いであっても、現実にある状況にある程度影響され、判断をしてしまうことが示唆された。他にも、「緑があることで許容できる」とする記述が多くあり、緑との調和がマンションの許容度の重要な要因となることがわかった。



図：「地区住民が許容できるか（4段階）」という設問の回答

表：許容できる度合いを判断された理由の記述の要約抜粋

	分類	記述内容	判断された絵	許容の度合い
ケース A	高さ	マンションの高さを抑えている。	②	-
		樹木・高さ（10m～15m）とほぼ揃っており調和が取れている。	②	少し許容できる
	セットバック	圧迫感がある	②	あまり許容できない
	緑	樹木でマンションを多少隠しているのでまあまあ許せる。	②	あまり許容できない
		緑の量を増やすことにより、良好な景観が得られやすい。	②	許容できる
	背面	全く注意がはられていない。	①・③	許容できる
	その他	マンションの存在することそのものを許せない	③	許容できない
ケース B	高さ	マンション7階は許容範囲を超えている。	③	許容できない
		周りの樹木の高さより頭ひとつ高く抜き出ており、調和を害する。	③	あまり許容できない
	セットバック	マンションが通りから奥まっているので圧迫感がなく許容できる。	①	-
		奥へ引っ込み樹木で覆われ隠れ方も大きいので許し加減が増す。	②	少し許容できる
	緑	高さに比べて、町並みから見た緑により圧迫感が緩和される。	②	少し許容できる
		高さが低く、道路から奥に建っているため、緑ありなら全く問題ない	①	許容できる
	背面	玄関側には気を配るが南側（ベランダ側）まで配慮しない。	③	少し許容できる
	その他	景観は勿論、日照においては全く住環境が異なってくる。	-	-
ケース C	高さ	マンションが極端に高く、問題外である。	①	許容できない
		あきらかに付近との調和がとれていない。	①・②・③	許容できない
	セットバック	マンションが道に迫り背が高く、マンション丸見えで最悪である。	①	許容できない
	緑	高いため、緑ありの場合でも景観に支障をきたすため。	②	許容できない
	背面	-	-	-
	その他	建物が強調され、安らぎが感じられません。	①	あまり許容できない

「塀」の意匠に関する参加者の全体的傾向としては、「一般的なマンションの塀」の意匠では地区の景観として「許容できない」とする傾向があり、歴史的な意匠が望ましいとされることがわかった。同様に「駐車場」の景観的配慮については、「駐車場」も地区の町並みに貢献することが望ましく、「デザインされた看板」では許容できないとする傾向があった。但し、防犯上の観点から「塀のみを設置する」とことと「植栽を施す」ことの望ましさは同程度となった。

表：マンションの塀の望ましい順位付けとその許容度

	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	望ましい 順位	許容でき る	許容でき ない
ア) 保存された塀		15	16	16	16	1位	16	0
イ) 歴史的な意匠を模した塀	1		12	15	14	2位	13	3
ウ) 生垣や植栽	0	1		14	15	3位	8	8
エ) 一般的なマンションの塀	0	0	3		13	4位	2	14
オ) 塀を設置しない	0	1	0	1		5位	2	14



図：「マンションの塀」についての選択画像

（左：一般的なマンションの塀、中：歴史的意匠を模した塀、右：保存された塀）

「閑静な住環境」ということから地区にとって望ましい「用途」について検討した。住民としては都市計画法上の第二種住居地域にあるような、まちの環境を望んでいないことがわかった。また、現存する「用途」に関しては許容できるという傾向があり、現実の空間変容によって許容の度合いは変化すると考えられる。

このように、多段階のアンケートによって、住環境を要素に分解し検討を行い、聞き方の工夫によって、空間像を具体化し、また、要素ごとに許容される範囲や要素間での優先度や結びつきの度合いといった現実的な条件を明らかにすることができた。

4：まとめ

住民への多段階アンケート調査によって、多様な意見を引き出し、まちづくり憲章の文言に見られる抽象的で一般的な表現から、具体的なイメージを想起できるほど住民の意向が詳細化され、住民に共有される空間像の要件が、明らかになった。つまり、地域性や地域の文脈を踏まえた技法を用いることによって、共有できるまちづくり構想や計画の立案は可能となる。こうした成果を積み重ねることによって、具体的なビジョンづくり、そして、ルールづくりへと結びつけることができる。

(3) 気づきやきっかけのデザインと対話型手法に基づくまちづくりの推進

まちづくりにおいて、人々の様々な想いや関心から新たな気づきを生み出す等きっかけづくりは重要である。同時に、個々の想いだけではなく、多くの人々の想いを紡ぎ出しながら、共有できるモノを生み出していくことが必要である。それを進める上で、徹底的な討議のプロセスを導入すること、そして、対話とファシリテーションの重要性を理解することは、まちづくりを進める上での第一歩である。近年、まちづくりプラン等でのワークショップが活用されるのも、そうした文脈にあるが、一方で、ワークショップが濫用され、単に「楽しい」「いい経験をした」に留まってしまうケースも見られる。まちづくりのシナリオを共有しながら、具体的な取組みをしていく必要がある。先にパイロット的な取組みの例を示したが、既存の取組みも、今後のあり方を射程に入れながら進めることによって、単なるアリバイ的な「参加」ではなく、新たなまちづくりへと展開させることも可能である。

a) イベントを契機としたまちづくりの展開

最近では、まちづくりに関連してイベントが行われることが多い。そうしたイベントも、うまくデザインされれば、具体の「まちづくり」へと展開させることもできる。例えば、まち歩きを実施する場合、そのテーマは、まち全体にしても、歴史的建造物、バリアフリー、防災、防犯等個別具体的であったとしても、単にまちなかを歩くだけではなく、まちの資源、課題を意識的に発見し、それを踏まえた「まちマップづくり」へと結びつける、さらに、まちの資源をまとめた「まちブックづくり」へとつなげていくことによって、個々のワークショップが、まちへの関心を誘うことも可能である。こうした取組みが、その後の活動のためのまちづくりの組織づくり、さらには、まちの生活像、目標像、空間像といったビジョンづくりやその実現に向けた活動・事業づくり、ルールづくりと発展させていくことも可能である。ただし、そうした展開を促す仕組みを合わせて検討することが肝要である。「特色ある区づくり事業」の多くで行われるマップづくりを、単に成果としての「マップ」づくりで終わらせることなく、それを活用した活動、そして、それによって空間へと誘われることによって、まちづくりはさらに展開することも可能である。

b) 計画づくりを契機とした展開

多くの地域では、総合計画や都市計画マスタープラン等のプラン策定の際に組織化された策定組織が、計画の策定後、まちづくりの推進組織として新しい組織や活動を立ち上げる等、計画の策定を契機に、まちづくりが新たな一歩を示す事例も少なくない。それは、プラン策定の際に、徹底的な討議のプロセスを通して、まちへのオーナーシップが高まり、実施主体として積極的にまちづくりへと関わっていかうという意識が醸成されてくるからである。

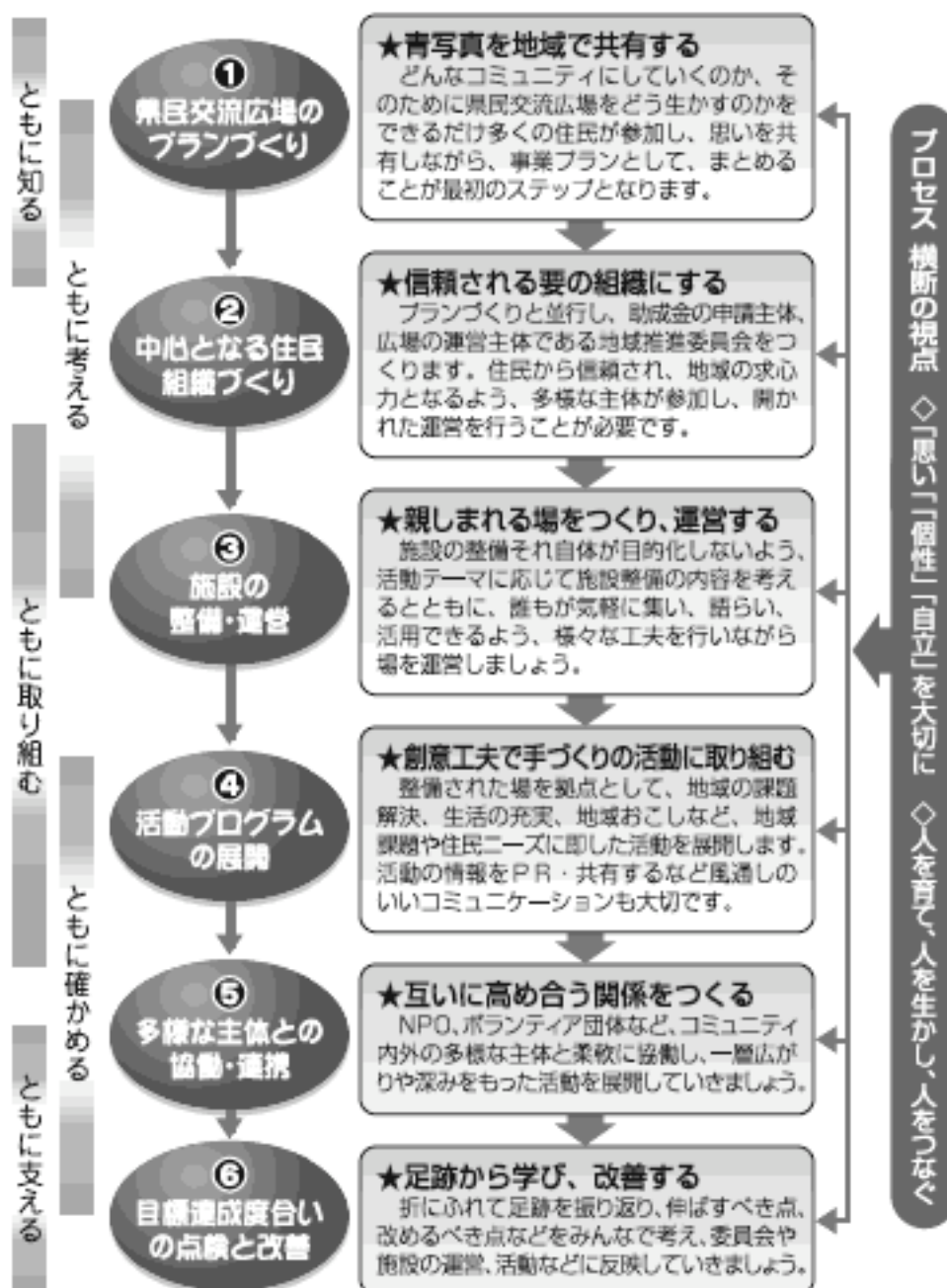
「名古屋市新世紀計画 2010」（2000 年 9 月）及びその実施計画や「都市計画マスタープラン」（2001 年 9 月）では、重点施策、主要施策等として市民参加型まちづくりについて、積極的な推進を位置づけている。ところが、計画策定において用いられた参加手法は、アンケート、提案募集、説明会、シンポジウム、パブリック・コメント、インターネットの活用といった従来から用いられてきたものが中心であり、参加者の創発性を重視するワークショップは用いられていない。

今後は、対話型計画づくりに積極的に取り組んでいくことにより、対話型計画づくりの意義を理解し、また、そのために必要不可欠なマインドの育成、能力形成を図っていくことが求められ、このことが、次世代型まちづくりを育んでいくことにつながる。

なお、参加型のプロセスは固定的には捉えるべきではない。討議内容に応じて柔軟に対応すべきであり、また、市民の主体性を育みつつ、関係性の変容に応じて、プログラムを進めることが重要である。そうでなければ、単なるパブリック・インボルブメントであり、アリバイづくりにもなりかねない。つまり、参加型まちづくりでは、一方的な押しつけ型のプログラム・デザインであったり、外部のファシリテーターに依存するカタチで進めていくべきではない。単に計画に市民の意見を反映させていくことを考えるのではなく、その後の実践的な活動を創発させていくことを考慮したデザインを行う必要がある。

c) 施設づくりを契機とした展開

施設づくりへの参加も、その施設をユーザーとしてよりよいものにするということだけではない波及効果を生み出す可能性がある。例えば、兵庫県では、「訪れ、集う空間としてのコミュニティの『場』」と「『場』を生かした手づくりの『活動』」を、県民交流広場と称して、身近なコミュニティ施設等を活用して整備される場と、そこで営まれる住民による手づくりの活動を支援している。こうした場を積極的に活かしたいくこともいいきっかけになる。



図：県民交流広場の展開プロセス（出典：兵庫県ホームページ）

（４）ターゲットを明確にした人材育成プログラムのデザイン

地区まちづくりにおいて不可欠なのは、「まちづくり」の考え方を理解し、まちづくりを進めるマインドや心得を持ち、さらに、まちづくり技法（計画技術及びファシリテーション技法）を習得していくことである。

人材育成においては、まちづくり現場の中で、まちづくりビジョンやルールづくりをリードできる人材を育成するのか、まちづくりの現場における対話や討議の運営のファシリテーションができる人材を育成するのか、関係性を変容させ、人と人とをつないでいくようなファシリテーターを育成するのか、あるいは、様々な主体をネットワークさせていくようなコーディネーターを育成するのか、これらを明確にした上で、それに応じたプログラムをデザインする必要がある。

まちづくりへの第一歩として、あるいは、まちへ人々を誘う目的での体験型や、本格的な学習型、即実践型（技法習得型）では、プログラムの内容が異なってくる。プログラムのデザインでは、目標を明確に設定し、育てる人材のターゲットをどこに定めるのかを意識する必要がある。

表：他地域で行われているまちづくり人材育成プログラムの例

	新潟市まちづくり講座～初級編～	堺市まちづくり実践ワークショップ
日時	2 日間で一つのカリキュラム	3 日間で一つのカリキュラム
テーマ	まちづくりの基本テクニックを学ぼう！ 講義と演習を通じて、和やかに話し合いに入るための工夫、初心者のためのワークショップ体験、意見を出しやすくするワークショップ形式の会議、まちづくり計画作成の極意。	まちづくりを楽しく継続的に進めるために－ 取り組み事例から学ぶ成功への秘訣 まちに賑わいを取り戻し、元気なまち、楽しいまちにするための効果的なイベントや広報活動等先進的にまちづくり活動に取り組んでいる地域の方を招き、まちの再生、活性化を図る効果的な戦略やまちづくりを楽しく継続的に進めるための秘訣を学ぶ。
講座カリキュラム	■ 1 日目（13:30-17:00） 13:30 オープニング・自己紹介 14:10 まちづくりにおける基本的な考え方 14:30 和やかに話し合いに入る工夫 15:15 まちづくりに使われる手法の紹介 16:00 ワークショップを体験しよう！ 16:45 本日のふりかえり ■ 2 日目（9:00-16:30） 09:00 オープニング・前日のふりかえり 09:15 演習 1：インタビューゲーム～まちづくりの基本は相手から意見を引き出す！ 10:30 演習 2：ワークショップ形式の会議の体験～カードを使った意見集約法 13:00 演習 3：ワークショップ形式の会議の体験（その 2）～ファシリテーター体験 15:00 講義：まちづくり計画作成の極意 16:00 全体でのふりかえり	■ 第 1 回：先進事例から学ぶ（18:00～20:45） 内容：講演、事例報告とパネルディスカッション「テーマ：（仮）まちづくりを楽しく継続的に進めるために」 ■ 第 2 回：まちづくりの基礎及び専門知識を学ぶ－その 1（18:15～20:45） 内容：まちづくり活動を楽しみ継続して進めるための基礎及び専門的知識や、様々な事例や手法を通して、今後のまちづくり活動に役立てていただけたための情報を習得する。 ■ 第 3 回：まちづくりの基礎及び専門知識を学ぶ－その 2（18:15～20:45） 内容：参加者間の意見交換を中心に、それぞれの地域での困りごと、悩みごとから解決策等を話し合い、これからのまちづくり活動のノウハウを探る。

第五章 結論と課題

5-1 まとめ

本研究では、次世代のまちづくりの方向性と、その実現に向けた支援的政策環境の方向性やそのあり方を検討してきた。

名古屋は、行政主導でハード主体の「都市計画」としての側面が強いが、近年は、市民主体のまちづくりへのシフトに向けた様々な萌芽が見られるようになってきた。そうした取組みからは今後のまちづくりに向けた環境や条件として、1) 地域内に、地域資源（歴史・文化・自然、歴史的建造物等）が存在し、コモンズになりうるものがあること、2) 地域への想いやこだわりを持った人（地権者、地域内と地域外）がいること、3) 地域資源や社会資源をつなぐ場があり、市民の主体性を育み、また、そこで様々な人材の発掘や育成が図られていること、4) 地域資源や社会資源を活かした多彩な活動を展開していること、5) まちづくりの視点を持とうとしていること、6) 人と人とのつながりが存在し、また、想いや関心に応じて作られる組織や団体の重層的なネットワークが構築されていること、7) 組織や団体が、開放性を持っており、絶えず新しい風を送り込もうとしていること、8) 様々な関心と専門性を持った人の関わりがあること、9) 連携やネットワーキングを可能とするファシリテーション・マインドを持った行政や専門家等が存在していること、が挙げられた。ただし、こうした取組みにおいても、地域空間マネジメントに関してはまだまだ課題が多い。

今後のまちづくりの方向性としては、魅力・活力・福祉力を向上させる地区レベルでの空間保全・修復・創造のマネジメントを目指すまちづくり（地域空間マネジメント指向型まちづくり）や社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の向上、地域（福祉）力の再生・向上・創造、地域コミュニティの再構築を目指すまちづくり（社会関係資本指向型まちづくり）が考えられる。これを推進するためには、明確な戦略のもとで、地区まちづくりを育む支援的政策環境をデザインし、また、地区まちづくりの推進のための環境づくりをし、その上で、具体的な取り組みを積極的に行うことが重要である。

5－2 今後の課題

今回は、名古屋における萌芽的な取り組みや他の地域の事例を踏まえて、住民参加システムのあり方を検討したが、今後は、さらに実践的な取り組みの中から、その実現可能性を検討するとともに、積極的に政策提言を行っていきたい。

主要参考文献

- 愛知県企画振興部地域振興課（2003. 2）「住民参加型地域づくりハンドブック」
- 饗庭伸（2005）「参加型まちづくりの技術の蓄積と今後の展望」PI-Forum、Vol. 1（1）、pp. 3-10
- 饗庭伸（2003）「参加型まちづくりの方法の発展史と防災復興まちづくりへの展開可能性」総合都市研究、第 80 号、pp. 90-102
- 秋元康幸・石津啓介（2005. 12）「横浜市におけるまちづくり提案制度」都市計画、Vol. 54/No. 6、pp. 50-55、日本都市計画学会
- 井澤知旦（2005. 5）「名古屋・白壁地区～歴史的町並み保存と市民活動」矢作弘・小泉秀樹編「シリーズ都市再生 1 成長主義を超えて 大都市はいま」所収、pp. 221-237、日本経済評論社
- 石塚雅明（2004. 11）「参加の『場』をデザインする～まちづくりの合意形成・壁への挑戦」学芸出版社
- 伊藤雅春・大久手計画工房（2003. 9）「参加するまちづくり～ワークショップがわかる本」農文協
- ウェイン・ベーカー（Wayne Baker）（2000）, “*Achieving Success Through Social Capital*”, Jossey-Bass Inc. [中島豊訳（2001. 8）『ソーシャル・キャピタル～人と組織の間にある「見えざる資産」を活用する』ダイヤモンド社]
- 上山肇・加藤仁美・吹抜陽子・白木節子（2004. 5）「実践・地区まちづくり～発意から地区計画へのプロセス～」信山社サイテック
- 延藤安弘（2001. 4）「『まち育て』を育む～対話と協働のデザイン」東京大学出版会
- 大阪ガス エネルギー・文化研究所（2003. 6）「特集 都市のソーシャル・キャピタル」CEL、第 73 号、大阪ガス エネルギー・文化研究所
- 小野尋子・大村謙二郎（2003. 11）「『中高層建築物紛争予防条例』における『調停』制度の課題：政令指定都市を事例として」都市計画論文集、No. 38-3、pp. 193-198
- 傘木宏夫（2004. 8）「地域づくりワークショップ入門～対話を楽しむ計画づくり」自治体研究社
- 金子郁容（2002. 4）「新版 コミュニティ・ソリューション～ボランティアな問題解決に向けて」岩波書店
- 川本直義（2006. 6）「地域の魅力資源を活用した市民の重層的ネットワーク形成に関する研究～名古屋市千種区城山・覚王山地区の事例～」文化経済学会（日本）久留米大会
- 川本直義・清水裕之・大月淳（2005. 2）「協働のまちづくりにおける行政主導から市民主導への移行に関する考察～名古屋市千種区城山・覚王山地区を事例として～」日本建築学会東海支部研究報告集、第 43 号、pp. 637-640
- 木下勇（2007. 1）「ワークショップ～住民主体のまちづくりへの方法論」学芸出版社

- 木下勇（2006.1）「地域ガバナンスと都市計画～町内会とまちづくり協議会をめぐって」高見沢実編「都市計画の理論～系譜と課題～」pp. 220-243、学芸出版社
- 菊田道夫監修（2003.12）「コミュニティ・イノベーション～魅力と活力のある地域をデザインする」NTT出版
- 窪田垂矢・小泉秀樹（2002.7）「マンション紛争問題を考える～都市計画の立場から」都市住宅学、No. 38、pp. 33-40
- 小泉秀樹（2006.1）「コラボラティブ・プランニング～多様な主体による討議にもとづく都市計画への転換」高見沢実編「都市計画の理論～系譜と課題～」pp. 266-292、学芸出版社
- 国際協力事業団・国際協力総合研修所（2002.8）「ソーシャル・キャピタルと国際協力【総論編】」
- 佐藤滋（2004.5）「新しい自治のためのアリーナとプラットフォーム」地方自治職員研修、pp. 11-12
- 佐藤滋編（1999.9）「まちづくりの科学」鹿島出版会
- 佐藤滋・早田幸（2005.11）「地域協働の科学～まちの連携をマネジメントする」成文堂
- 佐藤滋・真野洋介・饗庭伸編（2006.9）「復興まちづくりの時代～震災から誕生した次世代戦略」建築資料研究所
- 佐藤寛編（2001.12）「援助と社会関係資本」日本貿易振興会アジア経済研究所
- 佐藤寛編（2003.3）「参加型開発の再検討」日本貿易振興会アジア経済研究所
- 社会資本整備審議会次世代参加型まちづくり方策小委員会（2003.12）「『次世代参加型まちづくり』に向けて　とりまとめ」
- 神野直彦（2002.9）「地域再生の経済学～豊かさを問い直す」中公新書
- 佐藤圭二（2001.4）「市民参加の町づくりの検証～日本で最初のまちづくり：名古屋市栄東地区の街づくり運動の意味について」日本都市学会年報、Vol. 34、pp. 86-94
- 佐藤徹・高橋秀行・増原直樹・森賢三（2005.10）「新説　市民参加～その理論と実際」公人社
- 白石克孝・富野暉一郎・広原盛明（2002.9）「現代のまちづくりと地域社会の変革」学芸出版社
- 瀬口哲夫（2002.8）「歴史的良好住宅地の変容と社会システム～名古屋市白壁・主税・檀木町並み保存地区の場合」日本建築学会「社会制度と空間デザイン」pp. 75-79
- 世古一穂（1999.1）「市民参加のデザイン～市民・行政・企業・NPOの協働の時代」ぎょうせい
- 世古一穂（2001.2）「協働のデザイン～パートナーシップを拓く仕組みづくり、人づくり」学芸出版社
- 高木傭太郎（2005.12）「名古屋市城山・覚王山地区の『歴史と文化を活かしたまちづくり』～『身近な遊歩地域とコミュニティ育成のまちづくり』の事例として」東邦学園大学地域ビジネス研究所編／地域ビジネス研究叢書「むらおこし・まちおこしを考える」pp. 31-43、唯学書房
- 高見沢実編（2006.1）「都市計画の理論～系譜と課題～」学芸出版社
- 辻山幸宣編（2006.7）「新しい自治のしくみづくり」ぎょうせい

- 土木学会誌編集委員会編（2004. 3）「合意形成論～総論賛成・各論反対のジレンマ」土木学会
- 豊中市（1992. 12）「まちづくり条例のあらまし～身近なまちづくり活動を支援します」
- 豊中市政策推進部まちづくり支援課（2005. 6）「みんなの計画、役所の支援（第4版）」
- 内閣府国民生活局（2003. 8）「ソーシャル・キャピタル～豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて～」
- 内閣府経済社会総合研究所編（2005. 8）「コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書」
- 長野県総合計画審議会（2004. 3）「未来への提言～コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命～」最終答申
- 中伏香織・真野洋介・佐藤滋（2004. 10）「密集市街地における地域運営のアリーナ形成と展開プロセスに関する研究」都市計画論文集、No. 39-3、pp. 325-330
- 名古屋市（2001. 9）「まちづくりの基本方針～名古屋都市計画マスタープラン～」
- 名古屋市（2007. 1）「次世代におくる魅力的な都市の実現に向けて」
- 名古屋市住宅都市局（2006. 11）「名古屋市景観計画（素案）」
- 名古屋市都市計画審議会（2003. 11）「名古屋市における土地利用計画のあり方について（答申）」
- （財）名古屋都市センター（1999. 3）「名古屋市における地区総合整備に関する調査研究～既成市街地の都市開発整備手法に関する研究 その2～」（財）名古屋都市センター
- （財）名古屋都市センター（2004. 3）「美しい都市づくりのあり方に関する基礎的研究」（財）名古屋都市センター
- （財）名古屋都市センター（2005. 3）「住民主体の美しい生活環境づくりに関する研究～美しい都市づくりのあり方に関する基礎的研究（その2）～」（財）名古屋都市センター
- 錦澤滋雄（2006. 12）「地域の環境共生に向けた社会的合意形成～対話の場の形成と運用」計画行政、第29巻第4号、pp. 29-35
- 日本建築学会編（2004. 3）「まちづくり教科書第1巻 まちづくりの方法」丸善
- 日本建築学会編（2004. 12）「まちづくりデザインのプロセス」丸善
- 日本建築学会編（2005. 6）「まちづくり教科書第8巻 景観まちづくり」丸善
- 日本福祉大学 COE 推進委員会編（2005. 3）「福祉社会開発学の構築」ミネルヴァ書房
- 野嶋慎二（2001. 12）「多様な市民組織による持続的な地域発意～事業との連動とそのプログラム」都市計画 234、pp. 23-26
- 野嶋慎二・松元清悟（2001. 11）「まちづくり市民組織の発足と展開のプロセスに関する研究～長浜市中心市街地の事例～」都市計画論文集、No. 36、pp. 7-12
- （財）ハウジングアンドコミュニティ財団（2005. 3）「住まい・まちづくり活動事例集」（財）ハウジングアンドコミュニティ財団

- 服部聡・瀬口哲夫（2003. 9）「名古屋市における地区計画制度について研究～実態とその分析～」日本建築学会大会梗概集、F1、pp. 761-762
- 林泰義（2003. 4）「コミュニティが生む『新しい公共』」日本建築学会意味のデザイン小委員会編著「対話による建築・まち育て」所収、pp. 30-57、学芸出版社
- 原科幸彦編（2005. 9）「市民参加と合意形成～都市と環境の計画づくり」学芸出版社
- 原科幸彦編（2006. 1）「環境計画・政策研究の展開～持続可能な社会づくりへの合意形成」岩波書店
- 原田寛明監修・佐藤徹編（2006. 3）「地域政策と市民参加～『市民参加』への多面的アプローチ」ぎょうせい
- 日置雅晴（2004. 5）「都市環境を巡る紛争事例の実情と規制の課題」住宅、Vol. 53、pp. 9-13
- 久隆浩（2003. 3）「住民主体のまちづくりの取り組みと実践～交流の場を核とした協働のまちづくりシステムの展開～」pp15-25、マッセ研究紀要第六号、（財）大阪府市町村振興協会
- 福井市地域づくり市民参画条例（仮称）検討委員会（2006. 3）「～（仮称）福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例～委員会報告書」
- 藤田哲（2003）「名古屋白壁町マンション建築禁止仮処分事件」青年法律家、No. 388
- 分権型社会の都市・地域ビジョン研究会（2003. 3）「分権型社会の都市・地域ビジョン研究 パートナリーシップによる地域マネジメント分科会 研究報告書 2000～2002 年度」
- 北海道知事政策部編（2006. 2）「ソーシャル・キャピタルの醸成と地域力の向上～信頼の絆で支える北海道～」
- 北海道大学公共政策大学院・日本政策投資銀行地域政策研究センター（2006. 10）「ソーシャル・キャピタルと地域経営」ソーシャル・キャピタル研究会報告書
- 堀公俊・加藤彰編（2006. 9）「ファシリテーション・グラフィック～議論を『見える化』する技法」日本経済新聞社
- 前田亮（2004. 5）「まちのルールづくり相談センターと『地下室マンション』の制限条例～横浜市におけるマンション紛争への取り組み～」住宅、Vol. 53、pp. 24-30
- 宮川公男・大守隆（2004. 9）「ソーシャル・キャピタル～現代経済社会のガバナンスの基礎」東洋経済新報社
- もめタネ研究会（2005. 11）「もめごとのタネはまちづくりのタネ」
- 山内直人・伊吹英子編（2005. 3）「日本のソーシャル・キャピタル」大阪大学大学院公共政策研究科 NP0 政策情報センター
- 山本正彦（2005. 3）「有松のまちとまちづくり」東邦学園大学地域ビジネス研究所編／地域ビジネス研究叢書「有松・鳴海絞り」と有松のまちづくり」pp. 53-138、唯学書房
- 横浜市都市経営局政策課（2006. 3）「特集：地域から築く『新しい公共』」調査季報、158

横浜市まちのルールづくり相談センター（2005. 10）「住民合意形成ガイドライン」

吉村輝彦（2006. 1）「都市計画とソーシャル・キャピタル（社会関係資本）」高見沢実編「都市計画の理論～系譜と課題～」pp. 169-193、学芸出版社

吉村輝彦（2005. 10）「多様なまちづくりアリーナを通したまちづくりの展開～名古屋市『文化のみち』エリアを事例として～」日本不動産学会平成 17 年度秋季全国大会（学術講演会）梗概集 21、pp. 13-16

吉村輝彦（2004. 6）「『文化のみち』フィールドにみる次世代型まちづくりへの萌芽」pp. 2-9、地域問題研究、No. 67、地域問題研究所

吉村輝彦・杉崎和久・三矢勝司（2002. 6）「参加型まちづくりにおける次世代型ネットワーキングのあり方に関する研究」（財）第一住宅建設協会

吉村輝彦・三矢勝司（2005. 8）「多様な主体の緩やかな連携とまちづくりアリーナの形成によるまちづくりの展開～名古屋市文化のみちフィールドを事例として～」日本建築学会大会梗概集、F1、pp. 105-108

謝辞

本研究にあたっては、実に多くの人にお世話になった。日頃からのみなさんとの語らい、実際の現場で感じたこと、実践的に行ってきたこと、これらが本研究の基盤である。

特に、ここ何年にわたって関わっている「文化のみちエリア」での様々な活動や参与観察、そして、そこで想いを持って関わっている人々との語らいなくして本研究は成り立たなかった。実際、東区まちそだての会、NPO 法人榎木倶楽部、文化のみちワークショップ実行委員会の方をはじめとして多くの人から多くのことを学んだ。そういう意味で、自分自身が育てられた。特に、兼松はるみさん、小出ゆかりさん、中山正秋さん、坂野慎司さん、松田和彦さん、三矢勝司さん、川本直義さんからは多くのことを学んだ。記して、感謝したい。

また、共同研究を行った名古屋工業大学の兼田敏之さん、井上恵介さん、遠山元気さん、太田明さんにも大変助けられた。感謝したい。

最後に、(財)名古屋都市センターのみなさん方にも、機会がある時に、いろいろと議論できたことは大変有益だった。この場を借りて、感謝したい。

引き続き、名古屋のまちづくりと関わりながら、まちづくり活動や研究活動を行っていきたいと思っている。

2007年3月吉日

吉村 輝彦